

令和6年 第1回臨時会 第2回定例会

大和村議会会議録

令和6年5月30日 開会

令和6年5月30日 閉会

令和6年6月17日 開会

令和6年6月21日 閉会

大和村議会

令和6年第1回大和村議会臨時会会期日程

令和6年5月30日（木） 会期1日間

日 次	月 日	曜日	会議別	日 程
第1日	5月30日	木	本会議	開 会（臨時議長） 仮議席指定 議長選挙 副議長選挙等の議会構成案件 3件 一部事務組合議会議員選挙 3件 監査委員の選任同意 1件 契約案件 2件 令和5年度補正予算専決処分承認 5件 条例専決処分承認 3件 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について 閉会

第 1 回 大和村議会臨時会

第 1 日

令和 6 年 5 月 3 0 日（木）

大 和 村 議 会

令和6年第1回大和村議会臨時会会議録

令和6年5月30日（木）

午後1時30分 開 会

1 議事日程

臨時議長紹介（議会事務局長）

開会の宣告

日程第 1 仮議席の指定

日程第 2 議長の選挙

（追加日程）

日程第 1 議席の指定

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 副議長の選挙

日程第 5 常任委員の選任

日程第 6 議会運営委員の選任

日程第 7 大島地区衛生組合議会議員の選挙

日程第 8 大島地区消防組合議会議員の選挙

日程第 9 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙

日程第10 同意第 2号 大和村監査委員の選任について

日程第11 議案第30号 令和6年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託請負契約の締結について

日程第12 議案第31号 小型ポンプ付軽積載車購入取得について

日程第13 承認第 2号 令和5年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

日程第14 承認第 3号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

日程第15 承認第 4号 令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

日程第16 承認第 5号 令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

日程第17 承認第 6号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

日程第 18 承認第 7 号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 19 承認第 8 号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 20 承認第 9 号 大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第 21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。(8名)

1 番	奥 田 浩 一 君	6 番	藏 正 君
2 番	市 田 実 孝 君	7 番	勝 山 浩 平 君
3 番	前 田 清 和 君	8 番	中 井 文 忠 君
5 番	重 信 安 男 君	9 番	奥 田 忠 廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	森 永 学 君	主 査	後 藤 美穂子 君
--------	---------	-----	-----------

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	前 田 逸 人 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君	産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君
教委指導主事	里 中 卓 麻 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	児 玉 明 美 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午後1時30分

○議会事務局長（森永 学君）

皆さん、こんにちは。事務局長の森永でございます。本臨時会は一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の奥田忠廣議員を御紹介いたします。奥田忠廣議員、どうぞ議長席のほうへお願いいたします。

○臨時議長（奥田忠廣君）

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました奥田忠廣でございます。本日招集されました令和6年第1回臨時議会の開会にあたり、地方自治法第107条の規定によって、私が臨時議長の職務を行います。各議員の御協力をよろしくお願いいたします。

日程に入ります前に、村長から発言の申し出があります。

これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一言、御挨拶をさせていただきます。

去る5月19日に行われました大和村議会議員選挙におかれまして当選をされました8名の議員の皆様、誠に御当選おめでとうございます。その中で再選を受けられた皆様方は、これまでの議会活動が有権者から皆さんの実績が評価された賜物であるというふうに思います。今後とも初心に帰っていただいて、これからも村政の発展のために議員としての役目をしっかりとやっていただければというふうに思っております。また、今回の選挙で初当選をされました奥田浩一議員様におかれましては、地域の期待を担っているというふうに思いますので、周りの議員の皆さんとしっかり連携を図りながら議会活動に取り組んでいただきますことを願っております。また、今回の議員選挙におきまして、長きに渡り当選を勝ち取りました奥田忠廣議員におかれましては、長い間の村政をしっかりとこれまで見届けながら議会活動を進めてきたというふうに思っております。これからもこれまでの実績をしっかりと我々後輩たちに御指導賜りながら、村政の発展のためにお力添えを賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、御案内のとおり、大和村におきましても少子高齢化、人口減少に歯止めのかからない状況でございます。先般の報道等にありました消滅可能性自治体ということで上げられておりますけれども、我々は何もせず取り組むんじゃなくて、これまで議会の皆様のいろいろと御理解の中で村政を進めてきたつもりでございます。しかしながら、なかなかその成果が表れてない現状もございますので、これからはしっかり議員の皆さんのこれまでの御提言をいただいたことを含めてですね、我々も定住促進を中心とした取り組みを進めていかなければならないというふうに思っております。

また、4月19日にオープンをいたしました奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートの効果もござい

まして、皆さんの御理解の中で村有地に住宅整備をしたことによって、多くのIターンの方が従業員として働いていただいております。このことも含めて、我々は今後、政策住宅を含めた中での村内における住宅整備計画を見直しながら、これから進めていきたいというふうにも考えておりますので、どうぞ議員の皆さんのこれまでと変らぬ御指導と御理解をいただきますようお願いをさせていただきます。

私たち行政職員は、村民目線は変わらず、皆さんと一緒に行政運営を務めてまいりたいと思います。小さくとも光り輝き続ける村づくりに、これからも議会と一緒に進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞ議会の皆様は、これまで選挙運動で公約を掲げ実現できるように、我々も皆さんのしっかり御意見を賜って、村政を進めていくことをここにお約束をさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、今回当選されました8名の議員の皆さんの今後ますますの御活躍、そして村政の発展のために皆さんとともに両輪のごとく進めることを、皆さんと期待しながらお祝いの言葉とさせていただきます。このたびの御当選本当におめでとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

-----○-----

○臨時議長（奥田忠廣君）

ただいまから、令和6年第1回大和村議会臨時議会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付されております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（奥田忠廣君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

-----○-----

日程第2 議長の選挙

○臨時議長（奥田忠廣君）

日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○臨時議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、3番、前田清和君に指名をさせることといたしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、3番、前田清和君に指名させることに決定いたしました。

○3番（前田清和君）

それでは、推薦をさせていただきます。

6番、蔵議員を議長に推薦いたします。

○臨時議長（奥田忠廣君）

お諮りいたします。

ただいま前田清和君が指名いたしました蔵 正君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（奥田忠廣君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました蔵 正君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました蔵 正君が議場におられます。

会議規則第33条2項の規定によって当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

○議長（蔵 正君）

皆さん、こんにちは。議長就任にあたり、一言御挨拶申し上げます。まず、同僚議員の皆様、このたびは私を議長に推挙いただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。また、このたびの大和村議会議員選挙におきまして、村長をはじめ、役場職員の皆様、報道機関の皆様方、各方面から御協力を賜り、誠にありがとうございました。

私はこのたびの選挙期間中、議会報告会を中心とした村民の声を聞く機会を増やし、村の政策に活かしていくことを村民に約束してまいりました。これまでの村長を中心とした村の政策の成果で、若い世代の定着が図られ、人口減少対策に大きく寄与していると感じています。一方で、産業振興の課題や介護の現場の課題、保育所の課題等々、変化する時代に見合った柔軟な対応も望まれているところです。小さくても光り輝き続ける大和村を維持するためには、村の政策に対して村民はどのように感じているのか。クローズアップされていない困りごとはないのか。村民の声を幅広

く聞き取ることが村政の検証となります。また、その声を政策に生かしていく、その循環こそが光り輝き続ける村づくりの秘訣です。我々議会の使命はその循環機能の構築であると考えています。村民に寄り添った議会づくりを目指します。

また、今回の選挙は奥田浩一君の参戦により、かろうじて選挙の形が取れましたが、議員の成り手不足も本村議会の喫緊の課題であります。議会報告会等を通じて議員活動のやりがい、特に若い世代に伝えていきたいと思います。6月議会終了後にはさっそく行動を起こしますので、同僚議員の全面的な御協力をお願い申し上げまして、議長就任の挨拶といたします。以上、よろしくお願いいたします。

○臨時議長（奥田忠廣君）

これで、臨時議長の職務は終了いたしました。

御協力ありがとうございます。

藏君、議長席にお着きください。

○議長（藏 正君）

それでは、さっそく始めたいと思います。

-----○-----

日程第1 議席の指定

○議長（藏 正君）

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、議会規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定いたします。

-----○-----

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（藏 正君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、奥田浩一君及び2番、市田実孝君を指名いたします。

-----○-----

日程第3 会期の件

○議長（藏 正君）

日程第3、会期の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日の1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

-----○-----

日程第4 副議長の選挙

○議長（蔵 正君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、3番、前田清和君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました前田清和君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました前田清和君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました前田清和君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

○副議長（前田清和君）

皆さん、こんにちは。議長よりお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し上げます。ただいま栄誉ある大和村議会副議長に互選いただき、誠に光栄であるとともに、心から厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。今まさにその責任の重さに痛感しているところではございますが、皆

様方から御推薦いただいた以上、藏議長を補佐申し上げ、そして皆様方のお力添えをいただきながら、円滑な議会運営、そしてさらなる議会活動の活性化に向けて精いっぱい努めてまいりたいと思っております。どうぞ先輩、そして同僚議員の皆様方のこれからもお力添えをいただきながら、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げて、御挨拶とさせていただきます。本日はどうも本当にありがとうございました。

-----○-----

日程第5 常任委員の選任

○議長（藏 正君）

日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、1番、奥田浩一君、2番、市田実孝君、3番、前田清和君、5番、重信安男君、6番、藏 正君、7番、勝山浩平君、8番、中井文忠君、9番、奥田忠廣君、以上の8名を総務建設委員に指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を常任委員に選任することに決定いたしました。

なお、常任委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、常任委員会で互選することになっていますが、午前中の全員協議会におきまして協議しましたので、報告いたします。

総務建設委員長に、2番、市田実孝君、総務建設副委員長に、1番、奥田浩一君が決定いたしました。

-----○-----

日程第6 議会運営委員の選任

○議長（藏 正君）

日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、3番、前田清和君、2番、市田実孝君、7番、勝山浩平君、9番、奥田忠廣君、以上の4名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員の選任することに決定いたしました。

なお、議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、議会運営委員会で互選することになっていますが、午前中の全員協議会におきまして協議しましたので、報告いたします。

議会運営委員長に、3番、前田清和君、議会運営副委員長に、2番、市田実孝君が決定いたしました。

-----○-----

日程第7 大島地区衛生組合議会議員の選挙

○議長（蔵 正君）

日程第7、大島地区衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大島地区衛生組合議会議員に9番、奥田忠廣君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました奥田忠廣君を大島地区衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました奥田忠廣君が大島地区衛生組合議会議員に当選されまし

た。

-----○-----

日程第8 大島地区消防組合議会議員の選挙

○議長（蔵 正君）

日程第8、大島地区消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いを
す。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

大島地区消防組合議会議員に1番、奥田浩一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました奥田浩一君を大島地区消防組合議会議員の当選人と定めること
に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（蔵 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました奥田浩一君が大島地区消防組合議会議員に当選されまし
た。

-----○-----

日程第9 奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙

○議長（蔵 正君）

日程第9、奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に、8番、中井文忠君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました中井文忠君を奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました中井文忠君が奄美大島地区介護保険一部事務組合議会議員に当選されました。

-----○-----

日程第10 同意第2号 大和村監査委員の選任について

○議長（藏 正君）

日程第10、同意第2号、大和村監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

議会議員の中から選任をされていましたが監査委員の任期満了に伴い、新たに議会議員の中から勝山浩平議員を選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるため御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村監査委員の選任について、内容の御説明を申し上げます。

専任の同意を求めています委員は、住所、鹿児島県大島郡大和村大字名音50番地2、氏名、勝山浩平、生年月日、昭和49年11月4日であります。履歴の主な概要につきましては、お配りいたしました資料のとおりであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

ただいま議題となっております大和村監査委員の選任については、議会で推薦した案件のため、質疑、討論は省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

失礼しました。ここからやりなおしますね。

ただいま議題となっております大和村監査委員の選任については、議会で推薦した案件のため、質疑、討論は省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これから、同意第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（藏 正君）

起立多数です。

したがって、同意第2号、大和村監査委員の選任について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

-----○-----

日程第11 議案第30号 令和6年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託請負契約の締結について

○議長（藏 正君）

日程第11、議案第30号、令和6年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託の請負契約締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度施行大和村防災行政無線設備更新業務委託請負契約の締結について、内容の御説明を申し上げます。

まず、防災行政無線設備更新業務委託の概要につきましては、本村の防災行政無線は、平成22年度にアナログからデジタルに移行し15年が経過いたしました。令和2年度には役場無線室の機器更新を行い、令和4年度から3カ年計画で国が推奨する規格へ、大金久中継局、各集落の屋外子局及び各家庭にある戸別受信機の更新を年次的に行い、村民へ早く正確な情報を周知ができるよう機能強化を図るものであり、このたび、村内8集落の屋外拡声子局12局と新設4局のほか、屋外スピーカーとあわせて戸別受信機の更新について仮契約を行っております。

契約の方法といたしまして、随意契約での執行となっております。契約金額は1億117万8,000円、契約の相手方は、住所、鹿児島県大島郡龍郷町中勝2419番地1、氏名、株式会社奄美通信システム、代表取締役、椛山幸一であります。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（勝山浩平君）

任期初めての発言になりますが、またいろいろ御面倒をおかけすることが多々あると思いますけれども、御指導賜りますようお願いを申し上げます。

午前中の全員協議会の中で説明いただきましたが、更新をして残りの8集落、アンテナ、屋外スピーカー、戸別受信機などの整備、加えて屋外、これまでの難聴地域の解消を図るということでしたが、事業の内容の説明を再度お願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

事業の概要につきましては、まず、令和5年度に湯湾釜、大棚、名音集落に関しましての3集落は、屋外と、そして戸別受信機を整備済でございます。そのほかの8集落におきまして、先ほど申し上げました屋外の拡声子局と拡声、屋外ですね、子局を12局と、新たな新設する4局は、先ほど勝山議員のほうからございました難聴地域の・・・における屋外子局の新設4局でございます。あわせて、屋外スピーカー42基と、あとは戸別受信機、そのほかコンクリート柱、そういったものの概要となっているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

特に屋外での難聴地域ですね、湯湾釜とか名音などありましたが、その他の集落でも聞こえないところがないのか、嘱託員に確認していくということでありましたが、今回のこの事業で全て改善が図れますか。また、早目の整備が望まれますが、整備の完了時期はいつぐらいになりますか。

○総務課長（政村勇二君）

まず、事務嘱託員のほうにも確認はいたしていきたいと思います。全員協議会の中で、1件ちょっと懸案事項といいますか、御提案がありましたのが、今回、奄美温泉ハナハナビーチリゾートが開設した向こうの地域におきましては、改めて再度調査をさせていただきまして、聞こえない状況でいるようでしたら、また追加で御提案させていただきたいというふうには考えているところでございます。

そのほかですね、また難聴地域も合わせまして、そのほかの地域におきましてもですね、また事務嘱託員を主にですね、今回整備後にもですね、また聞こえないところがあるようであれば、また追加での対応を図っていききたいと思いますし、行っていききたいと思います。そして、この整備時期に関しましては、実際今、この臨時議会で仮契約から本契約ができる可決をいただきましたら、本契約をいただけるところではあるんですけれども、実際、半導体の準備がというところは業者からも伺っているところでございますので、一応、今年度末、令和6年度末をもつての整備完了としていきたいというふうに思いますが、またその動向によってはですね、また改めての追加の御提案というところも可能性としては無きにしも非ずかなというところでございます。なるべく今年度中での整備を推進していきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

社会福祉協議会のほうで受信機が傍受をしにくいという声をいただきまして、昨年9月に質疑で要望させてもらっているんですが、その社協の受信状況、またその周辺の調査等の状況などは済まされておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

前回、議会のほうで御提案というか、お話をいただきまして、現場の方にもその担当職員並びに今回こういった令和5年度中にですね、整備している業者でございしますが、そういったところにも確認をしているところでございますので、そういった難聴地域も踏まえて、今回整備推進を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

この事業はですね、3年の事業で村が起債を起こしてやる事業ですけれども、この随意契約という契約の在り方、これ3年間で2億超すんですよ。こういう大きな金額の随意契約というのは、最初の契約から随意をしなければいけないというように決まっているようなものの、決まってやっ

ているのか。それとも最初の1年目、2年目、これ3年目で終るわけですけども、随意しなくてもいいこともあるんですか。これはもう随意でいかなければ、この事業は完成しない、そのような事業なんですか。

○総務課長（政村勇二君）

確かに本事業は令和4年度に、まず一番最初の契約をさせていただきました。そのときもですね、随意契約で1年目から随意契約をさせていただいております。その理由といたしましては、その10年経過した防災行政無線の更新にあたりまして、どうしても旧防災無線を保守点検している業者から新たに今回引継をするタイミングでですね、どうしても特殊な防災行政無線の移行に関しても、保守点検業務を行っている業者が有利であろうというところでございまして、地方自治法の施行令第167条の2第1項第2号、こちらの条分がですね、不動産の買入れ又は借入れ、地方公共団体が必要とする物品の製造修理、加工又は納入に使用させるため、必要な物品の売払いその他の契約でその性質目的が指名競争入札に適さないものとするときという条分がございます。ですので、その10年前、10年前といいますか、旧防災無線から新しい今回の防災無線移行するにあたり、やはりその引継ぎ、スムーズな流れ、どうしても防災無線で切ることができなかったもんですから、その引継ぎを運行するために随意契約で1年目からさせていただいているところでございます。

○9番（奥田忠廣君）

私がね、お尋ねしたいのはこういうことじゃない。これ、3年前から随意をやる。そして大体この2億ぐらいかかるということで随意でやりますよということであれば、この随意をやるそのいきさつ、というのは、その1年目からね、こうこういう理由でこうやりますよ、随意でやりますよというような説明は議会でやらないと、2億という高額の金額を随意でやるということには違和感を感じるんです。だから、今後ね、随意でやらずにちゃんいけない、これが1年じゃなくて、2年も3年も続くような随意契約をやらずにちゃんいけない場合は、やはりきっちりしっかりと議会にも詳細なことを説明をしていただきたい。いかがですか、村長。

○総務課長（政村勇二君）

確かに令和4年度にまず現地を大金久中継局に行かれたときに、現地を見ていただいて、そのときに議決案件6,000万の初年度は事業だったと思います、6,039万。そのときに3年間の総合的な契約金額がなかなか、この物価高騰もあり見えてこなかった部分もありはしたんですけども、そのときにですね、概算でこういったものであるということが、もし分かるようであればですね、今後とも計画を立て、何カ年計画の中での随意契約際にはですね、改めてまた初年度のほうにしっかりとした形で皆さんのほうにお示しできればというふうに考えております。

○議長（藏 正君）

9番、奥田忠廣君、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第31号 小型ポンプ付軽積載車購入取得について

○議長（藏 正君）

日程第12、議案第31号、小型ポンプ付軽積載車購入取得についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

小型ポンプ付軽積載車購入取得についての提案理由を申し上げます。

大和村消防団の小型ポンプ付軽積載車購入取得の契約締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条議会の議決に付すべき財産の取得又は処分の規則に基づき、御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

小型ポンプ付軽積載車購入取得について、内容の御説明を申し上げます。

現在、大和村消防団大金久分団に配備しております小型ポンプ付軽積載車におきましては、平成9年度に購入配備されて、導入から25年が経過し、経年劣化による支障の懸念もあることから、今回、新たに小型ポンプ付軽積載車を購入し、現在所有する軽積載車との入替え更新を行うことで、消防団活動における資機材の充実を図り、消防力体制の向上に取り組むものでございます。

なお、契約の方法といたしましては、指名競争入札により執行し仮契約を行っている状況でございます。契約の金額といたしましては858万円、契約の相手方は、住所、鹿児島市松原町12番32号、氏名、鹿児島森田ポンプ株式会社、代表取締役、尾曲昭二でございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は可決されました。

-----○-----

日程第13 承認第2号 令和5年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第13、承認第2号、令和5年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村一般会計補正予算（第8号）は、歳入におきましては特別交付税の増額、歳出におきましては財政調整基金積立など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和5年度大和村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し

上げます。

一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出それぞれ7,223万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,793万円にいたしました。今回の補正は、歳入歳出ともに令和5年度の事業実績等による補正でございます。

歳入の主なものを御説明いたします。

10ページをお開きください。

款1村税から12ページまでの款8自動車税環境性能割交付金までは、収入見込及び実績に伴う調整をしております。

12ページをお開きください。

款10地方交付税は、特別交付税の交付額の確定に伴い、9,841万8,000円を増額いたしました。地方交付税の総額18億2,980万7,000円の内訳でございますが、普通交付税の総額が16億5,138万9,000円、特別交付税が1億7,841万8,000円となっております。前年度に対し普通交付税が9,494万1,000円の増、特別交付税は1,062万1,000円の増となりました。令和5年度当初予算と比較いたしますと、2億9,359万9,000円の増となっております。

13ページをお開きください。

款13使用料及び手数料、項2使用料以降につきましても、収入見込及び実績に伴い調整をしております。

14ページをお願いいたします。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3公共土木施設災害復旧費国庫負担金は、災害の激甚認定に伴い河川等災害復旧費負担金を4,870万5,000円計上いたしました。

18ページをお開きください。

款17寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金は、四つの企業、一つの協議会からの合計で127万9,000円を計上いたしました。同じく目2まほろば大和応援寄附金は、寄附金の増により77万7,000円を増額いたしました。令和5年度におけるまほろば大和応援寄附金の実績といたしまして、件数で833件、寄附金額が合計1,627万7,000円となりました。

同じく18ページでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目2振興基金繰入金は、奨学金貸付分と奨学金返済支援分の差引き合計で277万2,000円を減額計上いたしました。同じく目4ふるさと応援基金繰入金は、定住促進住宅建設分や集落看板設置費用などの歳出実績の減額により690万円を減額計上いたしました。

20ページをお開きください。

款21村債におきましては、各起債を調整し、合計で6,240万円を減額いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

21ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節25寄附金は、能登半島地震への義援金40万円

と台湾東部沖地震への義援金10万円の合計で50万円を計上いたしました。

22ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費、節24積立金において、財政調整基金を2億1,052万2,000円の増額と振興基金を9万7,000円の合計で2億1,061万9,000円を積み立てました。

なお、令和5年度末の財政調整基金は、前年度より8,600万円減の7億5,665万7,000円になる見込みでございます。

同じく22ページでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目6財産管理費、節13使用料及び賃借料は、役場背後地及び役場一部敷地における契約登記完了までの土地借上料と役場庁舎電話リースの減額の合計で244万1,000円を計上いたしました。同じく節17備品購入費は、庁舎内外会議等に利用できるタブレット端末を各課1台配備し、13台配布した残といたしまして51万3,000円を減額いたしました。

23ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目13ふるさと納税費、節24積立金において、大和村ふるさと応援基金に77万8,000円を積み立てました。平成20年度の制度創設からの実績といたしまして、件数で4,201件、金額で1億3,035万円となっております。

同じく23ページにあります目15アマミノクロウサギ飼育展示施設整備事業費から、39ページの款9教育費までにつきましても、各事業の実績による増減や、各特別会計の実績に伴い繰出金等の調整を行いました。

39ページをお開きください。

款11公債費、項1公債費、目1元金は、繰上償還実施による定期償還分の減といたしまして247万9,000円を減額し、同じく目2利子につきましても、同様の理由から28万5,000円を減額いたしました。

40ページをお開きください

予備費におきまして61万円を減額して、歳入歳出の調整を行いました。

なお、一般会計の令和5年度から令和6年度への繰越明許費の財源内訳が確定いたしましたので、45ページに報告第1号として、令和5年度大和村繰越明許費繰越計算書を添付して報告するほか、46ページにあります報告第2号、令和5年度大和村事故繰越計算書を添付して報告いたします。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

専決ですから思ったんですけども、この歳入の村民税の減額というのは、これは1,000万余る

んですけど、ちょっとこれ、もう5年度の最終補正だと思うんですが、これちょっと説明願えませんか、この村民税の減額。

○住民税務課長（池田浩二君）

法人村民税の減額1,286万1,000円ですが、これは当初、令和5年度当初予算を算定するにあたり、令和4年度の実績に基づいて算定しております。これは一つの法人事業所なんですけど、令和4年度は法人市町村民税は法人税割というものと均等割というものがあるんですけど、法人税割のほうで金額として1,245万5,000円という申告がありました。そして翌年、令和5年の申告では、それが0になっておりました。この会社の事業の中身なんですけど、有価証券を扱っている会社、要するに株などを扱っている会社なんですけど、それによって1年後は申告が法人税割0になっているということで、こういったケースもなかなか珍しいケースではあるんですけど、そのため中身的には1,200万余りの減額ということになっております。内容については以上でございます。

○9番（奥田忠廣君）

その会社は大和村に法人として現在あるわけですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

法人として営業所を構えております。

○議長（藏 正君）

よろしいですか。

○9番（奥田忠廣君）

本社はどこにあるんですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

本社は東京にあります。

○議長（藏 正君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第14 承認第3号 令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第14、承認第3号、令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入において普通交付金繰入金等の減額、歳出においては保険給付費等の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についての内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,579万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億414万7,000円といたしました。

6ページの歳入から主なものを御説明申し上げます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税につきましては、保険税額の収納実績見込みに伴い15万1,000円を減額いたしました。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費補助金につきましては、保険給付費実績に伴い医療費等に係る普通交付金及び保健事業等に係る特別交付金額の確定により378万2,000円を減額いたしました。

7ページをお開きください。

款5繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、各事業費確定等に係る繰入金として268万円を減額いたしました。

款 5 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、歳入額調整を行い890万円を減額いたしました。

次に、9 ページの歳出の主なものについて御説明申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、職員給与調整及びオンライン開催により普通旅費の減額として合計76万1,000円を減額いたしました。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費、目 1 一般被保険者療養給付費及び目 2 一般被保険者療養費につきましては、いずれも給付費実績見込みによるもので、合計で548万2,000円を減額いたしました。

10ページをお開きください。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分の299万円の減額及び項 3 介護納付金分、目 1 介護納付金分の53万円の減額につきましては、それぞれの給付費実績見込みに伴い納付金の減額を行ったものでございます。

款 4 保険事業費、項 1 保険事業費につきましては、人間ドック助成及び特定健康診査実施等に係る委託料等の利用実績に伴い、合計で153万8,000円を減額いたしました。

款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 償還金及び返還金につきましては、前年度事業実績に伴う返還金として39万2,000円を増額いたしました。

款 8 予備費におきまして、8 万円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第 3 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第15 承認第4号 令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について

○議長（蔵 正君）

日程第15、承認第4号、令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出ともに介護給付費や地域支援事業費等の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,089万1,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,753万9,000円といたしました。

6ページの歳入から主なものを御説明を申し上げます。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料につきましては、介護保険料の収納実績見込みに伴い220万6,000円を減額いたしました。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金から、7ページをお開きいただきまして、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金までにつきましては、介護サービス等に係る利用実績見込みに伴い国・県支払基金からの法定割合に応じてそれぞれ増減の調整を行ったものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付繰入金から目3地域支援事業繰入金につきましては、介護サービス等に係る利用実績見込みに基づき減額し、目4その他一般会計繰入金として職員共済費等の減額と合わせまして合計で598万2,000円を減額いたしました。

款7繰入金、項3繰入金、目1介護給付費準備繰入金につきましては、実績見込みとの調整を図り1,036万2,000円を減額いたしました。

次に、10ページから歳出の主なものを御説明を申し上げます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費から目9居宅介護サービス計画給付費につきましては、介護サービス利用実績に伴いそれぞれの補正を行い、合計で3,067万6,000円を減額いたしました。

11ページをお開きください。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費から、12ページの款2保険給付費、項6高額医療合算介護サービス等費につきましては、居宅介護サービス及び施設介護サービス等に伴う利用実績に伴いそれぞれの補正を行い、合計で914万1,000円を減額いたしました。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金につきましては、2,185万円を増額いたしました。

13ページをお開きください。

款5地域支援事業費、項2介護予防日常生活支援総合事業につきましては、要支援者の訪問介護等に伴う利用実績及び一般高齢者等に対する各種介護予防事業等の実績に基づき、230万4,000円を減額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第16 承認第5号 令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第16、承認第5号、令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入においてサービス収入の減額や基金繰入金の増額、歳出におきましては総務費の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和5年度大和村大和の園特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ550万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,395万円といたしました。

6ページの歳入から御説明いたします。

款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス費収入の800万円の減額と、款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目2 居宅介護サービス費収入の100万円の減額は、実績見込みによるものです。

款5 繰入金、項1 繰入金、目1 基金繰入金の350万円の増額は、歳入不足を補うため増額いたしました。

次に、7ページの歳出について主なものを御説明いたします。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費は、退手組合負担金の引下げなどにより505万円減額いたしました。

款3 施設整備費、項1 施設整備費、目1 施設整備費については、資材の調達の遅延などによりまして修繕料を50万円減額いたしました。

8ページをお願いいたします。

款6 予備費において25万円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（前田清和君）

ちょっと確認なんです、この歳入なんです、6ページの施設介護で800万、居宅介護で100万の900万の減ということで、今その大和の園の入居者、その利用状況に応じての実績が、この900万の歳入の減額と思うんですが、現在のその利用状況、また令和5年度と、新しく令和6年度スタートしていますけど、それによって令和5年度のこの実績を踏まえて、令和6年度の新しい取組とか、そういうのを今、されているのかなと、それだけお話をお伺いしたいと思います。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和5年度の年末ぐらいから、長期利用者様の実際に入居されている減員が7割程度に、少し下がりがして、今現在は長期での利用者様が36名となっております。なかなか治まらないコロナ禍の中でのショートステイの利用控えであったり、そういったものもありまして、実績見込みにより減額をしております。今後、現在、奄美市、他町村の入所の申込み等もありますので、現在の7割ぐらいの減員を超えるような形で進めていきたいというふうには考えております。

○3番（前田清和君）

やっぱり50床あって37入居者がいるということで、それ以外に短期で2週間から、そういう感じで数人は利用していただいているという状況だと思うんですけど、今、大和村としての集落長屋構想を進めている上で、今後、大和の園が老朽化ということもあって、それぞれの地域にいろいろそういう新しい発想をされていくんですけど、集落長屋構想が始まる、それまでは大和の園が主体になって、その老人、高齢者の方々を受け入れると思うんですよね。やっぱりその維持管理するにしても、収入がやはり減額すると、それぞれ人件費もかかってくるわけですし、一般管理費とか、だからその運営がやっぱりもっと厳しくなってくるのかなということもありますので、令和6年度、ほかの町村、大和村以外の町村からのそういう声掛けとか、そういうのも、今、園長さんが言われたので、少し安心したんですが、やっぱりできるだけ病床を、ベッドをあかささないような、そういう取組をして、少しでも収入につながるような工夫をしてもらえればいいのかな。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

議員のおっしゃるとおり、私のほうもベッドの稼働率を上げるためにも、また努力しながら、また今後展開していく地域での介護サービスの動向等も見極めながら、定員の管理もしていきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第17 承認第6号 令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第17、承認第6号、令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）につきましては、歳入において一般会計繰入金の減額、歳出において一般管理費の減額など、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和5年度大和村後期高齢者医療特別会計補正予算（第5号）の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100万2,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,492万7,000円といたしました。

6ページの歳入の主なものを御説明申し上げます。

款1 後期高齢者医療保険料、項1 後期高齢者医療保険料、目1 特別徴収保険料及び目2 普通徴収

保険料につきましては、後期高齢者医療保険料収納実績見込みに伴い17万6,000円を減額いたしました。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金につきましては、事務費等として175万8,000円の増額、目2保健基盤安定繰入金については、実績に伴い220万2,000円を減額し、合計で44万4,000円を減額いたしました。

款5諸収入、項3雑入、目1雑入につきましては、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施事業実績に伴う補助金として38万4,000円を減額いたしました。

次に、7ページの歳出の主なものを御説明申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、職員共済費等の調整に伴い69万1,000円を減額いたしました。

款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料の徴収実績に伴い、17万9,000円を増額いたしました。

款3保険事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費及び目2保険事業費につきましては、健康診査及び人間ドック等の保険事業の利用実績に伴い、合計で49万円を減額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（勝山浩平君）

7ページお願いします。タラソの助成金ですね、昨年の6月にタラソが残念ながら閉館となっておりますが、利用者が後期高齢者で後期高齢で10名ほど、国保で40名ほどいたと伺っております。利用している地域の先輩方からですね、大変体調がいいとか、喜びの声が大きかったんですが、このタラソ、今は閉館をしておりますが、健康づくり、体力づくり面での評価、影響はどのように受け止めておりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

このタラソ助成金利用につきましても、非常にリピーターが多い事業でございまして、長く継続して利用していただくことによって健康増進を図っていただけていたものでございます。残念ながら昨年、タラソのほうが開館をいたしましたことで、この利用が途切れているという状況でございますけれども、今年度また本村におきましても、奄美ハナハナビーチリゾートのほうが開館いたしておりますので、そちらにつきましても年に24回500円で利用ができるという助成券のほうも用意がされておりますので、ぜひそちらのほうなども利用していただけることにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

課長、おっしゃったこと、すごい提案したかったんですけど、奄美ハナハナビーチリゾートさ

ん、本村の大和浜出身の浜崎哲義社長の愛郷心には心から敬意を表しますが、健康づくり、体力づくりでも活用を図ることができないかなと思ひまして、もちろん、施設の機能は異なるんですよ。タラソは海水で指導員がいた。ですがこの奄美温泉ニュチグクホの湯と命名されているとおり、健康、長寿、子孫の繁栄を意味していると伺っております。温泉の効能も、病気、ストレス、疲労、健康増進などの効果が期待をされておりますが、ぜひ健康づくり、体力づくり面で奄美温泉の活用を推進をしていただきたいという思いで質疑をしましたが、再度確認のためお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

今議員のおっしゃったとおり、私どものほうでも本村のほうでもそのような計画で、ハナハナビーチリゾートが活用されることを願っているところでございます。ぜひ助成券のほうもフルに御活用いただきたいというふうに願っております。

○7番（勝山浩平君）

タラソの場合は、タラソ側が送迎バスの運行をされていたんですよ。奄美温泉、各集落から送迎バスの運行予定もあるということでしたけれども、ぜひこの送迎バス、早めに運行していただいて、温泉としての利用者、また高齢者、運転免許を持っていない方もいらっしゃいますので、健康づくり、体力づくりで温泉を利用したいという方もいらっしゃると思いますので、送迎の検討、できたら早めの運行をしていただけたらありがたいんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートへの送迎につきましては、今その送迎の在り方、どのようなスケジュール、何曜日にどのようなスケジュール、時間帯で運行するかというのを、今課内のほうで協議をしております。早ければ6月中には運行稼働をさせていきたいというふうには考えております。しかしながら、まだこれから集落のほうを回りまして、温泉利用の助成券の申請受付も行いますので、それと合わせてニーズ調査のほうなども行いながらというふうには考えているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

その集落での説明会のときに、温泉の効能というのを伝えていただいでですね、利用者が増えるように取り組んでいただけたらいいんじゃないかなと思いますので、お願いいたします。

○議長（蔵 正君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第18 承認第7号 大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第18、承認第7号、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が令和6年3月29日に公布されたことに伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正する必要性が生じたことにより、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、内容の説明を申し上げます。

今回の地方税法等の一部改正に伴い、大和村税賦課徴収条例の一部を改正しようとする主な内容につきましては、まず第1点目に、個人住民税については令和6年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震災害の被災者に係る個人住民税の特別措置等について、地震等の自然災害により住宅や家財に被害を受けた場合、損害に応じて個人住民税から雑損控除として所得控除が受けられる制度になります。また、定額減税として令和6年度分の個人住民税所得割額から納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の減額をしようとするため、所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、第2点目に固定資産税については、土地の評価額等に対する課税標準額の割合である負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整額等を3年間延長するために令和3年度から令和5年度を令和6年度から令和8年度に改めるため、所要の措置を講じようとするものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第7号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第19 承認第8号 大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第19、承認第8号、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が、令和6年3月29日に公布されたことに伴いまして、大和村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして議会の承認を求めるものでございま

す。

内容につきましては、住民税務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

大和村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、内容の説明を申し上げます。

今回の地方税法等の一部改正に伴い、大和村国民健康保険税条例の一部を改正しようとする内容につきましては、まず第1点目に、後期高齢者支援金分等課税額に係る課税限度額を現行の22万円から24万円に引き上げようとするものでございます。

次に、第2点目に5割軽減基準額を現行の29万円から29万5,000円に、2割軽減基準額を現行の53万5,000円を54万5,000円に引き上げようとするものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第20 承認第9号 大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

○議長（藏 正君）

日程第20、承認第9号、大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案の理由を申し上げます。

国の介護保険法等の規定に基づき、大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する必要が生じたことによりまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、内容の御説明を申し上げます。

介護保険制度における介護報酬及び制度改正につきましては、国において3年ごとに行われております。このため、省令改正に伴い、大和村で定めている以下四つの関連条例、一つ目、大和村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例、二つ目、大和村指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に係る基準を定める条例、三つ目、大和村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、四つ目、大和村指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的支援の方法に関する基準を定める条例、以上、四つにつきまして国の改正に準じ、人員基準等を改正する必要が生じたため、条例の一部改正を行うものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御承認方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、承認第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第21 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（藏 正君）

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました次期定例会等の本会議等の会期日程など、議会の運営に関する事項等について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

-----○-----

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和6年度第1回大和村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 藏 正

大和村議会臨時議長 奥 田 忠 廣

大和村議会議員 奥 田 浩 一

大和村議会議員 市 田 実 孝

令和6年第2回大和村議会定例会会期日程

6月17日（月）開会～6月21日（金）閉会 会期5日間

日 次	月 日	曜日	会議別	日 程
第1日	6月17日	月	本会議	（開 会） 補正予算5件 条例関係1件 同意1件 一般質問 2名 市田議員，中井議員
第2日	6月18日	火	休 会	
第3日	6月19日	水	休 会	
第4日	6月20日	木	休 会	
第5日	6月21日	金	本会議	（最終本会議） 一般質問（4名） （午前）重信議員，前田議員 （午後）勝山議員，奥田（忠）議員 追加議案 契約関係3件 陳情・議員派遣・継続調査 （閉 会）

第 2 回 大和村議会定例会

第 1 日

令和 6 年 6 月 1 7 日（月）

大 和 村 議 会

令和6年第2回大和村議会定例会会議録

令和6年6月17日（月）

午後1時30分 開 会

1 議事日程

開会の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第32号 令和6年度大和村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第33号 令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第34号 令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第35号 令和6年度大和村大和の園特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第36号 令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第37号 大和村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 同意第 3号 大和村監査委員の選任について
- 日程第12 一般質問（2名）
- 2番 市田 実孝 議員
- 8番 中井 文忠 議員

散会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（7名）

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 奥 田 浩 一 君 | 6番 | 藏 正 君 |
| 2番 | 市 田 実 孝 君 | 7番 | 勝 山 浩 平 君 |
| 3番 | 前 田 清 和 君 | 8番 | 中 井 文 忠 君 |
| | | 9番 | 奥 田 忠 廣 君 |

3 欠席議員は次のとおりである。（1名）

- 5番 重 信 安 男 君

4 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長 森 永 学 君 主 査 後 藤 美穂子 君

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	前 田 逸 人 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君	産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君
教委指導主事	里 中 卓 麻 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	児 玉 明 美 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午後 1時30分

○議長（藏 正君）

皆さん、こんにちは。始まる前にですね、本日は5番、重信安男君が欠席になっていることをお知らせしておきます。

改めまして、こんにちは。ただいまから、令和6年第2回大和村議会定例会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藏 正君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、前田清和君、5番、重信安男君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の件

○議長（藏 正君）

日程第2、会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月21日までの5日間に決定いたしました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（藏 正君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和6年第1回定例会以降の議会活動につきましては、文書でお手元に配付いたしておりますので、口頭報告は省略いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（藏 正君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、令和6年度第1回3月議会からの行政報告をさせていただきます。

3月は皆様も、議会の皆さんの御理解をいただいて、大和村役場用地の件について、我々も再三交渉してきた案件が何とか解決を見まして、3月中に登記も完了をしたところでもございました。我々もしっかり議会の皆さんからも御意見をいただきましたので、我々も村が購入した土地についての登記も速やかに進めていきたいというふうに思っているところでございます。

4月に入りまして、4月の3日でございますが、御案内のとおり今年度4月から新たな奄振法がまたスタートいたしました。その成立に伴って関係機関、国会議員の皆様への、お力添えをいただいたということで御挨拶を伺ったところでもございました。今回の法延長に伴っての内容につきましては、我々自治体がしっかりと責任を果たして、効果を上げなければならないというふうに思っておりまして、今後、村に関わるものについて交付金を活用しながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

同じく4月の11日でございますが、御案内のとおり奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートが竣工をいたしました。現在、4月19日グランドオープンしてから2カ月が経とうとしている中では、多くの島民の皆さん、そして観光客が訪れているようでございます。料金の関係もありますけれども、我々もしっかり村もタイアップしながら奄美初の温泉でございますので、議員の皆さんにも大いに利用していただいて、皆さんで盛り上げていただければというふうに思っているところでございます。

4月の15日でございますけれども、私たち、国際大学と協定を結ばせて10年が経ちますけれども、私たちは福祉の関係を重点的に国際大学と協定をさせていただいているところでございまして、学長が新しく代ったということで、今現在、大和の園、大和村社会福祉協議会におきまして社会福祉学科の先生が研修を今させていただいているところでございます。今年度も定期的にスキルアップということで研修を、国際大学の先生の皆さんからお力添えを賜りながら進めていきたいというふうに思っておりまして、現在、大学のほうで計画もしているところでもございます。協定を結んだ大学でございますので、我々もしっかりこれからは連携を図りながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

5月に入りまして、新築住宅助成金の交付式ということでございました。これまで職員は対象外でございましたけれども、職員が対象になって、5月、6月に新築が2件ございました。今現在も1件が新築中ということで、職員もこの制度を活用しながら、自分の持ち家を持つということは、大変村としてもありがたく思っているところでございまして、我々も積極的にまた呼び掛けをしながら進めていきたいというふうに思っているところでございます。

6月に入りまして6月の2日でございますが、皆さんも参加をいただきました東京農工大学大学院との協定を結ばせていただきました。今回の一般質問にもありますけれども、今後、我々としましては、今建設中のアマミノクロウサギ研究飼育施設に伴って、学生がこの奄美の自然と生き物に対する調査研究をしていただくということで、これは大学側も積極的に協定に参加をしていただきました。私達も受入体制をこれからしっかり進めていく中で、この奄美の自然のすばらしさを発信していけるようにしていければというふうに思います。また、この大学との協定は、やっぱり関係人口を作り上げていく一つのきっかけになるというふうに思っております、我々も学生にも大いに奄美に来ていただいて、そして後々は奄美で働く人材になっていくことも、我々も期待をするところでもございます。

6月の5日でございますが、実はスモモの出荷にあたりまして、今年の2月にJA奄美さんとタンカンの食材を使った形でPRしようということで、東京のほうで我々もPRをいたしましたが、その中で、大和村のスモモがだいぶシェフのほうからスモモが目にとまっていたかまして、スモモの時期にぜひPRをしていこうということで、ホテルオークラ関係のレストランにスモモを使った料理を提供していただき、意見交換もさせていただきました。生産量は減っておりますけれども、スモモの加工品が特に料理に適しているということもございまして、今、大和村で加工を作っております研究グループの皆さんと、今後、料理で使っていただく材料として、どういう形で提供できるかということを、今後、産業振興課と我々もしっかりお互いで材料の確保に努めていきたいというふうに思っております。付加価値を付けながら、我々も村のPRに努めていきたいというふうに思うところでございます。その日は、そのレストランでのPRを含めて、皆様も御案内のとおり瀬戸内の加計呂麻出身の全日空の柴田社長にもお会いさせていただきまして、昨年は世田谷の成城石井でスモモを販売も全日空さんにさせていただきましたけれども、今年はなかなかその生産量も少ないということで、PRにはつとめられませんでしたけれども、やはりいろんな民間企業との連携は必要だということで、今年も柴田社長にもスモモを食べていただきながら、奄美をPRしていただくということをしたところでもございました。

6日の次の日には、JALの前社長でございました、4月から会長の就任しました赤坂会長ともお会いさせていただいて、実は今現在、アマミノクロウサギの施設につきまして、我々最終的には行政が管理運営をしていくんですけれども、民間企業にも運営に関わっていただくということで、以前からJALさんにもこの施設の運営に関わっていくことをお願いをさせていただいておりますけれども、今回、具体的にJALさんにもこの運営協議会にも入っていただいて、JALとしての関わり方を今後担当課のほうで協議をするようになっていくところでもございます。我々も施設運営にただいな資金が掛かるわけでございますので、しっかり民間ともタイアップしながら、施設運営の取組にもしっかり取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

6月の8日でございますけれども、県医師会の主催によります地元出身者の医師との意見交換というのが県の医師会館ございました。これは、ありがたいことに議員の息子さんでございます市田

泰海君という鹿児島医学部の地域学を卒業しまして、今現在、出水の医療センターでもう医師として働いております。その地元出身者の医師との意見交換をしながら、後々地元への貢献をしていただこうというつながりを持っていこうということで、今回の意見交換が開催されました。奄美出身者は龍郷町、大和村、喜界町ということで、地域枠を卒業したお医者さんがおりますけれども、まだまだ30代と若い医師でございますので、我々としては後々大和村で地域住民の医療に関わっていただこうということで、市田さんとも意見交換もさせていただいたところでもございます。我々も今現在、医師不足の中では、いろいろと各方面にアプローチをかけながら、やっぱり村民の安心・安全に努めていきたいというふうに考えているところでもございます。

以上、ちょっと走り早に説明をしましたけれども、行政報告とさせていただきます。

○議長（藏 正君）

これで、行政報告を終わります。

-----○-----

日程第5 議案第32号 令和6年度大和村一般会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第5、議案第32号、令和6年度大和村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第1号）につきましては、地域振興推進事業や人事異動に伴う人件費の調整など、歳入歳出それぞれ6,107万7,000円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

令和6年度大和村一般会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

令和6年度大和村一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,107万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億2,174万1,000円にしようとするものであります。

今回の補正の主な内容は、4月の人事異動等による人件費関係の調整や、地域振興推進事業など、事業の内示等によるものでございます。

歳入の主なものから御説明いたします。

8ページをお開きください。

款15県支出金、項2県補助金、目1総務費県補助金は、大和村誘導看板整備及びデジタルスタンプラリー構築における地域振興推進事業補助金の内示決定により、625万円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は、支出に伴う財源不足を補うため、4,800万円を計上いたしました。

同じく8ページでございます。

款20諸収入、項3雑入、目2雑入は、国直、大棚、両集落からの要望による一般コミュニティ事業費とその負担金の内示決定により、合計で501万2,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものを御説明いたします。

なお、各項目の節2給与、節3職員手当等、節4共済費の補正につきましては、人事異動及び会計年度任用職員の増減における補正が主でございますので、説明は省略させていただきます。

9ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節8旅費は、新規採用職員における鹿児島自治研修の増員分として61万2,000円を計上いたしました。

同じく9ページでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費は、節12にあります大金久地区の光ファイバーケーブル撤去委託の委託費100万円や、節16にあります津名久地区における公有財産購入費700万円のほか、節18負担金補助及び交付金は、国直、大棚集落から要望のある一般コミュニティ事業費524万6,000円、並びに人事異動等に伴う人件費などの合計で1,413万1,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目14地域おこし協力隊費は、隊員募集に伴う移住支援サイトへの利用料といたしまして30万円を計上いたしました。

同じく10ページになります。

目15アマミノクロウサギ飼育展示施設整備事業費は、同施設の公式ロゴを利用いたしました販売物への印刷製本費のほか、カフェロゴの登録料など、合計で106万2,000円を計上いたしました。

13ページをお開きください。

款5農林水産業費、項1農業費、目8農地費は、湯湾釜農業用水減圧弁の取替修繕費と合わせ、県農業土木技術連盟負担金の増額分の合計で208万2,000円を計上いたしました。

同じく13ページでございます。

款6商工費、項1商工費、目2観光費は、デジタルスタンプラリー構築における委託費と、14ページに続きますが、大和村誘導看板設置工事請負費の合計で1,360万円を計上いたしました。

15ページをお開きください。

款7土木費、項6住宅費、目1住宅管理費は、村営住宅家賃助成金の対象世帯増加に伴い71万円を計上いたしました。

16ページをお開きください。

款13予備費におきましては、74万3,000円を減額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（勝山浩平君）

ただいま説明をいただいたクロウサギの公式ロゴ、公式グッズとスタンプラリーの件で伺いたいと思いますが、事業の説明、大まかいただきましたけれども、再度、細かい説明を求めます。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、クロウサギ飼育展示施設におけます印刷製本費の内容についてでございますが、今回、四つの商品のほうに印刷製本を行いたいというふうに考えております。一つ目がTシャツ、二つ目、ハンカチ、三つ目、トートバッグ、四つ目、エコボールペン、これらのグッズに公式ロゴのほうの印刷製本を行うものであります。続きまして、デジタルスタンプラリー構築事業についてですが、こちらの事業の目的といたしましては、新たな観光集客施設でもありますハナハナビーチリゾート、そして大和村集落体験まるごと協議会との連携を図りながら、村内に留まり周遊することが一種のアクティビティであり、そういった回中で本村の持つ独自の強みを体感、発見してもらう、その中で巡る楽しみを提供していくことでリピーター化を促進いたしまして、持続的な観光外貨の獲得を目指すものでございます。どのような取組かと申しますと、スマホ用のアプリを開発をいたしまして、GPS及びQRコードでどこでも目的地として設定をしてスタンプラリーを行うものであります。以上です。

○7番（勝山浩平君）

2点と言いましたが、まず1点目の予算書の6ページのクロウサギの施設から伺い、6ページじゃないですね、10ページですね、10ページのクロウサギの公式グッズのプリントですね。この公式グッズのロゴマークというのは、クロウサギ展示施設だけでのみ使えるものですか。まほろば館等での使用は考えておりませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今現状、やはりその施設で買えるというのは、大きな魅力にもつながると思います。そういった面で、当面は施設内での販売というところでございますが、その後、販売の状況によりましては、拡大のほうも検討していくべきであるというふうには考えております。

○7番（勝山浩平君）

昨年でしたかね、住用の世界自然遺産センターで試験的な販売をされましたよね。先ほど商品グッズは今のところ四つにプリントロゴを用いるということでありましたが、その試験販売をしたときに、もうちょっと商品があったかなと思いますけれども、今のところ現状ではどれぐらいの商品数を見込んでおりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

来年4月のオープン時には、今回作成をいたしますグッズを含めまして、約30品目販売が開始で

きるように準備をしているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

30という数字を聞いてうれしく思っておりますが、また今後もグッズの新しい商品開発に向けてですね、展開を推進をしてもらえたらと思います。

2点目のほうですね、スタンプラリー予算書13ページですね、160万円。村の観光スポット、村内をくまなく巡回をしてもらうためのもの、次のページの14ページの観光看板1,200万円、これも村内8カ所に、次のポイントを案内するためのものと伺っておりますけれども、もう一度、この二つの事業、説明をお願いいたします。関連性も含めて。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

デジタルスタンプラリー構築事業につきましては、先ほど申し上げましたように、スマホアプリの開発を行いまして、GPS及びQRコードを用いたデジタルでのスタンプラリーというふうになっております。今回、この大和村観光誘導看板設置事業、こちらのほうとも有機的に結び付けまして、やはり次のその看板とデジタルスタンプラリーの内容を融合することで、あ、ここから先、何キロ先に行ったら次のスタンプの場所があるんだ、そういうふうのを示していくことで、より大和村のいろんな場所、そういったところへお客さんを案内をしていきたいと、そういうふうを考えております。

○7番（勝山浩平君）

人の流れですね、人流、人の流れを活発にしてもらいたいと思いますけれども、特に戸円から今里の西部地区、このスタンプラリー事業で村内のポイント、そういった場所を何箇所考えているのか。また、西部地区にどれぐらいのポイント数を考えているのか伺います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

箇所数につきましては、これから検討に入るところではございますが、村内一面的に行けるような内容では考えております。基本的にはもう既に作成をしておりますが、村のドライブマップ、こちらに載っている箇所などについては網羅をしていきたいというふうに考えております。我々といしましても、やはり西部地区のほうにどんどんお客さんを御案内をさせていきたいというところがございますので、今里まで立神前、そして今後予定される立神の展望台とか、そういったところまで含めた上で構築を検討していきたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

スタンプラリーですから、懸賞、副賞、参加賞などがあると思うんですけれども、こういったものを考えておりますか。予算的にも、スタンプを集めたら幾らぐらいの商品というか、特典があるのか、お伺いします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはりスタンプラリーですので、それを全部集めたという、やはり何らかの特典が必要だと思います。そういったものを付け加えることで、回りたい、回って行こうという、そういった訴求力

がアップしてくるものというふうに我々も考えておりますので、例えではございますが、大和まほろば館で使える電子商品券、もしくはそれに付け加えて村内の事業者で使える電子商品券、こういったものなど、村内でその消費をしていただける、村内で観光外貨がきちんと獲得できる、そういったものをスタンプラリーの景品として、我々としては準備をしたいというふうに考えております。全部集めた、コンプリートしたときの1人当たり大体どれぐらいの商品券の金額なのかというところなんです、まだ正式には決定しておりませんが、3,000円から5,000円ぐらいの間ぐらいでの設定になるのではないかとはいふには考えているところです。

○7番（勝山浩平君）

最後にですね、施政方針にあるんですよね、外貨を稼ぐ仕組みづくり、このデジタルスタンプラリーも取り組んでいきたいとありますが、村が特典を与えて、それで使ってもらおうというのは分かりますけれども、お客さんに自分のお金を落としてもらう、そのような仕組みづくりはどのように考えていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

スタンプラリーのそのポイント、ポイントにきちんとお金を落とせる施設というのは、必ず入れる予定にしております。これは、事業者様の御理解もいただかないといけないところなんです、例えば、飲食店、ハナハナビーチリゾート、そういったきちんとお金を村内で落とせる場所というのは、ポイントとして押えていきたいというふうに考えております。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（奥田忠廣君）

財政調整基金、これは残高いくらですか、今。

○総務課長（政村勇二君）

まだ5年度決算ははっきり数字は確定しておりませんが、4年度決算では8億4,265万7,000円、これは財調での基金ではございますけれども、基金全体の総額といたしましても、14億9,868万2,000円でございます。

これは4年度末の決算でございますので、5年度、また今これ、正式にまだ決算、9月には正式な数値が上がってくるとは思われますが、その段階において、今現在、8億4,000万の中から5年度中にですね、いくらか基金を積み崩して、また積み戻したりしているものですから、若干マイナスに出てくる可能性ではございます。

○9番（奥田忠廣君）

これ、本年度、今度の補正で4,800万、補正すれば3億1,300万、これ4年度のしか出ないんですか、財調の残高というのは。もう6年度ですよ。

○会計管理者兼会計課長（大石松美君）

すみません、4年度末ですけど、今現在は7億6,000万近くですね、7億5,600万の残となっております。

ります。

○9番（奥田忠廣君）

総務課長、あなたが言った財調は18億と言った。

○総務課長（政村勇二君）

全体の額が15億近くですね、14億9,800万、これは基金全体の総額でございます。

○9番（奥田忠廣君）

この14億の戻るのはいつなんですか。

○総務課長（政村勇二君）

4年度末で、今、4年度末の決算で15億近く、14億9,000万、これは財政調整基金のみならずですね、他の振興基金であつたり、さまざまな基金の合計が14億9,800万、これは4年度末の数字でございますけれども、今年度も若干、これまでの補正予算等で基金を取崩し、また積戻し等とかしている状況でございますので、また正式には5年度末の決算として、全体の基金の金額、そして財政調整基金の金額が上がってくるものと思います。

○9番（奥田忠廣君）

あのね、今までは出納検査、月例出納検査の結果報告が議会にもあつたんですけども、今、全くない。だから財調がどこにあつて、どう使われているのか、分からない。いつからそれなくなったんですか、その議会のほうに月例監査の出納検査の報告を今までやりよつたじゃないですか。これやらないんですか、もう今後、月例。

〔発言する者あり〕

○総務課長（政村勇二君）

また、監査の結果につきましては、確かに定例監査等も行っている状況で、また、すみません、監査員事務局のほうに確認して、改めてまた御説明させていただくということによろしいでしょうか。

○9番（奥田忠廣君）

是非ね、月例出納監査の報告書はね、出していただきたい。それを見たらね、分かるんですよ。財調がどれだけで、どれだけ使われて、どうなっているんだと。お願いしますよ、これ。

もう1件尋ねますけども、これね、14ページの急傾斜地なんですけど、これは津名久となってますけど、ちょっと津名久のことじゃなくて、建設課長、あのね、大和浜の急傾斜地、県の事業なんですけど、伐採をして、入札も終わって、集落の説明会があつた。その説明会のなかで反対意見等もあつた。そして、県としてはもう一度検討をして、どのような工事をしたらいいのか、どのような擁壁をしたらいいのかということの返事をいただいていると、いただきたいと思います。私はその会に行っていないから、その後、どうなっているのか、あれ。あのまま、そのまま入札は終わっているけども、そのままの状態。県の言い方は、ここまで急傾斜になっているとは思わなかったと。伐採を見て、伐採をして初めて分かったというような言い方をしているらしいが、その後どう

なっているのか。

○建設課長（早川勝志君）

大和浜の松崎地区のあそこは、砂防とですね、急傾斜地区の工事になるんですけれども、今回、まず砂防の工事と急傾斜地の工事に入るということで、県のほうが集落での説明会を実施しているということで、村当局からも参加しまして、確かに説明会の中でちょっと反対意見がございまして、その件につきましては内容を精査した上で、また本人に対してですね、県のほうと村も同行する形に予定はしているんですけれども、説明に上がるということで話をさせていただいているところです。

今、急傾斜地の部分の伐採が終わりまして、その辺が危険じゃないかということで、隣接の方々のお話があったものですから、その辺に関しては県のほうが、県の工事になるものですから、県のほうですね、土嚢とか、そういうのを積むような対策を、今実施しているということで、ちょっとそのあとですね、県のほうが該当者の方に説明に行ったという話は聞いておりませんので、これから説明にお伺いする形になるかと思います。その際は、村のほうも一緒に同行して、説明なりをする予定としております。以上です。

○9番（奥田忠廣君）

これね、何百年も崩壊したことのないところをやっているんです。そして、隣接の住宅が4m道路を挟んでまた住宅もある。これね、県ときちっと話してやらないと、何かあったときに、必ず言う想定外だったということは言わせない。そのぐらいのつもりでやっていただきたい。何かあった、工事をやった、終わった、工事で何か事故があった。いや、私たちは想定外だった。そういうようなね、ことをやってもらったら困るんです。住民皆、心配していますよ。何であれはあのまま置いておけばいいのに、なぜ余計なことをしたかと。何百年も崩壊したことのないところですよ、あそこは。しっかりやっていただきたい。村長、あなたにも申し上げたいと思います。

○村長（伊集院 幼君）

我々としては、村民の安全・安心を守るために、地元の御理解をいただいて、急傾斜事業をスタートしたわけでございます。なかなか住民の皆さんにしっかりと説明がなされていない中で、不安も持たされたことに対しましては、我々も申し訳ないというふうに思っております。しかしながら、今現在、どこでどういう災害が起きるか分からない中では、我々としても、その危険箇所になっている箇所は、住民の御理解をいただきながら安全対策を進めていくことが大事じゃないかというふうに思っております。あの14年前の奄美豪雨のときにも、滝ノ川山の百年に一度という災害もございました。それ以降、全国的にゲリラ豪雨が発生する中では、我々も今できることをしっかりやっていかなければならないんじゃないかということで、地元のご理解を賜りながら安全対策を進めておりますので、しっかり我々は地元の説明責任を果たす中で、事業を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

○9番（奥田忠廣君）

最後に申し上げますけれども、事故があったあと、急傾斜地の工事をやったあと事故があったというときに、私たちは想定外だったということを絶対言わせないようにしてください。それだけ申し上げておきます。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

○3番（前田清和君）

1点だけ、お伺いいたします。9ページの目7企画費、節12委託料、光ファイバーケーブル撤去委託ということで100万円、先ほど大金久ということでお伺いしたんですけど、これは光ファイバーは数年前に村内一円、全部設備されましてやられているんですけど、この大金久地区のこの撤去されるということは、撤去されたあとは、光に対して問題とかはないんでしょうか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今回、撤去を予定しております大金久地区の光ファイバーケーブルにつきましては、このケーブルは平成17年度に情報格差是正事業で、戸円以西に携帯電話の基地局、鉄塔を整備したときに整備を布設をいたしました光ファイバーケーブルで、携帯電話用となっております。こちらにつきまして、その後老朽化が見られるということで、令和2年度にNTTドコモが自社で光ファイバーを、携帯用の光ファイバーを引き直しております。この今回撤去いたしますのは、平成17年度に設置をいたしました残存物件、もう今現在、使われていない物件でございまして、こちらのほうが今回大金久から峯山公園にかけての区間で、約790m分なんですけど、電柱の立て替えがあるということで、その分、約790mの延長分の撤去が必要になってきたというところでございます。

○3番（前田清和君）

ただ今使ってる光ファイバーに関しては、何ら問題はないということは理解してよろしいですかね。

それでもう1点、これ、一般質問でも同僚議員がされたんですけど、今、光ファイバー村内一円入っていますけど、その設置率というのは、当局のほうで分かりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

光ファイバーの設置率というのは、各家々で引いて、そちらのほうにつきましては、やはりそれぞれでプロバイダーさんと契約をしておりますので、我々行政のほうではそういった数値が何%というのは、持ち得ていないところでございます。

○3番（前田清和君）

これは同僚議員もお話ししたんですけど、大体今、私も今していますけど、設置だけで2万から2万5,000円ぐらい、やっぱりかかるんですよ。それでやっぱり、今はもうデジタル化になって、ほとんど若い世帯というのは、大体もう取り付けてるように見られます。ただ、年輩の方々とか、そういう詳しく分からない方々というのは、なかなかそういうところまで設置はされてないのかなと思うんですけど、もしね、これから今、空き家改修とか、そういう住宅とか、そういうところ

ろも今、移住定住につなげて人口減少を食い止めるために一生懸命当局もしていますので、今後ね、またその住宅とか、そういう定住促進とか、そういう方々、入られる方々がおられるためにも、全額とは言いませんけど、3分の1の補助であったり、そういう補助的な設置に向けて取組も検討できないのかなと思いますが、課長、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

光ファイバーケーブルの引込み、そういった各家庭で利用ができるような引込みの件につきましては、当初、この光ファイバーケーブル布設を行いました、すみません、ちょっと年度が私、はっきり記憶できていないところなんですけど、平成30年度の確か事業が完了したものだというふうに、私はちょっと憶えているんですけど、そのときに予算委員会、もしくは決算委員会のときに、同様の御意見が出ました、委員の方から。その際に、我々のほうから御答弁させていただいたのは、やはり光ファイバーケーブルを引く、要は家でインターネットを使う使わないというのは、ある意味、嗜好品的なものがあると。必要な人は必要である、必要でない人は必要でないというところで、そこまでの助成を行うべきかどうかという答弁を、我々はさせていただきました。その際は、やはり必要ところは必要だと思われる方は、御自分で入れるでしょうし、必要ではないという方もいらっしゃる。そういった両方のある場合について、全村民が対象にならないものについては、助成をすべきではないということで、その際は御答弁をさせていただいたところではございますが、議員がおっしゃいますように、確かに今その頃と比べましたら、生活必需品の意味合いは持って、高まっている状況にはあるというふうには、我々も理解しています。ただ、一番その加入をされたときに、加入を多くされたときに、そういった助成は行っていない。そういった方々との不公平感の解消をどのようにするかというのは、十分な検討が必要になるところだというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

課長、答弁ありがとうございます。是非ですね、すぐすぐじゃなくてもいいんですよ。検討する、検討していきたいという返事をいただければ、私はそれで結構だと思います。しないとは言ってくれてないので、これからの時代、そういうのも大変厳しい財政状況の中だとは思いますが、少しでも不公平感のないように、なおかつ、そして皆さんが利用できやすいような、そういう体制でしていただければなというふうに思います。以上です。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

○8番（中井文忠君）

（聴取不能）この光ファイバーは、全集落を回っていますよね、線は。・・・線が来ていますよね。各個人の家につなげるのは、また個人個人で持つのが当たり前というのは分かります。けれどですね、この光ファイバーの撤去委託、これは事業所がすべきじゃないかという思いがあるんですけど、村が委託をさせているということでもありますので、どういう意味での委託なのか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今回撤去いたします光ファイバーケーブルにつきましては、先ほども申し上げましたが、平成17年度の情報格差是正事業で公設民営方式で整備をされたものでございます。公設でございますので、この財産権というのは村にございまして、村の物件になっておりますので、我々のほうで撤去をする必要があるというところでございます。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

御異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第33号 令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第6、議案第33号、令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ診療収入と予備費の増額を行い、7万円の増額予算を計上いたしました。

内容につきましては、診療所事務長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたしま

す。

○大和診療所事務長（児玉明美君）

令和6年度大和村大和診療所特別会計補正予算（第1号）について、内容の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7万円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,534万3,000円にしようとするものです。

6ページの歳入から御説明いたします。

款1診療収入、項2その他診療収入、目1諸検査等収入7万円の増額は、実績見込みにより計上いたしました。

次に、7ページの歳出について御説明いたします。

款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴う給与費等30万円の減額と、内視鏡洗浄器の修繕料30万円の増額を計上いたしました。

款4予備費におきまして、7万円を増額して歳入歳出の調整を行いました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（蔵 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第34号 令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第7、議案第34号、令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。

令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、一般会計繰入金の減額や職員に係る人件費の減額など、歳入歳出それぞれ176万5,000円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

令和6年度大和村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176万5,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,758万4,000円にしようとするものです。

6ページの歳入を御説明申し上げます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金は、人事異動に伴う繰入金として176万5,000円減額いたしました。

次に、7ページの歳出を御説明を申し上げます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、人事異動に伴い職員給与等を176万5,000円減額いたしました。

以上で、内容の説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 議案第35号 令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（藏 正君）

日程第 8、議案第35号、令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 1 号）について、提案の理由を申し上げます。

令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、基金繰入金の減額や総務費人件費の減額など、歳入歳出それぞれ520万円の減額予算を計上いたしました。

内容につきましては、大和の園園長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○大和の園園長（勝 健一郎君）

令和 6 年度大和村大和の園特別会計補正予算（第 1 号）について、内容の御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ520万円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,761 万 9,000 円にしようとするものです。

6 ページの歳入から御説明いたします。

款 5 繰入金、項 1 繰入金、目 1 基金繰入金を歳出の減により520万円減額計上いたしました。

次に、7 ページの歳出について御説明いたします。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 一般管理費の520万7,000円の減額は、職員の異動等によるものが主でありますけれども、介護記録ソフトの導入に伴い、新たにW i - F i の構築リース料12万1,000円を計上いたしました。

款 6 予備費において7,000円増額し、歳入歳出の調整を図りました。

以上で内容の説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。
これから、議案第35号を採決いたします。
お諮りいたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。
したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第36号 令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（藏 正君）

日程第9、議案第36号、令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、提案の理由を申し上げます。
令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出において、原水費及び浄水費、総係費の法定福利費の増額など31万円の増額予算を計上いたしました。併せて、一時借入金の限度額を1,000万円から5,000万円に変更いたしました。

内容につきましては、住民税務課長に説明させますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○住民税務課長（池田浩二君）

令和6年度大和村簡易水道事業会計補正予算（第1号）の内容について、御説明申し上げます。
今回の補正は、収益的収入及び支出において31万円の増額予算を計上いたしました。併せて、一時借入金の限度額を1,000万円から5,000万円に変更いたしました。

1ページから御説明申し上げます。

第3条予算、第6条に定める一時借入金の限度額につきましては、災害や漏水等により緊急的な工事費等に対応するために一時借入金の限度額を1,000万円から5,000万円に変更しようとするもの

でございます。

次に、14ページの収益的収入および支出について、主なものを御説明申し上げます。

款1簡易水道事業費用、項1営業費用、目1原水費及び浄水費の8万円の増額につきましては、課目の組替によるものでございます。

款1簡易水道事業費用、項1営業費用、目3総係費の23万円の増額につきましては、共済組合負担金率変更に伴うものでございます。

以上で、内容の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第23、議案第37号、大和村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藏 正君）

日程第23、議案第37号、大和村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を申し上げます。

第3期大和村子ども・子育て支援事業計画策定にあたりまして、今年度開催する大和村子ども・子育て会議の組織体制について、改正を行うものでございます。

内容につきましては、保健福祉課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○保健福祉課長（早川理恵君）

大和村子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、内容の御説明を申し上げます。

今年度において令和7年度から令和11年度の5年間を期間とした第3期大和村子ども・子育て支援事業計画を策定予定であります。策定にあたっては、大和村子ども・子育て会議条例に基づき協議を行います。協議の組織体制を見直し、よりよい協議の充実を図るため、委員数を8人以内から10人以内とする条例の一部改正を行おうとするものでございます。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○7番（勝山浩平君）

午前中、全員協議会で説明を受けましたが、ありがとうございます。今回、委員を8名から10名に増員をする。専門家などに加わっていただくということで説明を受けましたが、増員のねらいは何でしょうか。本村が持っている認定こども園構想、これに関連するものもありますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

今議員のおっしゃいましたとおり、現在、認定こども園の検討も含めて協議をしていくという方向を示させていただいております。その中で、実際に事業に携わっているような、村内にはそういった施設がございませんので、そういった有識者を招聘して委員に加わっていただくものがございます。

○7番（勝山浩平君）

子ども・子育て支援法に基づいてこの会議設置を、努力義務ですけどね、本村、設置をしますが、午前中の説明でもよりよい協議をしていくとありましたが、産前産後、乳幼児の子育て支援とか、幼児教育など、この議会でも提案、要望等がありましたが、こういったのも踏まえて協議をされていく予定ですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

この協議の内容につきましては、施設の在り方のみならず、そういった子育て全体に対する計画というのにも含まれておりますので、そういったことも踏まえて協議を図っていく予定でございます。

○7番（勝山浩平君）

子供の幼児教育とか、認定こども園とかですね、制度も大事ですけども、現場で働いている保育人材の確保、本村も苦労されていると思いますが、これまでの質問に対しても、処遇改善を検討していきたいなどという答弁もありましたが、こういった保育人材、保育士の処遇改善を図っていくべきではないかと思いますが、この会議の中でもですね、いかがですか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

保育士の処遇改善につきましては、令和3年度、2年度からスタートしまして3年度、4年度と実質改善を図らせていただいております。また、今後の方向につきましては、その会議等を通じて、また必要について検討してまいりたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

前回の答弁で、奄美市の民間企業並みの賃金設定なども検討していきたいということでしたが、これまで処遇改善を図っているということですが、民間企業並みの時給換算にしたら、そういったものが民間企業並みの処遇改善が今のところ図られておりますか。

○保健福祉課長（早川理恵君）

民間企業並みという設定でございますけれども、内容によりまして、例えば5歳児よりも0歳児保育に係る賃金ですね、給付の額というのも多いということで設定をされてございますので、一概に民間が全て軒並み高いということではございませんで、前回、報酬の改善をさせていただいたときにもですね、他の民間企業の賃金形態なども参考にさせていただいて、そこに揃える形としておりますので、一概に全て高いか低いかということとはちょっとできないんですけれども、そこは参考にさせていただいたところでございます。

○議長（藏 正君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 同意第3号 大和村監査委員の選任について

○議長（藏 正君）

日程第11、同意第3号、大和村監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者に提案の理由及び内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

大和村監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

識見の中から選任をされていましたが監査委員の任期が6月30日をもって満了となることから、このたび新たに玉野公和氏を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるため御提案申し上げます。

内容につきましては、総務課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○総務課長（政村勇二君）

大和村監査委員の選任について、内容の御説明を申し上げます。

選任の同意を求めています委員は、住所、鹿児島県大島郡大和村大字大和浜87番地5、氏名、玉野公和、生年月日、昭和29年2月14日であります。履歴の主な内容につきましては、お配りしました資料のとおりであります。

御同意方よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、同意第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藏 正君）

起立多数であります。

したがって、同意第3号、大和村監査委員の選任については同意とすることに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。なお、14時45分から再開いたします。

休憩 午後 2時31分

-----○-----

再開 午後 2時45分

○議長（藏 正君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第12 一般質問

○議長（藏 正君）

日程第12、一般質問を行います。

通告順に従って順次発言を許可いたします。

2番、市田実孝君に発言を許可いたします。

○2番（市田実孝君）

皆さん、こんにちは。5月の改選におきまして村民の皆様の御支持をいただき、この議会に立つことができました。誠にありがとうございます。役場職員の皆様、選挙管理委員会の皆様、選挙に関わりました皆様に改めて御礼申し上げます。ありがとうございます。伊集院村政とともに議会議員の一人として初心を忘れずに、村政の発展に努力していききたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

1、集落内河川管理状況についてお聞きいたします。集落内中心部を流れる河川は、定期的に集落にて河川愛護作業など、定期的に草刈りなど整備なされていますが、村内高齢化が進む中で、雑木等目立っており、村内の道路、公園同様に、定期的に作業を応援管理していただけないか。

2番、集落内河川では、旧態依然の石積みが見られるが、河川ブロックによる改善計画はないのか。

3番、石積みは防災上、安心・安全と言えるのか。耐久性で問題はないのかお聞きいたします。

2番、大和村内で携帯が不通な箇所は確認認識されていらっしゃるのか。

1、奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートにて、携帯が困難な場所が確認されているが、村として対応するべきではないか。

2番、防災通知等避難指示で、雇用者安全対策で問題はないのか。

3番、村内ほかの箇所で、いまだに不通な場所は確認されておられるのか。

以上、壇上より申し上げまして、あとは自席にて質問をさせていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、ただいまの市田議員の御質問にお答えをいたします。

1点目の集落内河川管理状況についての、集落内中心部を流れる河川の管理において、村内での高齢化が進む中で、道路や公園同様に定期的に作業管理をしていただけないのかとの御質問でございますが、河川の草刈りにつきましては、御質問にもありました河川愛護作業等で集落をお願いをしているほか、河川内の土砂の堆積状況を確認しながら、年次的に起債事業で実施している緊急浚渫事業にて、河川内の土砂の撤去と併せ、河川内の草刈りと雑木の伐採等を実施している状況でございます。そのほか鹿児島県管理でございます2級河川におきまして、大和川と名音川についても鹿児島県の事業により浚渫と併せ、河川内の草刈りと雑木の伐採等が行われております。今後も河川内の草刈りにつきましては、集落の協力をいただきながら、河川愛護作業にて実施していただくほか、河川内の雑木等の伐採につきましては、伐採木の運搬等や処分等に重機等が必要となることから、緊急性の箇所から浚渫事業にて対応をしていきたいと考えております。

次に、集落内河川では旧態依然の石積みが見られるが、河川ブロックによる改善計画はないのかとの御質問でございますが、現在、一部の河川につきましては、道路事業により道路改良と併せ、護岸の改修を行っているところでございます。単に河川の石積み護岸からブロック積み護岸への改修につきましては、事業費が高額となることから村の負担をできるだけ軽減するため、補助事業を導入する必要がありますので、該当する補助事業が現在ないことなどから、計画をしていない状況でございます。本村の管理する河川における石積み護岸におきましては、支障のある護岸については適宜単独事業などで対応を行っておりますが、宅地や道路と隣接している場合には、道路の幅員を狭めることは困難であることから、隣地等を購入し、拡幅工事を実施する必要があります。河川沿いにある民地には河川境界間際まで住宅等が建設されていることもありまして、地権者の協力が必要になってくるほか、補助事業の目的である治水対策においては、区間全域での改良が必要となることから、今後は集落内における河川の既存施設の状況を確認しながら、対応策を検討してまいりたいと考えております。

次に、石積みは防災上、安心・安全といえるのか。耐久性で問題ないのかとの御質問でございますが、石積み護岸であるため、防災上問題があるわけではなく、現在の施工基準でも景観や河川の充足により、石積み護岸を施工することは可能となっております。また、耐久性で問題は石積み護岸だけではなく、ブロック護岸においても老朽化が避けられないところでございます。村といたしましては、護岸のパトロールや地域等からの情報に基づき、異状があればそのつど補修を実施している状況でございますので、今後も同様の対策を実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の大和村内での携帯が不通な箇所の確認についての奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートにおける携帯が困難な場所が確認されているが、村としての対応をすべきではないのかとの御質問でございますが、施設完成後、ハナハナ側からの要望を受けまして、4月下旬に携帯電話不通

話エリア改善に関して、NTTドコモ九州鹿児島支店へ改善依頼を行っているところでございます。現在、NTTドコモ本社のほうにおいて、エリア改善対策を検討中でありまして、その検討結果を待っている状況でございます。結果報告を受けまして、その後の対応策を協議検討してまいりたいと思います。

次に、防災通知等避難指示で雇用者安全対策で問題はないかとの御質問でございますが、先ほども申し上げましたように、施設内で携帯電話の不通話エリアに関する改善対策の検討が現在行われているところであります。このような状況におきましては、携帯電話による防災避難通知等ができないことから、先日の臨時議会で可決をいただきました防災無線設備更新委託事業にて、現地での防災無線受信調査を依頼している最中でありまして、その結果によっては必要な機器を設置することになると思いますので、時期を見て議会へも御説明させていただきながら、防災無線による現地従業者等の安全対策を図ってまいりたいと思います。

次に、村内の箇所、いまだに不通な場所は、ほか確認されているのかとの御質問でございますが、居住区域における不通話エリアとしましては、湯湾釜集落県道沿いの村営住宅2号棟、4号棟、6号棟を中心としたエリア、大和浜集落の永田地区エリアで一部不通となる箇所があることを確認しております。当該区域におきましても、ハナハナビーチリゾートのエリア改善に併せ、同様に改善依頼を行いました。現在、設置されております携帯電波発信基地局の出力やアンテナの向きなどの機器の調整によるエリア改善は困難であるとの報告を受けております。エリア改善には新たな携帯基地局の整備が必要となることでありますが、NTTドコモといたしましては、総務省からの要請により5G関連整備を最優先で行っておりまして、資金及び人的資源を5Gに注力しなければならないということから、新たな基地局の整備に関し、会社の方針として自社による既存電波エリア拡大のための基地局整備は行わないとのこととあります。また、自治体が基地局を整備し、携帯事業者が運営する公設民営方式につきましては、これまで国の携帯電話等エリア整備事業での整備が可能でありましたが、携帯電話サービスエリアの居住人口の割合である人口カバー率が99%を超えたことを受け、令和2年度から事業対象が非居住エリアのみとなり、居住エリアである湯湾釜、大和浜集落の不通話エリア改善対策としての新たな基地局整備は、困難な状況となっております。しかしながら、NTTドコモにおきましては、無人航空機から電波を送信し、地上基地局でカバーできない海上部や山間部での通信を可能とするハップスという新たな通信システムサービスを、2026年からの開始を目指すとの報道発表が6月3日にございましたので、近い将来的には不通話エリア全体での改善が見込めるものと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○2番（市田実孝君）

先ほどの質問でも申し上げましたが、河川愛護月間、これは国土交通省が打ち出した身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるために、地域住民、市民団体、関係行政機関によ

る流域全体の良好な河川環境の保全、再生への取組を積極的に推進することから生まれた事業だと書いてありますが、期間は毎年7月1日から7月31日となっております。国民全体で地域の国土、自然を守っていこうという考えの中から、愛護週間というのを認識させようとしているわけですが、ここで改めて総務課長にお聞きしますが、この役場の職員でですね、30代、20代の中で、草刈り機を持っていらっしゃる職員が何人ぐらいいらっしゃると思いますか。

○総務課長（政村勇二君）

職員の20代、30代は何名草刈機を持っているか、個人所有の件に関しましては、大変申し訳ございません、そこまで把握していない状況でございます。

○2番（市田実孝君）

産業課長にお聞きしますが、大和村の基幹作物であるスモモ、タンカン農家の平均的年齢は60歳以上を私は超しているものだと推察していますが、いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

村内の農家さんは、平均を取ればもう70歳は超えているものだと認識しております。

○2番（市田実孝君）

ありがとうございます。先ほどから、私がここで言いたいのはですね、建設課長、この愛護作業のときにですね、区長さんが草刈機をお持ちの方は草刈機を持参してくださいということをおっしゃっていますよね。これは河川の作業のときは草刈機が必要なんですよ。カマでは到底きれくできないわけですね。そして、河川の作業をするときに、草刈機を胸よりも上に向けたら、今までの下をなぐ作業よりも5倍も6倍も労力を使うわけです。先ほど産業課長なり、総務課長に確認しましたが、そのほぼ10年ほどですね、作業を見ていると、極端に草刈機を持った方が作業に出る率も下がってきているんですよ。それはなぜかということ、高齢化が進んで、農業をする方も少なくなつて、若い世代も草刈機を持っていない世代も増えているわけです。集落の作業と云ったら、もう極端な減り方をしているわけですよ、見ておりましたら。そういう中で、この愛護作業が守っていけるのかと、私は危惧したときに、簡単な作業でできるような河川の下払いぐらいはね、集落で何人かで可能な、なると思うんですよ。そしてこの石積みを見ますと、ススキが生えているわけですね、頭の上に。ススキが生えて、5月にも学校の横の道路で、メイン道路ですね、うちの前とか、あなたの家の前とか、そこでハブが出たんですよ、5月にですね。それは、食後に70代の女性の方がウォーキングをなさって、大和村が推奨していますよね、ウォーキング、保健福祉課長。そういうふうにはウォーキングが大切だということで、本人も歩かれておったら、ハブが川から上がって来たんですよ。それ、何で上がるかといえば、ススキが生えているから伝ってくるわけですよ、川から。そういったのを払うのにも、やっぱり集落の人手が足りなくなつて、草も今、1年にきれくやっていることはやっているんだけど、上層部ではですね、なかなか立木等も生えて、困難な状態になっておりますので、何とか、1年に1回なり、2回なりですね、そういった集落、これは思勝だけじゃない、津名久も含めてです。この意見は特に村長さんの地元である津名久の方から意見が出

ていますので、確認されてもいいと思いますよ。そういうことで、私のほうは上げさせていただいているんですが、何かそういった事業等はないですか。

○建設課長（早川勝志君）

まず道路、公園の管理ということで、お話しはいただいているんですけど、道路、県道の草刈りについては、県の権限移譲でして、県のほうから権限を委譲いたしまして、それを財源により草刈り等を実施しております。公園とかですね、村道に関しましては、あくまでも一般財源を使いまして草刈り等をですね、実施している状況でございます。

○2番（市田実孝君）

やっぱりこの集落の河川の石積みですね、私の記憶においても5、60年は経っているんですよ、住まわれてですね。そうしますと、石にいろんな草が絡まって、なかなか作業も大変な目に遭っているわけですね。そういうわけで、新たな河川ブロックにも変えていただけないかということ、今上げさせていただいているんですけれども、私のその思勝集落の河川を例を言いますと、4年ほど前、議会で前課長にですね、テーブルぐらいの堰をですね、川に何箇所か設置していただけないかということを提案したんですけれども、今、校長住宅の上のあたりですね。あのとき、私が提案したんですけれども、今、どういう状況になっているかということ、基礎のですね、基礎の下までこうぐっついているわけですよ。ブロックの基礎がありますでしょう、河川ブロックの。その基礎をとるということは、今、そのあとにどうなったかといいますと、川に向かってこうはブロックは積まれてないですね、こう積まれているんですよ。ここ水、流れますね。そうすると、基礎をとるということは、その基礎を見せないために、私は堰を造れと言ったんですよ。それをこの4年間でどうなっているかということ、とうとうこの後ろの土を削り始めているわけです。そういう場所があるんですよ。上の畑とかね。校長住宅のすぐの上ですよ。この土を取るということ、ここは空白になっているわけですよ。この河川ブロックの強度というのは、素人が考えても、水圧がかかったときに、こうここが空白だったら、こう倒れるわけですよ。それはあなた方はプロだから分かるんだと私は思うんですが、そういう後ろを取りだしているということが、現実的に今、起きてきているわけですよ。それをそのときに、・・・どうお考えですか。

○建設課長（早川勝志君）

私のほうでもですね、一般の住民の方から思勝地区の河川で、護岸のですね、裏側の土がなくなっているということで、確認してほしいということで、私も職員と確認をいたしました。したところ、河川のですね、基礎、いわゆる基礎といわれる部分は、まだ喪失していない状況でございまして、実質的に言いますとバンブクレと申しまして、ブロックがちょっと膨らんだりですね、その可能性もあるということで、現在、様子見をさせていただいているところでございます。何らかの形でですね、そこを異状があるようでしたら、また再度確認をしたいというふうに思っていますけれども、その場所でもですね、要は吸出しを受けている場所がですね、河川の道路の対岸にございまして、重機とかが入れないものですから、そのあたりでですね、土を入れたいというふうに考えて

いるところなんですけれども、そこは先ほど村長がお話しました浚渫事業をあててからですね、入るときに併せて、実際に裏込めですね、土を入れたいというふうに考えているところでございます。

○2番（市田実孝君）

10年ぐらい前の豪雨からですね、上部において70m、80mの道路を削って、川に変わって、橋も壊しているという、それ多分災害だからできたと思うんですけれども、それもこのようなちっちゃな穴なんですよ。それ前課長にもこの穴は塞いだほうがいい、もう一度そのあなた方の造った巨額のお金を使って新たな道を造られたけど、もともとを言えば、この穴をほったらかしているから、そこから水が入って、道路自体を全部削って、下流部の思勝の公民館あたりを1m50嵩上げしてしまって、オーバーホールした水が集落内にこぼれたわけですね。そういった小さなことを早急に改善しなくて、これは様子見といいますけど、壊れてからのあとは大変な被害が出るわけですよ。建設課長、村長も建設課に長いことおられたわけですから、その先輩方がですね、たくさんの予算を使って川を整備して治水をやって、整備なされた川を、小さいからといってほっとくと、そういう状態になるわけです。川底も一緒ですよ。このままほっとくと、多分下から川底を壊すわけです、水は。上から石が流れて来ないわけですから。そういう状態をほっといていいのかということをお前は言っているんですけど、いかがですか。

○建設課長（早川勝志君）

すみません、私のほうでその市田議員がおっしゃる場所がですね、私ちょっとはっきり分からないところでございまして、また後ほど教えていただいて、現場を確認させていただいて、もし例えば石が抜けているとかですね、そういう状況がありましたら、今は実際にやっていますが、ほかの集落もそういう意見がありましたら、そういうふうにやっていますけれども、そこに何なりを、石を詰めるとかですね、そういった対策を講じてまいりたいというふうに考えていますので。

○2番（市田実孝君）

集落のですね、先輩方の委員会なりの話では、やっぱり川床を削らないように、前建設課長にもお願いして、石を敷いてもらったんですよ。それよりも下の部分が、今そういう状況になりつつありますので、できればですね、下の石を上にもたまたま運ぶか、石積みで整備するかしていただかないと、多分、後ろを削った状況はまた底辺をこう、多分水圧でですね、今度の水圧でなるか分かりません。近い内になるだろうと想像ができるんですよ。前課長も協力してもらって、石を敷いていたいたんですが、そういったこと、前課長に聞かれて、また検討はしていただけないですかね。

○建設課長（早川勝志君）

先ほども申し上げましたけれども、やはりまず現場を再度確認させていただいて、河川の状況がどうなのか、石を敷いて目固めをして、それで耐えるものなのか、その辺を全て検討いたしまして、必要であればやっていきたいというふうに考えております。

○2番（市田実孝君）

先ほども、もう高齢化で若い方も作業にね、草刈機を持って来られる方も少のうなっていくますので、やっぱりそういうようなハード面で村の建設課あたりも河川を管理しているわけですから、年に1回でも2回でもですね、立木をなぎ払って、あと管理してくれる、河川を愛してね、愛護してくれるというようなふうにもっていつてほしいと思うんですが、そういった感じで建設課で作業の応援とか、どうですかね。

○建設課長（早川勝志君）

まず、先ほどから申し上げております緊急浚渫事業と申しまして、例えば思勝の川ですと、令和2年度に実施しているんですけれども、部分的に砂、石等が流れてきた土等が堆積している場所のですね、土砂を除去しまして、その併せて草刈り等を実施しております。それがですね、大体年間3から4河川程度やっております、今年も計画しておりますので、その選定につきましては、うちの職員が見てみまして、どこが一番堆積しているんだと、どこが一番先に優先なのかという考えながら実施しております。そこにあわせて実施していきたいと。ただし、そこに時期が間に合わないような場合とかですね、どうしても先ほども申し上げましたが、高齢化等により作業が難しい場合とか、大きな木が生えている場合とか、その辺重機が必要な場合というのは、集落ではなかなか難しいと思いますので、そこは集落からのですね、要望を上げていただいて、私どものほうでまた再度検討してですね、実施させていただきたいと。実際にそういった形でですね、させている集落がありますので、その辺はやはり集落からの要望を基にですね、私どももやっていきたいというふうに考えております。

○2番（市田実孝君）

是非ですね、月1回定例区長会もごさいますので、区長さん方にですね、河川の状況はどうですかとか、そういったことで困ってないですかということをですね、課長として、私は聞いてほしいと思うんですよ。多分要望を出される区長さん方はいらっしゃると、私は思いますので、是非そうしていただきたいと思います。

それでは、村内で携帯が不通な箇所はハナハナの下のほうでですね、この間食事しましたら、携帯が通じないわけですよ。えっ、どういうことということで話を聞きましたら、ちょうどその浜のですね、外れのほうに行ったら、アンテナがようやく立つわけですね。この2、3日前の新聞でも、宇検の赤土山ですか、あそこにアンテナを立ててどうのこうのというのが、解消したい、辺地債ですか、辺地債でもってやりたいというようなことを新聞に書かれとったんですけども、今、NTTからの返事待ちということ、村長からおっしゃっていただいたんですけど状況は返事待ちでよろしいですか。それ以後に動いていただけるということですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

ただいま村長の答弁にもありましたように、今、我々のほうはNTTドコモさんのほうに御相談をさせていただいて、ドコモ本社のほうで今対応策が、どうできるのかというところを検討していただいている状況にはございますので、その検討結果がどういうふうになるかによって、今後、

我々がどのように検討すべきかという段階に入っていくところでございます。

○2番（市田実孝君）

これは、総務省ですね、安倍内閣のときに世界最先端デジタル国家創造宣言というのを基に、一人でも携帯が通じるようにですね、この日本をしなければいけないということで、総務省あたりが予算を組んできたわけですが、人の命というのは、一人でも安心・安全に生活していかなければならないと私は思うんですが、このハナハナで働いておられる方、そこに泊って宿泊をされる方、いろいろ村内の住民がそれで生きていくわけですが、その防災の対応を今、それも無線等により検討していきたいというような話を聞いたんですけれども、そうなりますと、時期的にはどれぐらいかかるわけですかね。

○総務課長（政村勇二君）

この防災無線事業更新におきましては、先日の臨時議会、可決いただいたのちに本契約いただいている状況でございまして、それに合わせて、このハナハナビーチリゾートの今現地調査を行い、まずは間違いなく受信アンテナが必要だと、その他の機器も現在調査中でございますので、それをどういった資機材か分かった上でですね、9月もしくは12月に、また議員の皆さんに了解を得る旨、情報共有をしたのちにですね、そのあとに施工が考えられるものと思われま。

○2番（市田実孝君）

災害というのはいつ、明日、今起こるかも分からないわけですから、やっぱり危機感を持ってですね、事業を私は進めていただきたいと思います。今、12月頃までには何とかというような話があったんですけど、そういったこともですね、こちらで働いておられる方々にも連絡しながら、役場もこういった対応を、今検討していますよというのをですね、周知、私はされたほうが安心感も出るだろうと思いますが、働いている方のね、安心・安全で人間生きていかなければならないわけですから、広報とか、連絡とか、どうなさいますか。

○総務課長（政村勇二君）

この防災無線に関しましては、現在、業者とですね、ハナハナビーチリゾートの代表といいますか、従事者、向こうの施設側の責任者との情報共有をさせていただいている状態でございまして、どこに何が必要という業者からの提供に基づいて、この場所だったらいという、今、情報もお互いでやってもらっている状況です。先ほど、市田議員から御心配いただいている9月もしくは12月以降ということに関しましては、こちらが防災情報を得次第ですね、有線の電話等を通じて、必ず向こうの業者と、失礼しました、ビーチリゾートのほうには確認、情報連絡をいたしましてですね、その避難指示が出る、出ない、そういった、今こういった状況の災害状況であるという旨の周知は徹底していきたいというふうに思っております。

○2番（市田実孝君）

これはお願いしたいことだとは思いますが、さらにですね、湯湾釜のその住宅、村営住宅の一部でも、ちょっと不通な場所を耳にしますが、その件もですね、できるだけ早めに、今、村長が対応

をしていきたいということを聞いたんですが、やっぱり不愉快になるわけですね、家に住んでお
って携帯が通じないということは。ですから、それも踏まえてですね、この携帯電話不通地域解消
にですね、役場を挙げて努力して、私はいただきたいということで、今回、質問を終わらせていた
だきます。以上です。

○議長（藏 正君）

これで、2番、市田実孝君の一般質問を終わります。

次に、8番、中井文忠君に発言を許可いたします。

○8番（中井文忠君）

5月の選挙におきましては有権者の皆様にこの場をお借りしてお礼を申し上げます。ありがとう
ございました。村民のため、村民の目線で頑張ります。

では、通告をしてあります2点について質問を行います。

まず最初に、お祝い金の設置について、お年寄りのために祝い金の設置はできないか。人生80
年、90年という言葉はよく耳にしますが、現在もお年寄りのためにお祝い金が支給されておしま
す。ありがたいことです。私は100歳を生き抜いたお年寄りにお祝い金を増額していただきたいの
です。誰もができれば1世紀を生きたいと思っています。なかなか思うようにいかないの
が当たり前のように思います。新聞紙上で見ますと、98歳、99歳の高齢者の方々がこの世を去って
います。100歳を生き抜くことが難しいことかと思えます。私が大和村で100歳を迎えられたお年寄
りの方の記憶は、本当に数えられるぐらいです。お年寄りの方々が長生きをしていることで、大和
村に何らかの還元をしたものと思えます。100歳を生き抜いた方に最後の御褒美として喜んでもら
えるように、1回限りのお祝い金の増額を検討していただけないでしょうか、お尋ねをいたしま
す。

次に、大和村から奄美市住用町までの道路の建設について。東回りは名瀬市から住用まで行き、
西回りは今里より行かなければならない。以前より先輩議員や後輩議員が質問をしています。私も
横断道路については、これで2回目の質問となりますが、このときの答弁では、奄美市のほうで地
籍調査ができていないということで、また地主を探すのが難しいとのことで断念しています。私は
再度質問をいたします。村民の中にも大和村から住用町までの横断道路ができると助かるという言
葉も聞かれます。また、大和村の津名久集落から住用町川内となると、一山を越えると近いことも
聞いています。近いということで、津名久集落には昔から人的交流があり、嫁さんに来たり、たく
さんの方が来られております。このようなことを考えますと、住用町と大和村の横断道路は必要だ
と思うのですが、いかがでしょうか。村長にお尋ねしたいことは、横断道路の必要性をどのように
考えているのかをお尋ねいたします。

壇上から降りてまた自席のほうから質問いたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、中井議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目のお祝い金の設置についての御質問でございますが、私たちも村内で100歳を迎えられた方々には感謝と敬意を表しながら、これまでも対応もさせていただいているところでもございます。現在の2020年の日本の平均寿命が、男性が81.05歳、女性が87.09歳と延伸し、世界でも1位の長寿大国となっていることは、大変喜ばしいことだと思っております。しかし一方で、高齢者の増加が自治体財政に影響を及ぼし、これまで多くの自治体で創設されていた高齢者への祝い金等の縮小や廃止が、全国的にも相次いでいるところでもございます。こういった中でございますが、本村におきましては、長寿への祝福として福祉の増進を目的とし、100歳に到達された方へのお祝い金として表彰を行い、併せて10万円を贈呈させていただいております。更に、敬老年金といたしまして、75歳から89歳の方へは年額1万8,000円、90歳から99歳の方へは年額3万6,000円、100歳以上の方へは年額12万円を毎年支給をさせていただいております。節目年齢到達時に祝い金という形でまとめた金額を支給する方法もございますが、本村におきましては、高齢となった早い段階から、できるだけ多くの金額を平等に支給できるよう、年金として分散支給しているところでもございます。この支給金額につきましては、全国の自治体と比較いたしましても額は高く、75歳から累計しますと100歳到達時には、1人当たり85万円の支給がなされているところでもございます。本村の高齢化率は43%を超え、今後も更に高まってまいります。長寿への祝福及び本村の礎を築いてこられた長年の労苦へのねぎらいとして、今後も支給を継続できるよう努めてまいりたいと考えているところでもございます。

次に、2点目の大和村から奄美市住用町への横断道路建設についての御質問でございますが、大和村から奄美市住用町間の道路建設につきましては、平成6年4月1日に大島本島大和村住用村間県道新設促進協議会を本村と旧住用村で発足させ、両村長や議会議長等を役員に選出し、活動をしてまいりました。大和住用町間の道路は、延長約10kmの山間部を通るルートであるため、トンネルや橋梁を整備する必要がありまして、莫大な事業費を要することから、県道としての整備要望活動等を行ってまいりました。県道を整備するためには、地籍調査が終了していることが条件となったことから、本村では津名久地区の地籍調査を優先して実施し、完了させていただいたところでもございますが、旧住用村側の想定場所が地籍調査の困難区域であり、地籍調査が難航している状況でございました。そのような中で、旧名瀬市、旧笠利町、旧住用村の市町村合併により奄美市となったことにより、この協議会は平成14年8月6日に解散をし、活動が終了したところでもございます。議員の御質問にありましたように、横断道路につきましては、我々も必要とは認識をしているところでもございます。現在、奄美大島本島におきましては、奄美市におきましておがみ山バイパスの整備が行われておりますが、本村といたしましては、村民の安心・安全の確保のためにも、大金久戸円間トンネルを計画を優先し、推進してまいりたいと考えております。また、今年の奄美群島市町村議会議員大会及び大島本島南部町村議会議員大会におきましても、大金久戸円間トンネルの早期実現を決議いただいておりますので、今後も議員の皆さんとともに要望活動等を進めてまいりたいと考えているところでもございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○8番（中井文忠君）

ただいま村長から説明を受けましたが、100歳を超えたら12万円というお祝い金も差し上げているということで、村長は話しておりますが、村長、私はね、この12万とか、そういうお金の問題じゃなくてですね、100歳を生き抜く、1世紀を生き抜くということがどれほど難しいことかと、ですよ。そして、100歳を生き抜いたら、100万と言ったらまたオーバーになるし、また村長も100万まではできないよというかもしれない。けれども、少しでも100歳、1世紀を生き抜いた方々にお祝いとして捧げられるものならば捧げてもらいたいというのが本音であります。けれどもですね、そしたら、これをもし村長がお金をということになったら、村長、あなたの顔が村民には出るんですよ、私たちは下で、こうこうだからしてくださいということで質問をしたりするけれども、村長の顔しか世には出ないです。ああ、伊集院村長がああとき村長時代に、自分はじいさん、ばあさんが100歳になったとき50万、お祝い金をもらったよねと、それではあちゃんの葬式ができたよね、じいさんの葬式ができたよねといって喜ばれるのは、村長、あなたです。そういうことでですね、私は別に毎年毎年100歳になって、101歳、102歳になったから、毎年50万とか100万くれるということじゃないですよ。ただ1回きりの、1回きりでいいから、この100歳になったときのお祝い金をできないかということですよね、私が尋ねることは。そして今、村長、私もですね、調べたけれども、100歳の人が今大和村に1人いるそうですが、そして99歳が0、そして98歳が3名ですかね。その人たちが98歳の方があと3年後、2年後、何人生きていると思いますか。私はそう簡単に、1人生きていればいいほうじゃないかと思うんですよ。だから、そういう人のために何とか、100万とは言わない、もう50万でもいいですよ。どうにかそういうことを村長、考えていただきたいと思いますが、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃることは、我々も十分理解するところでもございます。私は先ほど答弁させていただきました、やはり、高齢者の皆さんにはやっぱり元気なうちに、我々は何かを還元しなければならぬということで、敬老年金を計上させております。また、大和村では子育て支援も充実する中で、大和村で子育てをしたいという方を、やっぱり我々も若い人たちに住んでいただくという取組もさせていただいておりますので、大和村の制度としては、私は周りからも評価されたものだと、議員のおっしゃるように、これはそういう大勢の人たちに対象者がいるわけじゃないかも分かりませんが、私は今の制度で、私は十分貢献しているのではないかというふうに考えております。そういう中では、やっぱりいろんな多方面に対する助成制度は、今後も村としては考えていかなければなりませんので、敬老年金については現状のままで継続させていただければということでございます。

○8番（中井文忠君）

敬老年金をあげているということもありますけれども、やっぱり100歳を生き抜くことの難しさは、重々村長も分かっているとは思いますが、私もですね、諦め切れないところがあるんですよ。ねえ、村長、子育て支援、あれもしっかりいいことなんですね、1子生まれたら20万、3子生まれたら何十万、3子から50万円、これは1回じゃ終わらないわけですよね、若い人たちの家族が4名も5名もできたときは、3子以上は50万ですがね。そういうことも考えたら、年よりは1回きり、もう明日死んだら終わりですよ。99歳、99歳8カ月、あと2カ月で100歳というのに死んだら終わりです。そういうことがありますから、どうにか合わせて、村長が言われるように、12万といくらかな、合わせて22万かな、敬老記念と合わせて22万、そしたらそれプラス幾らかくれたら50万に成るじゃないですか、村長。新たに作らんでも、それを合わせて50万くれたら、それでも喜ぶと思うんですよ、私は。私がいつも冗談混じりに言うけど、若い人たちはね、大丈夫って、もう。保障がされているから大丈夫、年よりは死んでいくしかない。あっちの山を見て、自分はいつまで生きればいいのかい、もうしんどい、しんどいと言いながら生きているんですよ、年寄りの方、実際に。もう自分らはもう70になったし、あと10年生きれるか、生きれるか分からないですよ。自分がこの100歳のね、お祝い金をもらおうとは思っていないですから、私は。だから、村長、もう少しね、私が今言った22万に足して50万ぐらいにして、村長どうですか。もう一度お尋ねします。その考えは。

○村長（伊集院 幼君）

何度も同じことの繰り返しになりますけれども、議員のおっしゃることは十分我々も理解をするところでございます。やっぱり、先輩たちにやっぱり敬意を表するためには、何か恩返しをしたいというのが、誰でもそういう気持ちを持っていると思います。しかしながら、大和村の制度として、私としては今の制度で十分じゃないかも分かりませんが、やはり評価をいただいている中でもございますので、我々としてはできる限りのことをしているのではないかというふうに思っておりますので、その点についてもそういう意味で御理解をいただければというふうに思います。

○8番（中井文忠君）

村長の評価は他村に行っても、大和村長はよう頑張っているねという話は聞いております。それはもう頑張っていることは、自分なんかも議会で知っているから分かるんですけど、村長にもうこれ以上あれをしても、村長の腹が決まっていると思いますので、村長、またまたゆくゆくですね、村長の心が変わればですよ、村長、少しでもこの1世紀を生きた方々にお祝い金を増額でもしていただきたいということを話をしてですね、私はこの件を終わりにしたいと思います。

次に、大和村から奄美市までの横断道路の建設について、この件もですね、以前から先輩議員や後輩議員もですね、質問しているわけですね。だけど、住用町のほうで地籍ができていないということで見送りになっており、そしてまた、もう解散をしたということであればですね、村長、私が一般質問をするということで、後輩なんかからも文兄、あっちに道が通れば便利だよと、そして年寄りの方々も便利だよとということを言うんですよ。村長、これは、私が思うにはね、政治力が

足らないのか、何が足らないのか、宇検村を見てくださいよ。宇検村から瀬戸内に行くのに、何通りの道を通れると思いますか、村長。最終屋鈍に行けば、屋鈍からも上れるし、名柄に行けば名柄から久慈に下りれるし、そして79号線を通れば篠川に行けますよね。4カ所ぐらいの道があれば通れるんですよ。やっぱり国会議員の先生が出たり、県議の先生が出たりするおかげで、そういうのができたかなという思いもしますね。この道路ができないというのは、何かこの、やっぱり地主がいないということも一部あると思うんだけど、これ、村長、法の改正があつて、もし町村が、もし町村が大和村が使用するとかいうことで使用した場合、その地主が出てきた場合は、お金で解決できるということもちょっと聞いたんですが、そういうことは聞いたことはないですか。今の時点ではどうか知らないけど、そういう時期が来るということを聞いてないですか。

○村長（伊集院 幼君）

今、聞いておりませんが、やはり議員のおっしゃるとおりに、いろんな意見があろうかと思います。地権者の問題、そして大島本島での県の事業での限られた予算枠、宮古崎トンネルが約80億掛かったと、その後に次のプロジェクトに入らなければならないということで、おがみ山バイパスに着手したわけでございますけれども、今の段階で行ければ、もう限られた予算枠の中で事業をしていかなきゃならないという予定が、県のほうではあるようでございます。我々もその横断道路が必要ないとは申し上げません。そういう時期がきたときには考えていかななければならないというふうに思いますけれども、やはり大和村として、今何をしなければならないかということが、先ほど私が答弁で申し上げた、皆さんも御承知のとおり、この大金久戸円を、やっぱり次の私は計画として進めるべきだということでおりますので、その後の計画の中で、やっぱり本島内の道路整備の計画が進められていくのではないかというふうに思っているところでございます。

○8番（中井文忠君）

村長が言われるように、議員でもトンネルの件はずっと何十年、戸円と大金久間のトンネルの件も、もう何十年がかりで、そろそろめどがつくころだという思いはあります。それが通過をしたときに、また新たに考えるということであれば、そして、この横断道路の件には永井県議とか、奄美市の議員の中にもこの横断道路の件を話している人がいると聞いているんですよ、私は。だから、必要のない道路ではないということですね。そして村長、この津名久あたり、大和浜あたりに住用村の人が何人ぐらい嫁に行ったり、婿に来たりしていると思いますか、そこら辺で大体。分からない。

○村長（伊集院 幼君）

住用の関係者が数名津名久にいることは、そのほかの集落もいらっしゃると思いますけれども、数名の方が縁あつて、そして大和村に嫁いだり、また大和村から住用に行った方もいらっしゃると思いますけど、そういうことは聞いております。

○8番（中井文忠君）

私が聞いた話によると、やっぱり30名以上おられますね、30名以上。だから、昔のあの時代に、山

越え谷越えしてですね、やっぱり結ばれた人もたくさんおるし、また向こうに行った人もおるだろうけれども、そして、今大和村に、その住用と大和村のあいの子と言えは悪いかもしれんけれども、そういう子供たちがたくさんおりますよね。だから、そういうことでもし、あの道路ができるのであれば、人的交流、一番大事じゃないかと思います。そうすれば、嫁さんに大和村に来たり、またあっちに行ったりもすると思うんですのでね、村長、村長が任期中に次の任期中4年間、次また選挙があると思うんだけど、そのときにできるかできなかも分からないけれども、村長の腹の中にですね、そういう一般質問があって、いずれどうにかこうにかせんにやいかんなどという思いがあればですね、そのような声を上げてほしい。そういう思いであります。だから、村長の腹の底をですね、村民に、ああ、あのとき、あの議員が言ったけれども、そのときもあの議員も言ったというようなことがあることをですね、腹に肝に銘じですね、また次の村長が就任したときには、いろいろと相談をするかと思しますので、よろしくお願いいたします。

これで終わりたいと思います。

○議長（藏 正君）

これで、8番、中井文忠君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 3時46分

第 2 回 大和村議会定例会

第 2 日

令和 6 年 6 月 2 1 日（金）

大 和 村 議 会

令和6年第2回大和村議会定例会会議録

令和6年6月21日（金）

午前10時15分開会

1 議事日程

開議の宣告

日程第1 一般質問（4名）

午前（2名）

5番 重信 安男 議員

3番 前田 清和 議員

午後（2名）

7番 勝山 浩平 議員

9番 奥田 忠廣 議員

日程第2 議案第38号 アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2工区）請負
変更契約の締結について

日程第3 議案第39号 アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）請負
変更契約の締結について

日程第4 議案第40号 アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）展示設備等設置工事請負
契約の締結について

日程第5 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、2025年度
政府予算に係る意見書の採択について

日程第6 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、2025年度
政府予算に係る意見書について

日程第7 議員派遣の件について

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

閉議

閉会の宣告

2 出席議員は次のとおりである。（8名）

1番 奥田 浩一 君

2番 市田 実孝 君

3番 前田 清和 君

5番 重信 安男 君

6番 藏 正 君

7番 勝山 浩平 君

8番 中井 文忠 君

9番 奥田 忠廣 君

3 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	森 永 学 君	主 査	後 藤 美穂子 君
--------	---------	-----	-----------

5 説明のため出席した者の職氏名

村 長	伊集院 幼 君	教 育 長	晨 原 弘 久 君
副 村 長	仲新城 長 政 君	教委事務局長	前 田 逸 人 君
総 務 課 長	政 村 勇 二 君	企画観光課長	大 瀬 幸 一 君
建 設 課 長	早 川 勝 志 君	産業振興課長 兼農委事務局長	福 本 新 平 君
教委指導主事	里 中 卓 麻 君	保健福祉課長	早 川 理 恵 君
会計管理者 兼会計課長	大 石 松 美 君	大和診療所事務長	児 玉 明 美 君
住民税務課長	池 田 浩 二 君	大和の園園長	勝 健一郎 君

開会 午前10時15分

○議長（藏 正君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程のとおりであります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藏 正君）

日程第1、ただいまより一般質問を再開いたします。

通告順に従って、順次発言を許可いたします。

5番、重信安男君に発言を許可いたします。

○5番（重信安男君）

皆さん、おはようございます。今回の選挙にて3期目の当選をさせていただき、村民の皆様、感謝を申し上げたいと思います。これからの4年間、なせば成るの精神で事にあたり、村民主体の村民のための政治を行ってまいりたいと思います。これから4年間、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

人口減少対策として、行政の取組に関しまして4点ほど質問させていただきます。

1点目、2050年に消滅自治体といわれますが、当局はどう受け止めておられるのか。

2点目に、移住者の受入れとして、雇用の場と住居が必要ですが、今後の対策を示していただきたい。

3点目、行政職員の中で村外に住まわれている職員をどう思われているのか。

4点目、住民受入れの空き家対策を行っていますが、現在の助成以外に家財道具処分費の助成はできないのか。

以上、壇上より申し上げ、自席にて再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、おはようございます。それでは、重信議員の御質問にお答えをいたします。

人口減少対策としてのこれからの取組についてでございますが、1番目の消滅自治体といわれているが、どう受け止めているかにつきましては、今年4月24日に民間団体人口戦略会議から、地方自治体持続可能性分析レポート、通称第2次増田レポートが発表されまして、奄美群島12市町村でも本村を含む3町村が消滅可能自治体とされたところであります。本村としましては、少子高齢化人口減少対策につきましては、喫緊の課題であると捉えまして、平成27年度に第1期大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和2年度に第2期大和村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しまして、継続的に課題解決に取り組んでいるところでございます。また、昨年度には本村の今後10年間の行政運営の指針となります第6次大和村総合振興計画も策定をいたしまして、新たな将来像

である小さくとも光り輝き続ける村を掲げ、総合戦略を主軸にその将来像の実現に向け、本村における課題解決に取り組んでおります。国全体で人口減少が避けられないという状況下で、本村の将来像を実現するためには、人口規模が小さくとも一人一人の村民が活力にあふれ、この村を訪れる多くの人たちと島外に住む出身者たちが魅力を感じ、住みたいと感じる存在感のある村づくりをすすめていくことが重要であるとの観点から、生活環境の改善及び子育て支援施策を中心に展開をしましてまいりました。その結果としまして、第1期大和村総合戦略策定時の平成27年度から令和5年度末までの成果としましては、全体的な人口は減少しておりますが、人口減少率の緩和、人口構成年齢比率における0歳から19歳までの若年世代及びその主な親世代にあたる20歳から49歳までの生産年齢中核世代の構成比率の向上が見られ、本村の将来を担う人材並びに地域活性化の中心的役割を担う人口構成比率の向上が見られたことは取組の成果であり、少しずつではありますが、将来像実現に向けた一步を踏み出せたと思っているところでもございます。このような取組を官民連携、全庁体制で継続的に取り組むことで、消滅可能性自治体からの脱却を図ってまいりたいと考えております。

2番目の移住者の受入れとしての質問ですが、雇用の場の創出には大きく分けまして企業誘致、新たな起業創業、既存事業者の事業拡充の三つによる雇用の場の創出があると考えております。まず一つ目の企業誘致につきましては、村と観光施設立地協定を締結しておりました株式会社グレイ美術様によります奄美温泉大和ハナハナビーチリゾートが4月19日にグランドオープンをいたしまして、正社員23名、臨時雇用者8名の合計31名と、大きな雇用創出の場となっております。また先日、村内各世帯にハナハナビーチリゾートによりますパート、アルバイトの募集葉書が送付されておりましたことから、更に雇用が増えることがうかがえているところでございます。次に、二つ目及び三つ目の新たな起業創業、既存事業者の事業拡充につきましては、単に仕事を起こすということだけではなく、本村の持つ地域資源や潜在的可能性を持つ資源の掘り起し等による独自の強さを生かした起業創業や既存事業の拡充を促進し、雇用されるという受け身ではなく、自らのアイデアと行動力により、新たな事業を起こすという、やる気を具現化することで、地域経済の活性化、新産業分野の創出を図ることを目的に、令和5年度より起業創業ステップアップ助成金制度を創設し、3名の方が起業創業、事業拡充に取り組んでいるところでございます。また、今後の住居対策につきましては、新たな政策住宅の整備誘致、空き家改修と併せまして、新築による定住促進住宅の整備、空き家サブリースの展開によりまして、財政負担の軽減を図りながら、移住希望者へ提供可能な住宅の量的確保を図りたいと考えております。

次に、3番目の村外に住んでいる職員について、どう思われるかとの御質問でありますが、令和6年度の新規採用を含め正職員77名中22名が実質村外から通勤をしている現状にあります。その理由といたしましては、村外からの採用が増えていることと、親族の介護や婚姻後の親族による関係性での通勤となったことや、村内居住において住居の確保ができなかったことによるものでございます。また、村外居住におきましては、憲法上では認められることと思っておりますけれども、

確認事項といたしまして、採用試験の面接の際に村内居住の意向確認なども行いながら、住まいがあれば村内居住を希望する旨の回答も得ている現状でございます。しかし、村営住宅におきましては所得制限があることや、定住住宅におきましては平等性の観点から抽選を行っている状況でございます。現在の状況に至っているところでもございます。中には昨年度と今年度には村内に新築及び新築予定の職員の世帯3世帯並びに新採職員1名が村内家屋を改修し、住居の確保を行っている状況にもございます。今後は、村といたしましても、御質問にあります人口減少対策、各集落における地域貢献や緊急時の災害対策などを考慮しますと、職員の村内居住に関しまして、その必要性を終始続けることと、サブリース方式による空き家等の情報がございましたら、その情報について該当職員へ周知することなど、村内居住ができるような取組を進めていきたいと考えております。

4番目の住民受入れのための空き家対策を行っておりますが、現在の助成以外に家財道具処分費の助成はできないかとのことでございますが、御質問にございますように、住民受入れのための空き家対策に関連する助成事業となりますと、住宅改修助成金が該当いたします。本助成は村内にある住宅を住居の用に供することを目的として住宅を改修するものを対象に、住宅改修に伴う費用の2分の1、上限額50万円を助成する内容となっております。空き家を改修する際には、家屋本体の改修に加え、残存物の処分を一部伴うものもございますが、本村としましては最も経費負担の大きい家屋本体の改修に関する助成を行っているところでありますことから、経費負担の少ない家財道具関係の処分につきましては、申請者のほうで行っていただきたいと考えているところでございます。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○5番（重信安男君）

本当、以前報道で消滅自治体といわれてびっくりしたんですけれども、今大和村は本当に村長が村長になられて15年目、飛躍しているんですよ、村は。私はもう自慢して、各自治体には言っていますよ、大和村は住みやすいと。うちの村長は営業マンだと、私はずっと言ってきました。ですけど、やはり25年後といったら、やっぱり分かりませんので、そうならないためにもですね、やっぱり行政と議会、我々議会も一緒です、村民皆様と一緒に、いろいろ話し合ってですね、ならないように進めていくしかないと思っていますので、皆さんも協力、よろしくお願いいたします。

2点目に入ります。移住者の受入れとして人口増のために、若い家族をやっぱり受入れないといけないと、そうしないとやっぱり子供も増えないということですが、問題でやっぱりそういう消滅自治体というふうになっていきますので、何とかその受け入れには、やっぱり雇用の場が大和村は少ないですよ。今、ハナハナリゾートができて、従業員も内地のほうからUターンで来ている、増えていますし、子供世帯も何世帯かいます。ですけど、それでもやっぱり間に合わないということですよ、将来的には。ですから、やっぱり雇用の場をもうちょっと大和村といったら公共工事の建

設業とかしかありませんよね。一個人的にやっている飲食店とか民泊とか、そういう個人商店とかですね。ですからもっと雇用の場を何かもっと作れないかなと、それは雇用の場を作れば、また移住者が来たら住むとこがないというふうになってきますので、そこをこれから雇用の場としてですね、村内のですね、小規模な企業というんですか、商店、前田議員が前から言っていますように、商店をちょっと支援してあげようとか、そういうことで、やっぱりそういった商店とかですね、そういう民泊や飲食業関連の企業を小さな企業をまず育てていくと。そういうことをしたら、どんどん活性化していくと思うんですよね。大企業を受け入れるということもいいんですけども、なかなかそういう大企業が大和村に、人口1,400人しかない大和村に、じゃ、何か工場を造ります、何かしますというのは、なかなか難しいと思うんですよ。まずは村内の小規模な事業者を育てていくということ、私はしたほうがいいかなと思うんですけど、どうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

雇用の場の創出につきましては、先ほど村長の答弁にもございましたように、新たな企業の誘致、そしてそれ以外ではやはりこういう仕事がしたいという思いを具現化するための起業創業、そして既存事業者の事業の拡充という面がございます。今、議員の御質問にあったように、既存事業者を育てていくという部分につきましては、既存事業者の事業拡充がないと、新たな雇用というのは創出できないものかというふうに考えております。今既存事業者は、今の状況で経営が成り立っている。そしてこれ以上人間を増やしても仕事がないという状況ですといけませんので、やはり事業内容の拡充というのが雇用には伴ってくるというふうに考えております。そういった面で、やはりその既存事業者の事業拡充への思い、そういったのを我々はお手伝いをさせていただく意味を含めまして、昨年度から起業創業ステップアップ助成金制度を創設しているところでございます。

○5番（重信安男君）

令和5年度からステップアップ事業としてやっている、今聞きましたけど、3件応募があったと聞いていますけど、やっぱり村民の皆さんも何かやりたいという人はけっこういると思うんですよ。小規模の業者もですね、やりたいんだけど、やっぱり資金面だったり、何をやればいいのか分からない。役場から防災無線でそういうのがあれば、役場に問い合わせくださいとか言いますが、なかなか役場に来て、そういう相談に来る方というのは、なかなか地元の業者の人とか、いないと思うんですよ。それで仕事は増えますけど、そういう1個人の業者の、業者に個人でですね、戸別訪問とかしてですよ、そういう話を聞いたり、親身になって聞いたりして、やる気を出させる。もうちょっとこうしたほうがいいんじゃないですかとか、これはもう商工会とかがやることかもしれませんが、将来的に考えればですね、そういうのを役場からも来て、相談しに来てくれたら、やっぱりやりたいこととか、発想ができるかと思うんですよ。なかなか役場に来て言えるかということ言えないと思うんですよ、そういう1個人の事業主とかはですよ。そういうのを、ちょっと戸別訪問とかしてですね、そういう話を聞いたりして、進めていったらどうだろうと、私は思うんですがいかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

各既存事業者を回って、戸別訪問というのにつきましては、議員もおっしゃっていましたように、商工会の役割だというふうに我々は考えております。商工会ほうは会員の事業者さんを回って、それぞれの困りごと、現在の事業の内容、そして財務状況などを把握しているものというふうに考えております。我々といたしましては、気軽に役場のほうには御相談にいただきたい。やはり御相談を受けないと、我々もアドバイスをすることができないですし、こういうふうにしたらどうでしょうかというお話を、なかなかできないところでございます。やはりそういったことについては、事業者の方は我々役場のほうに来づらいというのであれば、商工会を通じて我々のほうにお話をいただきたいと思います。そういったことについては、我々のほうから商工会のほうにそういったお困りごと、そういったのが会員事業者の方からありましたら、役場のほうへおつなぎをお願いしますということで、依頼をしていきたいというふうには考えております。

○5番（重信安男君）

そう言えばそうなんですけど、その商工会にも行きづらいという人がいるんですよ。相談をしにくいと。だから、そこを商工会と役場のそういう関連している職員等ですね、おれば一緒に行って相談とか・・・いけばですね、村民も安心していろんなことが発言が出てくるんじゃないかと思うんですよ。それはやっぱり難しいですか、職員が戸別訪問するというのは難しいですか。

○産業振興課長（福本新平君）

今現在、あまみ商工会さんのほうでいろいろ各事業所を回って、いろいろお困りごととかを聞いているところであります。それについては、同じ産業振興総合センターにありますので、その辺の情報共有というのは図っております。ただ、私たちがその個人経営にどうするかと、個人の支援とこのをできるものなのか、あまみ商工会さんがまずいろんなことを聞いて、いろんなあまみ商工会さんでも支援策とかありますので、まずその辺のかためというのを、いろんな連携して話は聞いていますので、今後、それをどうするかというのも、やっぱりきっちり練っていかないと対応は難しいんじゃないかなというふうには思っております。

○5番（重信安男君）

難しいんですかね。やっぱりまちの中であったりとか、いろいろしたら、気軽にそういう話とかも、起業ステップアップとかもあるんですよ、いつでも役場に来てくださいとか、そう言えるようなことを、これからどんどん進めてほしいと思います。

それとですね、大変難しいものなんですけど、ハナハナができたということはいいです。以前、まほろばですかね、に道の駅を造る構想が出てましたけど、構想よりも先にクロウサギが先になったもんですから、そういう大きい企業施設ですかね、商業施設をこれからも早めに考えないといけないんじゃないかなと私は思うんですよ。やっぱりどうしてもお金を使う方というのは、男性よりも女性のほうが多いんですよ。大人の女性が集まるような商業施設を何か造ったらどうかと、そういう業者と一緒に営業をしてですね、大和村、こういう場所があるんですよと、ここにこうい

ったものを造ることはできませんとか、そういう営業をしてですね、そういうこととか、出来ないか。買い物としてはほとんどみんな奄美市、タイヨーさんだったり、イオンさんだったり、そういうところに買い物に行きますけど、大和村は大棚が本当もう、イオンみたいな大きな商店をね、大棚商店に極力買い物に行くように私なんかも行っているんですけども、もう少し商店を支援してあげてですね、大きい商店にすると、1階は飲食店、2階は洋服を売るとかですね、そういうふうになれば、やっぱり女性の方とか、洋服大好きですから買いに来ますよ。いろんな買い物。そういう施設、大きな施設じゃないんですけど、そういう施設とかも徐々に造っていくような、・・・今から考えていったらどうかなと思うんですけど、どうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今、議員がおっしゃった事業の拡充については、これは事業の既存商店の事業の拡充にあたるというふうに、我々は理解をしております。そのような事業の拡充につきましては、起業創業ステップアップ助成金を活用していただいて、事業者主体でやっていただくのがいい方法なのかなというふうに考えております。

○5番（重信安男君）

何らかですね、大和村もいろんなこと挑戦していかないと、何も変わらないと思いますよ。本当に難しい問題ですよ。大和村としてみればですよ。奄美市だったら分かりませんが。どうやって活性化していくかと、本当に何かやらなきゃいけないですよ。それもう少し行政の皆さんが真剣になってですね、我々議会も一生懸命おろして、いろいろやりますので、そういった感じで活性化するように、何か、企業にしろ、商店にしろ、民泊にしろ、飲食店にしろですよ、何かやっていきましょう。そうしないと何も変わらないと思います。全然人口も増えてこないし、集客を呼ばないと私はだめだと思うんですね。それはもうその点、協力してください。そしてですね、やっぱり人が集まるというのが、子供ですよ、子供の集まる場所、公園ですよ。公園とかですよ、大和村はフォレストポリスが代表なんですけども、昔、ゴーカートとかがあってですね、子供がいっぱいあって、すごかったですよ。けどもう維持管理が大変で、ゴーカートとかもなくなってですね、普通の公園にしかなくなっていませんけど、ゴーカートをせえとかじゃなくてですね、ほかにですね、自然を利用した湯湾岳展望台からフォレストポリスに下りる、何ですか、ジップロックでもいいですよ。山の自然を見ながら下りてくるという、ああいうこととかもやったらどうかなと、今から。奄美ではどこもやっていないんですよ、まだ。それを大和村がまずやれば、またいいんじゃないかなと思うんですけど、金額的にも結構かかると思いますが、いろんなところを視察に行つてですね、そういうのも検討することもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

すみません、私、ちょっと勉強不足で御教授いただきたいんですが、ジップロック、何ですか。ジップロック。はい、なるほど、すみません、私勉強不足で、そのことをちょっと知りませんでした。そのような乗り物については、やはり安全性の確保というのが、最大の課題になってくるとい

うふうに考えております。その安全性を確保できるのか。また、フォレストポリスから湯湾岳に向けては、特別保護地区になりますので、枝を1本落とすことすらできないというような場所になっておりますので、そういった場所で設置が可能なのかなど、そういった大きな課題はあるのではないかというふうには考えております。

○5番（重信安男君）

だから、その自然を利用してですね、そういう当たらない法律に違反しないところをできるような形でやれば、必ず子供たちは集まってきます。活性化すると思います。その公園がですね。今、大体グラウンドゴルフでやっているような形なんですけれども、水辺の広場は今、改良して造っていますけどね。それがまたいろいろ観光客を呼ぶことになると思いますけど、観光客も大事ですけど、地元の子供を喜ばすようなことをしないと、何も始まらないと思いますので、将来的に考えてですよ、日本中あちこち、こういうのをテレビ番組でよく見ますよ。私はもういいと思いますよ。山がだめだと、海でもいいですよ。親川崎から国直まで海の上を行くとかですね、そういう安全性とか、保たれているから日本全国でもやっているわけですよ。そういうのもちゃんと調べてやれば、私はいい遊び、子供たちの遊び場、大人も遊びますよ。そういうことも・・・大和村も有名になると思いますよ。何とか検討して、将来的に、今すぐではありません。何か考えていきべきじゃないかなと思っております。ちょっと検討してください。

○議長（藏 正君）

重信君、質問は。

○5番（重信安男君）

それでは、3点目に入ります。あまり職員のことを、私も議員になって言うなということで、あまり言わないほうがいいよということでだったんですが、こうやって消滅自治体と言われるようなになれば、やっぱり1人でも大和村に住んでいただきたいと、大和村の代表である職員がやっぱり村外に住んでいるという事態が、私はもう何でかなと不思議でたまりません。本当、悲しいですよ。何かもお、何ですかね、自分たちさえ良ければいいと、公務員にさえなればいいという、将来性があるからとか、そういうふうに関心されているような形が感じて、本当に真剣に大和村の村民のことを考えて働いているのかなと、本当に私は分かりません。それはもうその本人の常識だと思いますけど、それは村長が一番悩んでいると思います。人権問題もいろいろありますけど、やはり1人でも2人でも、やっぱり大和村に帰って来て住んでいただきたい、子供を生んでいただきたい。そういう努力をしてほしい。大和村を見捨てないでほしい。これは私の思いです。いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

この行政職員の域外、村外からの通勤に関しましては、居住に関しましては、先ほど村長の答弁にもありましたが、やはり原因としては、やはり親族の介護、どうしても親御さんの面倒を見る職員、そしてまた一番は、どうしてもこの居住地、住まいの問題ですね、そういったところの問題も

あると思います。そういった中で、やはり定住促進、通常の公営住宅におきましては、やはり所得制限がかかると、一般の世帯では15万8,000円、また18歳未満の子供がいる世帯におきましても21万4,000円、確かだったと思いますが、そういった所得制限がかかる。そしてまた定住促進住宅、これにおきましては、すごく村内における宮古崎トンネルができたことに伴いまして、定住促進住宅における一般からの応募も多い中でございます。そういった中で平等性、これは事務嘱託員会の中でも御提案がございましたものでございますから、そこで平等性をもって抽選をさせていただいている現状がございますので、どうしてもやはり、ですがやはり、重信議員がおっしゃる人口減少対策であったり、これからの緊急時における災害対策であったり、やはり地域貢献、地元集落における地域貢献ということを考えますと、やはりこちらとしてもなるべく村内居住を促していきたいという取組は進めてまいりたいと、その一つとして居住地におけるサブリース方式が始まっている状況でございますので、そういった情報がありましたら、村民と平等性を加えたうえで、職員のほうにもですね、周知をしてなるべく村内に住んでいただきたいという旨の取組は進めていきたいというふうに思います。

○5番（重信安男君）

本当に人に関することは難しいことですよね。職員だからああせい、こうせいという命令もできませんし、ですけど、やっぱりそれだけは心情としてですね、その本人の気持ちですので、それを我々は信じて行政からも、課長からも声をかけて、住むところがなければ、思い切って基金を崩してでも、職員の住宅つくればいいんじゃないですか。それぐらいやらないと、あといけなくなってくるかもしれません、住むところがなくなるかもしれませんよ。

4点目で、大和村との契約委託をされていない空き家を持たれている民家の方たちにも、家財道具の処分費用を見てあげることはできないのかということですが、契約をされている方とかですね、以前、私は課長から聞きましたけど、そういう家財道具の処分だったり、改築費だったり、リフォームをするだったり、いろいろやっていると聞いたんですが、契約、課長が多分そういう空き家の方たちに交渉か何か分からないです、職員がしてると思うんですよね、大和村に貸していただけないとか。それで貸しませんという人が何人かいるんですよね。そういう方の処分もですよ、もし行政がみてあげたら、もしかしたらその方もじゃもう貸してあげるからやってくださいとか、言うかもしれません。どうですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

空き家の残存物の処分につきましては、議員もおっしゃられたように、我々が空き家を賃貸借をさせていただいて、リフォームをかけて定住促進住宅として提供を行う、そういった場合については、やはり我々もその残存物の処分についてはお手伝いをいしましょうという考えは持っております。それは、その後の空き家の活用というのが見込めるものであるもので、我々はその取組を行うと、空き家をリフォームして、そこに新しく入居者が入っていただける、人口増にもつながります、定住促進にもつながります。こういった次につながるものでありますので、我々もそういった

面についてはお手伝いをさせていただこうという考えでございまして、単純に空き家があります。その中の残存物を処分をしますというだけでは、次につながらない。まだ空き家としてそのまま残る状況になるというふうに考えられますので、そこに対するお手伝いというのはいかなるものかというふうに考えます。

○5番（重信安男君）

そうなんです、難しいんですよ、本当に。ですけど、そこはうまく話をしてですよ、持ち主と、家主の方と話をされて住むところはどんなされているんですかとかですね。処分費も、課長も言っていましたよ、そんなにかからないと言っていましたよ。まずどこか1件、いいところをね、私ならちょっと、職員の方に1人話はしたんですけど、課長も話しましたよね、大和村のハナハナで働きたい、移住したい、家族が10名いる。住むところがないんですよ、10名も。どこのこと言いませんけど、大和村に来たいという人は実際にいるんですよ。子供が8名で10名ですか。子供10名で12名、ありがたいことなんですけど、住むところがどこ探してもないんですよ。そこを何とかですね、行政が一生懸命営業してですよ、こういう方がいるんです、何とか貸していただけませんか、もうちょっと努力をしていただきたい。やっているとは思いますが、そういうのがもったいないんですよ。何とかありませんかね。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

我々当局側といたしましても、めばしい物件、この空き家であれば、まだそこまで手間をかけることがなく、定住促進住宅への転用が可能だというふうに考えられる、そういった貸していただける可能性があるような物件については、我々のほうからもお声掛けをさせていただいているところでございます。次ですが、その移住をされたいという御家族の方、確かに12名の御家族ということで、非常に魅力的なものであるというふうには考えます。しかしながら、先ほど総務課長のほうから答弁にありましたように、村が管理する物件、村営住宅、定住促進住宅に関しましては、平等性の観点から入居については抽選を行っているということもございますので、その御家族のためだけに、我々が住居確保で動くというのは、平等性の観点からできないものではないかというふうに考えます。

○5番（重信安男君）

それを特例で何とかですよ、もったいないと思いません。子供が10人ですよ、学校に行く子供が、小学校に。父親は大和村で働きたい、母親も大和村で働きたい、働く場所があっても子供たちは来れない、住むところがない。本人は通勤しているだろうけど、通勤して働こうと言っているんですけど、何とかですよ、空いている住宅とかもほら、改良でもしてですよ、2世帯を一つにして住めるような形の物件を二つ造るとかですよ、リフォームしてですよ、それまで使っていない住宅を、教員住宅とか、まだ住宅が空いているところがいっぱいあるんですね。そこを改良してですよ、住めるような形にして、それを募集掛ければいいんじゃないですか。

○総務課長（政村勇二君）

住宅の改修はその用途に伴って、また改修していくんですけれども、その入居者の件に関しましても、どうしてもやはり今たくさん大和村に住みたいという方が多い中でございまして、定住促進住宅は抽選、もちろん公営住宅でも抽選になるんですけれども、やはりこの以前は、先ほどの話に戻りますが、職員を我々も良かれと思って地域に住ませた現状がございました。ただし、事務嘱託委員会のほうからの協議の中で、やはり平等性に考えてもらいたい、抽選にしてもらいたいという思いは、Uターンの方、その地元に住んでいる方の親族方が帰って来るときに、やっぱり住居がないということから、今抽選を行っている現状ではございます。しかしながらですね、例えば、地域各集落の総会とか、そういった民意的なこと、その集落がもし、何と言うんでしょう、全体で認めるようなことがあればですね、また検討はできるものかというふうには思っているところでございます。しかしながら、どうしても総会とかで図っていただいても、1人でも反対者がいると、どうしても我々が先に行政主導でやったということになると、やはりその平等性の関連も崩れてしまいますので、そういったところはまた、地域とですね、また話し合いをした中での要望の一つで上げていただいたことによって、また検討はできるのかなと、決定ではございません。検討はできるのかなというふうに思っております。

○5番（重信安男君）

今の住宅といったら、3LDKですかね、村営住宅は。その4世帯ですね。今その住宅は全部入居されているわけですかね。

○総務課長（政村勇二君）

住宅に関しましては、また定期的に募集をかけますけれども、現在でも空いている状況、確か2戸、2世帯は空いておりますし、定住促進住宅においても1戸、決定はしていたところでもございますが、その入居者本人からの辞退もございましたので、定住、村営住宅含めて3世帯空いている状況でございます。また、今後募集をかけていきたいというふうに思います。

○5番（重信安男君）

その住宅は1世帯は1家族というような決まりがあるんですよね。ですけど、それ余っていたら、そういう大家族を呼ぶ場合ですね、2世帯を二つの住居を1世帯で借りれるとか、そういうことはできるんですか。

○総務課長（政村勇二君）

その世帯の考え方によりますが、世帯主として自立される方、12人家族であれば、また自立されている世帯主の方であれば可能かというふうに思います。ただし、こちらが募集しているのは、やはり村営住宅におきましては、世帯向け住宅として募集をかけている状況でございますので、そういった世帯主がはっきりしているようであれば可能かというふうに思います。

○5番（重信安男君）

私が思ったのは、その12人家族がですね、6、6に分かれて入ったとすることはできないのかなというふうに思ったんですけど、・・・・ですから、・・・・

○総務課長（政村勇二君）

重信議員が思っているとおりでございます。その6名、6名で分かれているところでも、やはり一つはお父さん、お母さんの世帯になるかと思いますが、そこでまた御兄弟の中で働いている世帯主となり得る方の同居人という形での同居は可能かというふうに思います。ですので、世帯主は2人いると、1世帯に1人世帯主がいるということです。

○5番（重信安男君）

それでは、その家族と話されて、世帯主が別々でもいいというだったら、いいということですよ。私がまた簡単に言えば、その住宅が空いていて、誰もいなければ、住む人がいなければ、改修していいですよ。その1階の2世帯分の・・・ですね、・・・募集をかけて、入る方を・・・平等にもなると思いますから、そういうことはできないのかなと思ったんです。

○建設課長（早川勝志君）

公営住宅のまず、公営住宅に基づいた住宅になるんですけれども、例えば、1世帯あたりの1室あたりの面積というのが決まっております。なおかつ今補助事業で建てているものですから、それをくっつけて1部屋にするとかですね、そういうのはできない状況になっておりますし、今現在、古い住宅におきまして、長寿命化ということで改修を行っています。もちろんそこには補助金が入っております。同じような形でそのような改造はできないというふうに考えているところでございます。

○5番（重信安男君）

最後になりますけど、そうやってできないできないばかり言ったら何もできないですよ。できるように、国にそういう制度を作ってもらおうとか、そういうことをしていくようにしないと、住みたくても住めないじゃないですか。事実住宅は空いているわけですから、もったいないですよ。何でそこに住まないんですか。不思議ですよ。だから、いろんな形で国や県とかもそういう相談をしてですよ、そういう今度住宅を造るとか、それで補助事業をもらえませんかとか、そういう形をこれからとっていったら、またビッグダディじゃないですが、たくさんの子供を持った人が大和村に来るかもしれません。今からそういう形を取って行って、人口を1人でも2人でも増やしていくという形にしていかないと、今、せっかく村長が頑張っているのに、人口が増えなければ本当にあれですよ。私、そう思いますから、行政と我々議会とも皆さんで、25年後に消滅自治体とならないように、皆さんで頑張って大和村を守って行きましょう。以上で終わります。

○議長（藏 正君）

これで、5番、重信安男君の一般質問を終わります。

次に、3番、前田清和君に発言を許可いたします。

○3番（前田清和君）

皆さん、こんにちは。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告してあります一般質問に入る前に、一言御挨拶を申し上げます。去る5月19日に執行されました大和村議会議員選挙におき

まして、村民多くの皆様方の御支持をいただき、3期目の当選をさせていただきました。これもひとえに村民各位の温かい御支援、御理解の賜物と心より感謝申し上げます。これからの4年間、私に寄せられた御期待に添うべく、村民目線に立ち、村民の皆様方が安心して安全に暮らせる村づくりを目指すとともに、本村に課せられた課題に村当局の皆様方、並びに同僚議員の皆様方と一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

それでは、通告してあります2点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、生活環境改善促進を図る上で、空き家、廃屋問題は防災面、衛生面、景観までも生活環境に深刻な影響を及ぼしており、年々増加する空き家、廃屋、全国どこの自治体においても頭を悩ます問題になっています。以前にもこの問題はお伺いいたしましたが、その際、当局の答弁は、空き家、廃屋対策は重要な課題として認識しておりますが、行政が動く前にまずは各集落のほうから所有者の方々への働きかけをお願いしたいとのことでした。あれから数年が経ち、具体的に集落として現在どのような働きかけをし、またどう取り組んで来られたのか、村長の答弁を求めます。

私自身、この問題の一番の原因は、まず費用が掛かることだと認識しております。当局におかれましても、数年前から空き家、廃屋、解体・改修助成金事業を進められていますが、令和5年度の実績はどのようになられたのか。答弁を求めます。

また併せて、廃屋の解体事業が思うよう進捗していないように思われるが、令和6年度の取組について、どうお考えなのか、答弁を求めます。

次に、住環境及び自然環境保全の上から、村民の意識を高める上でも、村内一円、月に1度の美化活動日を設けるべきではないか、村長の答弁を求めます。

2点目は、農業振興についてお伺いいたします。本村の農家戸数については、農林業センサスにおいて総農家戸数170戸、うち販売農家72戸、自給的農家98戸となっております。また、年齢別の農業就業人口、自営農業に主として従事した世帯総数90人に対して、65歳以上の方々が68人と、65歳以上の占める割合が75.6%と非常に高い高齢化率となっています。このような数字から見ても、本村の農業の基盤は高齢者によって支えられていることが言えます。今後の本村の農業振興を進めていく上で、当局、私たち議会も真剣に取り組まなければいけない時期にきています。本村の農業従事者の状況を、まずは現状を維持するとともに、増大させるためには農業のやりがい、楽しさを普及する対策が必要であると思われる。そうした上で、今後の若手農業従事者育成についての取組はどうお考えなのか、答弁を求めます。

次に、耕作放棄地について、本村の耕地は主に急な山地で構成されており、広い平地が少なく、奄美の基幹産業といわれるサトウキビや肉用牛の農家はなく、スモモ、タンカンを主とした果樹農家と野菜農家で構成されています。このような中、本村の農地の状況を拝見しますと、村全体、福元地区を含む総面積6,505筆に対して、再生利用が困難な荒廃農地4,395筆、耕作放棄地率61.7%と

なっており、福元地区においては総面積274筆に対して、再生利用が困難な荒廃農地114筆、耕作放棄率38.8%となっております。今後ますます農業従事者の高齢化に伴い、遊休農地、耕作放棄地の増加が懸念されます。そこで、解消の一つの手段として、集落有志等による集落の農園的なことができないか、村長の答弁を求めます。

以上、壇上より申し上げ、答弁をお聞きしまして、自席より再度質問させていただきます。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、前田議員の御質問にお答えをいたします。

廃屋、空き家対策につきましては、これまでも議会の皆様から重要な課題ということで御意見をいただいているところでもございます。村としましては、できることを我々もやっていこうということで、いろいろ集落との連携を図りながら模索をしているところでもございます。質問の中にありますように、この令和5年度の廃屋、空き家、解体改修助成事業の実績についてでございますが、まず、廃屋等対策助成金の実績は1件で50万円でございます。住宅改修助成金につきましては、13件の実績の中で573万8,000円となっているところでございます。

2点目の廃屋解体事業の令和6年度の取組についてでございますが、本村に固定資産をお持ちの方々に幅広く本助成事業の周知を行い、知っていただく必要がございます。そのため、助成対象者となり得る方々へ確実に周知することを目的に、今月発送済みでございますが、令和6年度課税通知の際に住宅関連助成事業の周知チラシを同封いたしまして発送をさせていただいたところでもございます。本助成事業は、令和4年度から開始をしたばかりでありますので、特に島外にお住いの所有者への認知度が低かったのではないかとと思われるところでもございますが、機会があるごとに周知広報に努めまして、利用率の向上に図っていきたいというふうに考えているところでございます。

また、周知広報に加え、これまで助成に関する御相談を受ける中で、助成対象や助成条件等で利用促進を妨げているのではないかと考えております事項に関しましては、要件の緩和なども行いながら利用率の向上に努めてまいったところであります。

次に、村内一円、月に一度の美化活動日を設けてはどうかという御質問でございますが、現在、各集落におきましては様々な形態での美化活動を目的とした作業が行われております。集落独自の作業や役場から依頼をしております河川海岸作業、海岸漂着物回収作業等が行われているところでもございます。その中でも、国直集落及び大和浜集落におきましては、毎月第3日曜日を集落清掃の日として位置付け、清掃作業を行っているようでございます。また、近隣市町村の現状を見ますと、奄美市が第3日曜日を市民清掃の日として、瀬戸内町におきましては教育委員会主催で毎月第3日曜日を美化清掃の日としていることや、龍郷町、宇検村などでも各集落での清掃の日として位置づけるなど、それぞれの独自の作業を行っているようでございます。御質問の内容につきましては、今後、事務嘱託員の中で協議をさせていただき、地元の意向も踏まえながら、集落内の美化活動について議論をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

次に、2点目の農業振興についての1番目の若手農業従事者育成についての取組についての御質問でございますが、本村におきましては45歳以下の担い手が3名、果樹栽培に従事をしております。育成支援といたしましては、経営面におきましては農業に係る村単独助成や、農業次世代人材投資事業を活用し、未収益期間の支援、技術面においては関係機関及び指導農業士と連携をした定期的な栽培技術講習を実施しているところでもございます。また、鳥獣被害対策として金網柵の設置においても、農家との話し合いの中で優先的な対応を求めるなど、地域農家においても経営意欲の減退を防ぐ取組を行っているところでございます。魅力ある農業、儲かる農業を推進するため、若手農家の経営や技術ノウハウに対する支援を継続して行い、モデル農家等を育成することで、新たな人材の確保にもつながればと考えております。

2番目の耕作放棄地解消の一つとして、集落有志による集落農園はできないかとの御質問でございますが、本村におきましては、耕作放棄地の増加を防ぐため、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用し、組合による農地維持、生産維持活動を実施しているところであります。しかし、農家の高齢化などによる労働力不足や後継者不足により、耕作放棄地は毎年増加傾向にあります。議員のおっしゃる集落有志による集落農園は、地域農業を守る上で素晴らしい取組だと思いますが、除草作業や耕耘作業などの重労働に対する管理計画や営農計画が必要になると思われます。また、農地法第3条の許可申請などの手続についても、任意団体での農地の貸借が難しいことから、農地所有者と集落有志の代表個人での貸借になろうかと思っております。今後、集落におきまして集落農園の計画がございましたら、産業振興課、もしくは農業委員会事務局まで、事前に御相談をいただけたらというふうに思っております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により、関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○3番（前田清和君）

村長、答弁ありがとうございました。この令和4年度から、この空き家、廃屋、解体事業、始まっていますけど、令和5年度1件ということで、今村長から答弁いただきました。また、住宅改修が13件と。住宅改修は割と皆さん、されているように思われるんですね。ただこの廃屋解体について、始まってまだ令和4年、5年、今年で3年目になるんですけど、村民全体になかなか周知が行き届いてないと。改修にあたって上限50万円ということ、私も聞かれたら言っているんですけど、なかなかやっぱり一番の否は、お金の費用だと思うんですね。今回、6月の固定資産と一緒に通知も発送しましたということで、廃屋に対してのこういう助成事業がありますという説明を入れたんですが、これは当局は廃屋の管理者というか、その家主さんは、多分、把握されていて、その方々にそういう通知をされていると思うんですが、わざわざ役場に来て、その事業の説明とか、申請するよりは、せめて各集落にそういう方々がおられるのであれば、各集落の公民館にそういう方々を集めさせていただいて、直接こういう事業がありますと、この廃屋、空き家の問題が大変問題になっていますので、こういう助成事業を使いながら、丁寧にですね、家主さんの方に説明する

ということもできないのかなと思うんですが、担当課長、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり我々といたしましても、空き家の所有者の方々にしっかりとこの助成制度の周知を行うことは大事なことだというふうに考えております。ですので、今回、課税通知のほうに同封をさせていただきまして、周知広報を図っているところでございます。各集落に赴いてその説明会をということでございますが、やはり空き家の処分、そういったものについては、個人的な事情など、そういったものも絡んでくるものと思われまいますので、できれば我々といたしましては個別で御相談をいただいて、その中で我々のほうからよりよい御提案ですとか、そういった事業内容の御説明をさせていただければというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

それでは、令和5年度、令和4年度から令和5年度、廃屋になられた戸数というのは増減になっています。増えていますか、それとも減っていますか、課長。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

空き家、そして廃屋の調査につきましては、2年に1度、消防のほうで各集落回って確認をしております。前回、前回2年前に調査したものによりますが、空き家160件、そして廃屋、合計、空き家で160件となっております。今回、昨年度末ですね、調査結果が出ておりまして、167件空き家が確認をされているところでございます。

○3番（前田清和君）

この167件のうち、廃屋、全く住めないという、その家は何件ぐらいありますか。

○総務課長（政村勇二君）

これは、火災予防条例に伴っての廃屋、否住家という空き家の調査を行っているところでございまして、先ほど企画観光課長が申し上げました167件中ですね、こちらの廃屋、こちらが77件、否住家が90件というふうになっております。

○3番（前田清和君）

そうなんです、なかなかこの廃屋、空き家はね、改修事業で大分改修されて住めるようになってきているんですけど、廃屋が一番問題なんです。私の集落にもあります。多分、どの集落に行かれても、数件はあると思うんですよ。これは、やっぱりもちろん地主の問題だと思います。家主の問題です。ただ、その周りに住まわれている方々は、やっぱり大島は、奄美は台風というのを、大変これからの時期、台風災害にも、また遭うかもしれません。そういうときに、一番その廃屋の建物が、その隣近所の方々に迷惑をかけて、飛んで来たりして、いろいろそれが一番問題になるんですよ。なので、この廃屋問題は何年も前から問題になっていると思います。ただ、当局の皆さん方は、その家主に皆さんに通知はしていますと、こういう事業がありますから来てくださいとは言ってくれるんですが、実際にこれが進まないのが現状なんです。やっぱりこれは何か一つ取組をしていかないと、これは進まない問題じゃないかなと思うんですけど、総務課長、いかがですか。

○総務課長（政村勇二君）

前田議員がおっしゃるように、廃屋の取り扱いについては、やはり防災関連上ですね、やはり危険なもの、特に廃屋、管理ができていない廃屋が危険なものだというふうには感じております。答弁の中にもありましたが、こちらのほうでも2年に1回という回数ではございますが、これは大島地区消防組合管内全体における同時調査を行っている状況での調査報告でございまして、その中でもやはり分かっている通知者には、こちらのほうでもこういったこと、例えば周りの草を刈ってくださいとか、こういった建屋の改修をお願いしますとかという通知は出しているところでもございますけれども、全てがその対象者全てがですね、島内に居住されていない方も中にはいらっしゃるというふうに伺っている状況でございまして、そちらもですね、また事務嘱託員等も通じてですね、どういった協力ができるものなのか、またその親族の方が名義人もしくは納税管理者が名前は残っていても、なかなか改修できない御家庭、状況にいらっしゃる方なのかというのも、そこまで詳しい状況も調べてないもんですから、また、そういったところの対応もどうするかというのもですね、その家庭がどういった状況なのかというのも、詳しく調査後の事務嘱託員との共有も図りながら対策も考えていくべきではないかなというふうに考えております。

○3番（前田清和君）

以前質問させていただいたときに、この問題は、先ほども言いましたけど、行政まず動く前にね、各集落の方々がその家主さんとの対応を取っていただいて、働きかけをしていただいて、集落として取り組んでまいりたいという、以前の答弁でした。それでは今、当局とその集落とのその取組、そういう話し合いとかは、どういう形で今進めているんですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

本制度実施時におきまして、事務嘱託員会のほうで事業の内容の御説明をさせていただきまして、事務嘱託員会の中のほうでこの事業の説明をした際に、そういった住居、空き家、廃屋をお持ちの方々、御存知でありましたら是非ともお声掛けをしていただきたいというふうに、我々はお願いをしております。お声掛けをしていただいて、我々のほうにお気軽に相談していただきたいと。やはり我々としましては、助成制度を作りました。やはり、家主の権利で家主の財産権ですので、我々のほうとしては、解体、除却をお願いベースになってまいります。やっていただけないでしょうかという形になっておりますので、やはり家主さんが自ら取り壊そうという思いを持たない中では、なかなかちょっと進めることが困難な部分もあるかなというふうには考えております。

○3番（前田清和君）

課長の言っていることは、本当にわかるんです。私も分かりつつ、こういう質問をさせてもらっています。これを何とかでも、やっぱり打開策を作っていないと、ただ待っているだけじゃ、この廃屋問題というのは一向に解決していかないのかなと。もちろん、前も言ってますけど、これは行政主導と、行政処分とか、そういう形はできないと。あくまでもその家主さんの方々の意向を聞

きながらということ、本当理解しているんですよ。であれば、やっぱり本当にその家主の方々にね、きちんとやっぱりこういう事業がありますと、何とか、世界自然遺産になって観光客もたくさん来られて、大和村やっぱりきれいなところだなと思いつつ、集落の中に入ったら、廃屋だらけ、空き家だらけ、それこそやっぱりこのね、見た感じ、生活面、防災面に対しても、本当に不安材料がいっぱいあると思うんで、今後のやっぱり取組として、その方々に説明をしっかりと、丁寧な説明と、やっぱり自分の生まれ育った大和村を本当に誇らしげに思えるように、その家主の方にね、そういう思いですれば、きっと伝わると思うんです。ただただ来るのを待っているだけじゃなくて、やっぱり当局の職員の方々も大変だと思うんですけど、丁寧なその方々への御説明と、そして少しでも問題解決できるように進めていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど同僚議員が質問しましたが、大和村にやっぱり来たくてもね、本当に住宅、住む家がないということで、たくさんの方々がそういう声が聞きます。やはりこの廃屋問題を通して、やっぱりその廃屋を解体することで更地になって、またその方々との今度新しくまた大和村に住みたい、大和村に家を建てたいとなったときにですね、建てる場所がないから家も建てれないんですよ。住む家があれば、土地、屋敷があれば、多分職員の方々も、先ほどもありましたけど、名瀬におられる方も、ああ、大和村に土地があれば大和村に住むところがあれば家を建てようかなというふうになってくると思うんですよ。廃屋を解体することによって、また新しい方々が、この大和村に住めるチャンスも生まれてくると、私は思っております。ですので、やはり大変な問題だとは思いますが、少しずつでも前に進んでいけるように、また令和6年度取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それでは次、農業振興についてお伺いいたします。この若手農業従事者育成ということで、先ほど45歳以下の方が3名と聞かせていただいたんですけど、現在、農業従事者は産業課長、今それ何人ぐらいおられて、高齢化率というのは何%ぐらいですか。

○産業振興課長（福本新平君）

農業従事者といっても、JA奄美さんの果樹、大和村果樹振興会の会員数でいくと、約103名ほどおられるのかな。その中で今年も参入された方、それと脱退された方も、それは中にはおられます。高齢化率といっても、相当やっぱり65歳以上、特にスモモ農家においては70歳以上のほうが主となって頑張っているのかなというふうに思っております。

○3番（前田清和君）

大体70歳以上の方々が主にスモモ、タンカンされていると理解してよろしいと思うんですよ。やっぱりこの若手育成ということで、産業振興課としてもいろんな助成したり、そういう指導したり、いろいろやられていると思うんですけど、この一番の原因は何でしょう。この若手が育たない一番の原因は、何でしょう。農業に魅力がない、農業では御飯食べていけない、生活できないというのが一番の原因でしょうか。

○産業振興課長（福本新平君）

やはりなかなか農業に対する経営というのは、なかなか収穫までの時期とかありますので、難しいのかなというふうに思っています。ただ、この3名については、福元地区で2ha超える規模で、今経営を開始しておりまして、もうそれぞれタンカン農家なんですけれども、1,000本から2,000本植栽しております。これが収穫時期が来て利益が出てくると、やはり果樹の魅力ある農業というのが生まれてくるんじゃないかなということで、私たちも指導、そういった形で、農家と連携を図りながら、今支えていっているところであります。

○3番（前田清和君）

農業1本で生活は多分、この本村において大変厳しいのかなと。この農業従事者という言葉だけ見れば、もう農業1本でいかれているこの3名なんですよね、ほぼ。それで生活するんじゃなくて、私たちはやっぱり、公務員の皆さん方もそうです。私たち議会もそうです。仕事をしながら農業というのは、これからやっぱりできると思うんですよね。公務員の方々がタンカン、スモモを作ったらだめだとか、そういう決まりはありません。大和村は、やっぱりタンカン、スモモの果樹の村ということで、今年も少しスモモの生産は落ちましたが、この70歳以上の方々が元気なうちは、スモモもタンカンも果樹の村として成立していくと思います。ただ、その方々が高齢になっていって、もうスモモをやめます、タンカンをやめますとなったときに、次に続く私たち世代、40代50代がしっかりとこれは引き継いでいかないと、果樹の村大和村はなくなると思うんですよね。ですから、これは私自身も問いかけるんですけど、仕事をしながらでもタンカン、スモモとか、そういうのはできると思うんですよ。ですので、そういう今仕事をしながら、農業にちょっと週に1回、2回、土日だけでもやっていこうかなという、そういう意欲を持たすような取組とか、いかがですかね、課長。課長もそうです、課長も仕事をしながらでもいいんですから、そのスモモを作ったりとか、タンカン作ったりとか、そうしてやっていけたらという、その若者を農業に導くような、何かこう、そういう施策というか、何か取組とかできないですかね。いかがですか。

○産業振興課長（福本新平君）

これがなかなかやはり気軽に農業をすると、やはり技術面において、なかなか管理不足とかが生じて枯らしてしまったという事例もあります。なので今、村長がおっしゃった指導農業士と連携してやっているのが、初心者向けに対して、初心者の方たちに募集をかけて、今取り組んで講習会とか行っています。まず最初の栽培の管理とか、そういった基礎的なのがないと、いきなり初めて、はい、だめになりましたじゃ、次に続いていかないんじゃないかなというふうに思っています。また今、やはりスモモとかタンカンの耕作放棄地が増えつつある中で、今奄美大島の成年農業クラブ、この子たちも主となって、今後若手農家を育成するために、各地域の耕作放棄地等をどう活用していこうかという計画も、今練っている段階です。それに伴って大和村の地域計画を作っていきますので、どういった形で後継者をつくっていくかというのも、また若手の農業者とも意見交換を定期的に踏まえながら進めていかないといけないのかなというふうに思っています。気軽に取り組めるとなると、なかなか管理不足とか、それは可能だとは思いますが、なかなかちょっと

役場からもやってくれというふうにはなかなか言えないのかなというのがあります。

○3番（前田清和君）

産業振興課の課長の思いも分かります。もし、仕事をしながらでもね、そういうスモモ、タンカンがやりたいという、そういう若者、私たち世代がもしおられたら、そういう1回、集まり場を一度設けていただいて、そんな難しいことから始めなくても、草刈りであったり、何かその苗を植えたりとかね、そういうのも結構なんですよ。やっぱり農業に携わって、週に1回、2回、それで少しでも農業の楽しさ、収穫したときの喜び、そういうのが感じられるようになれば、きっと私たち世代、40代、50代でも少しはやってみようかなというふうになってくると思うんですよ。ですので、この令和6年度ね、そういう若手というか、農業従事者じゃなくて、仕事しながら農業に携わりたいという方々に、少しでもチラシでもパンフレットでもいいんですよ。こういうのをしてやりますけど、一回集まってみませんかとか、声掛けさしをして、声掛けて、まずはそういう興味がある方々から始めていってもいいのかなと。ただただ待っているだけじゃ、多分この若手の農業従事者というの、農業する若手というのは増えてこないと思うんですよ。だって儲けないんですもの。今回のスモモ代のほとんど肥料代で収穫なかったとか、やってもやっても儲けがなかったら、多分、若い人は絶対ついてこないんで、であれば、仕事をしながら、その合間にやる私たち30代から50代まで、20代から50代で、そういう方々に声掛けみたいな、パンフレット、チラシを作って一度皆さんに集まってもらって、どうですかという形で進めていくのもいいのかなと思うので、是非そういう取組もこの6年度、していただきたいなというふうに思います。

それと、2番目のこの耕作放棄地なんですけど、これもやっぱり福元地区除いて、ほかの地区において、以前に比べて耕作放棄地というのは解消されているのか、それとも増えてきているのか。課長、いかがです。

○産業振興課長（福本新平君）

耕作放棄地なんですけれども、農業委員会のほうで毎年農地の利用状況調査をしております。令和3年度からちょっと確認の方法等が変わりまして、令和4年度から改めてしているんですけれども、やはり解消はされている地区もあるんですけども、やはり若干増えていつている状態にあります。

○3番（前田清和君）

やっぱり増えているんですよ。それはやっぱり高齢化によって、畑をやめた方々とか、そういう方々がおられて、どうしても増えてきているのかなというのもやっぱり分かります。それで、私は先ほど言った集落有志による、こういうだから私たち20代から50代の仕事を、普段昼間はされている方々が、その土日の休み、祝日を使って5、6名だったら5、6名の有志でその荒れている畑をね、管理して、何か野菜でも作ったりとか、スモモを1本から始めてもいいと思うんですよ。それが一つの耕作放棄地解消になると思うんですよ。先ほど村長の話もありましたけど、なかなか規則で、農業委員会とか、そういう農地管理とかで、これが有志によるあれができないということ

で、できなかったらできないなりに方法はあると思うんですよね。やっぱりまだまだ有志でできる、それを農業委員会とか、産業振興課の方々とうまく手続をしていただいて、少しでも解消につながればというふうに思うんですけど、もしその集落でこういう方々がおられたら、そこは当局としては対応するなり、前向きに検討していただけるのでしょうか。

○産業振興課長（福本新平君）

集落有志によって任意団体での貸借が困難というのは、やはりその代表等が変れば、その動きとかがつかめな部分がありますので、あくまでも個人の方を代表として貸借の申請を上げていただければ、それは可能になります。でも、その中にやっぱり組合の規約とか、そういった管理計画というのをきっちりしないと、ちょっと難しいんじゃないかなと思います。というのも、また行政のほうからこの畑を集落の人にやってくれということも言えないもんですから、ただ、それに対して、借りたものに対する支援とか、技術の栽培の講習とかというのは可能なので、借りれないとは言ってはおりませんので、ちょっと難しい面があるので、それでも集落有志で代表を決めて貸借が可能であれば、その意欲があるはずなので、それは可能と思っております。

○3番（前田清和君）

耕作放棄地は大変ですよね。当局としては、じゃ、これからのこの令和6年、この解消に向けて何か手段というか、もう最後にお聞きますけど、どういうふうにこれからこの1年、この耕作放棄地の解消に向けて取り組んでいかれるのか。そして今後、どういう展開で構想を練っておられるのか。このまま何もしないで、年々年々耕作放棄地が増えていってもいいのか。それは多分、産業課長もそれはそんなことはない。それは解消に向けて取り組んでいきますよと言うんですけど、結局、それが結果なんですよね。結果が形が現れてこないということは、結局何も変わっていないということだと、私は思っています。空き家対策にしてもそうです。廃屋対策にしてもそうです。こういう助成事業をしながらでも、結果が徐々に減ってきているというのであれば、それは結果として成果が出ているということなんです。ただ年々年々増えてきている、空き家も増えてきている、廃屋も増えてきている。これは結果として成果が出てないというふうにしか、私は理解しておりません。当局の方々が頑張っているのは分かるんですけど、それが見えてこないということは、やっぱりその対応、対策をやったり少し考えるべきではないかなというふうに思うんです。なので、最後に令和6年度の耕作放棄地の解消に向けての取組、意気込みをお願いいたします。

○産業振興課長（福本新平君）

耕作放棄地の増加については、これはもうちょっと国のほうも課題ととらえまして、令和6年度中に10年後を見据えた地域計画というのを策定をしなければならないというふうになっています。これはもう義務付けられていますので、それに基づいて今後進めていくと。その地域計画は1筆1筆次の世代、後継者を誰に預けるのかと、そこまで踏み込んだ計画となりますので、それに応じて対策を練っていくと。その対策もやはり地域の農家さんにも考えてもらう取組、行政だけが考えるんじゃないくて、地域農業を守っていくために、農家主導で話し合いをしていく計画となっています。

ので、行政がこの計画でいってくださいじゃなくて、地域が立てた計画に基づいて行政も支援していく、それに対して補助事業の在り方も変わってきますので、今年度その地域計画を作った上で、次年度この耕作放棄地をどうしていくかという話し合いをもっていくような取組を、今進めております。

○議長（蔵 正君）

これで、3番、前田清和君の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。なお昼は13時30分から再開いたします。

休憩 午前 11時43分

-----○-----

再開 午後 1時30分

○議長（蔵 正君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番、勝山浩平君に発言を許可します。

○7番（勝山浩平君）

皆さん、こんにちは。お疲れ様でございます。7番、勝山浩平です。5月の選挙におきまして、村民の皆様から御支援と叱咤激励を賜りましたこと、心よりお礼を申し上げます。その御期待、御支援に応えるため、訴えた政策を前進実現させるべく邁進してまいりますので、村民、役場職員の皆様から御指導を今後も賜りますよう、お願いを申し上げます。議会は新体制となりました。これまで議会改革と共に取り組んできた蔵 正議長就任を、我が事のようにうれしく思っております。蔵議長が所信表明で訴えた村民の声を聞く機会を増やし、その声を村政に反映させる。大きく共感しております。議長としての活躍を御期待いたします。そしてもう1点、6月2日にありましたスモモフェスタ、産業振興課の皆さんを中心に、役場職員の皆さん、本当にお疲れ様でした。大盛況でしたね。開始時間は9時30分、その前に会場に着くと、まほろば館の前に大勢のお客さんが並んでおりました。職員の皆様に確認をすると、準備しているときから並んでいるということでありました。1キロ1,100円、500キロ準備したスモモが20分弱で完売。私も村外の友人から買って来いと頼まれて、手に入れようとしたんですが、買えませんでした。その友人はその後、名瀬の商店でもっと高値で購入をしたそうです。村の自慢のスモモ、もっと高値で取引ができると強く感じました。スモモ狩り体験は人数を制限をしても、100名が参加したようですね。このスモモフェスタ、イベントとして大化けする可能性を強く感じました。村の産業祭になり得る。7回目となりましたね。役場職員の継続する努力に敬意を表します。

それでは、質問に移ります。

まず、大学などと連携した本村の農林水産資源の機能性を活かした利活用と、大学生などと子供たちとの交流を求めて。人材育成や地域活性化を主な目的とする東京農工大学大学院との包括連携協定式の中で、教授陣から果物の摘果品の活用や大学生と子供たちとの交流などの提案がありまし

たが、今後、この包括連携のもと、具体的にどのような取組を展開していくのでしょうか。

次に、商店がない集落への買い物支援と既存の商店の経営維持支援を求めて。特に商店がない集落では、日常生活で食料品などの買い物に不便を感じている買い物弱者が存在し、また今後、免許返納や健康面に不安がある高齢者が買い物弱者となる可能性が高まりますが、必要な支援策の具体化を図っていくべきではないでしょうか。

集落の商店は住民交流の場でもあり、万が一の災害時には食料や日用雑貨の備蓄機能を有することにもなります。現在、電気代など物価高騰のあおりを受けて、厳しい経営状況を強いられておりますが、商店の維持や存続のために支援策を講じるべきではないでしょうか。

次に、危険な廃屋の解体撤去推進を求めて。放置された状態の空き家は、老朽化による倒壊や景観の悪化などの悪影響を地域に及ぼす恐れが高く、対策が急がれますが、昨年12月に改正をされた空き家対策特別措置法を活用して、撤去の指導・勧告や固定資産税の優遇措置の解除など、行政主導で対策を講じるべきではないでしょうか。

以上、壇上からとします。

○村長（伊集院 幼君）

皆さん、こんにちは。それでは、ただいまの勝山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の大学などと連携した農林水産資源の機能性を活かした利活用と大学などと子供たちとの交流についての御質問でございますが、先日、6月2日に本村と東京農工大学大学院農学研究員との包括連携協定を締結をいたしました。今回の東京農工大学との連携は、主に自然環境や生物の調査研究、地域社会の発展と人材育成、お互いの教育、学術研究での協力、地域住民への環境教育啓発の推進、その他甲乙協議によって実施することなどが主な内容になっているところでございます。具体的な連携による詳細な取組につきましては、今後、お互いに協議検討しながら決定していくことになります。本村としましては、教授陣の研究調査はもちろんでございますが、まずは現在整備中でありますアマミノクロウサギ飼育研究施設や奄美野生生物保護センターフォレストポリスのほか、村内全域を学生の実習のフィールドとして活用していただくとともに、本村の児童生徒との交流事業を実施することを考えております。このような取組を実施することで、子供たちを中心とした関係性を構築し、地域と学生をつなぎ、地域の将来を担う人材の育成とともに、新たな関係人口の創出が期待されるところであります。また、農林水産資源を活かした利活用に関しましても、果実等の廃棄される果皮やその他の未利用資源を活用し、新たな商品開発に活かすことをテーマに、研究を行っている先生方もいらっしゃいますので、その分野につきましても、今後、情報共有を図りながら、連携を深めていければというふうに考えております。

次に、2点目の商店がない集落への買い物支援と既存商店の経営維持支援についての、1番目の特に商店がない集落における高齢者が買い物弱者となる可能性が高い中での、必要な支援策の具体策を図っていくべきではないかという御質問でございますが、高齢者を中心とした買い物弱者対策といたしましては、昨年7月から移動支援車両きびきび号の運行を開始しております。きびきび号

は集落内を巡回し、各集落の商店前を立ち寄り場所として設定しておりますので、商店のない集落の住民からも活用いただいていると聞いております。御自宅から近い場所で乗車ができ、買い物後の帰宅時も御自宅前に、御自宅により近い場所で降車できることから、高齢者においては思い荷物を持つての徒歩移動による身体的負担も軽減されております。今後も買い物弱者対策といたしましては、きびきび号の活用を推進していきたいと考えているところでもございます。また、健康面に不安のある方や、身体的な障害を抱えた方などの買い物対策につきましても、民生委員さんや御近所サポーターなどと連携を図りながら、支援について検討してまいりたいと思います。

2番目の集落の商店における物価高騰のあおりを受け、厳しい経営状況にあるが、商店の維持存続ために支援策を講じるべきではないかとの御質問でございますが、令和6年3月議会におきましても答弁をいたしておりますが、令和元年度と令和5年度を比較した場合に、電気料金で100ワット当たり109円、6.3%、ガス料金におきまして10リユウベ当たり876円、10.4%の価格上昇となっております。こうした価格高騰は村民の生活環境及び村内事業者の経営環境に大きな影響をもたらしていることから、大和村地域商品券をこれまで合計6回実施させていただきまして、現在、6回目を実施中でございます。商品券の利用実績を見ましても、第1回目から第5回までの利用額の44.4%が集落の商店で利用されているため、経営支援として高い効果が得られているのではないかというふうに考えております。また、令和6年9月からは、本村独自の5,000円で7,000円分の商品券を購入可能なプレミアム付商品券の実施に取り組むこととしております。商品券事業を継続して実施していくことにより、利用しやすい環境が整うことによりまして、村内商店の維持につながればというふうに考えております。

次に、3点目の危険な廃屋の解体撤去推進についてでございますが、昨年12月に空き家等対策特別措置法が改正をされまして、これまでそのまま放置すると倒壊等の恐れがある状態の空き家である特定空き家に加え、窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態の空き家である管理不全空き家も指導勧告も対象となったところでございます。本村では、現在、167件の空き家が存在し、そのうち人が住まなくなり、老朽化の著しい空き家である廃屋が77件と確認をされております。村としまして、これまで比較的状态のよい空き家の所有者から、村に売却もしくは賃借したいとの申し出があった物件に関しましては、リフォームを施し定住促進住宅として活用することで、良好な住生活環境を提供し、定住促進へその効果が発揮されているところであります。そのほか、再利用するには多額の経費を要すると、購入及び賃借を見送った物件につきましても、今年2月に連携協定を締結しました奄美空き家ラボと通じまして、サブリース方式での活用を推進し、更なる定住促進対策を図っているところであります。また、廃屋に該当する空き家に関しまして、令和4年度に大和村廃屋等対策助成金制度を創設しまして、村内に存在する廃屋を防災及び防犯上の観点から取り壊そうとする個人に解体撤去に係る費用の一部を助成することで、廃屋の解体を促進し、安心安全な生活環境の確保を図っているところであります。午前中の前田議員の御質問にも答弁をいたしましたけれども、廃屋等対策助成金制度の要件を緩和するなど、利用促進も図っているところ

であります。しかしながら、村内に存在する廃屋77件の除却を更に推進するためには、議員の御質問にもございますように、空き家等対策特別措置法に基づき指導勧告を行うことも必要かと考えます。ただ単に指導勧告を行うだけでなく、指導勧告書類に空き家サブリース及び廃屋等対策助成金に関する周知広報チラシを同封することで、サブリース候補物件の掘り起し並びに助成金利用による定住促進の活性化、集落内の安心安全な住生活環境の確保につながることを期待されるものと考えております。また、固定資産税の優遇措置の解除につきましては、長年不使用の空き家の課税上の取り扱いといたしまして、空き家のまま長期間放置され、今後、使用見込みのないような場合につきましては、住宅用地の特例の適用はないと解されるとなっております。つまり、空き家のままになっていて、使用見込みのない家屋にまで住宅用地の特例が適用されることはないということになります。以上のことから、家屋を取り壊すことにより固定資産税の特例を受けることができないことから、廃屋等の解消を進めるためにも、村独自の減免措置により取り組んでまいりたいと考えております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○7番（勝山浩平君）

まず、大学など、東京農工大ですね、締結式の案内をいただいたときには、クロウサギの施設の運営に関わるものだけがねらいかなと思っていたんですけども、やっぱりさすがだなと、本当に感心しております。それ以外にやっぱりねらいがありまして、締結式結んだものですね。すばらしいと思いました。おっしゃってもらったように、答弁いただいたように、特に今回期待をしたいのは、東京農工大サイドからあった摘果品、本村のタンカン、スモモあります。一大産業です、本村の。子供たちとの交流、子供たちとの交流は推進していくということでありましたが、機能性成分ですね、未利用、皮とか、未利用品とかの活用とおっしゃっていましたが、是非機能性成分の調査もともに取り組んでもらいたい。というのは、締結式でのお話でなれそめというか、いきさつを伺いましたが、奄美ハナハナのシェルームさんがアオノクマタケランの機能性成分、皮膚にとってもいいということで、商品開発に携わった、その付き合いで今回の連携協定も生まれたと伺いました。機能性に関する専門の教授陣もいると思うので、本村が自慢のスモモ、アントシアニン、これ何年か前、鹿大に調べてもらったらがん予防効果があるというのが出ていました。目にもいいとかありますが、タンカンも機能性の効果がありましたよね。そういった、そこに限らず、例えば林業でもあるかもしれない、クマタケランみたいに。海の生物、水産物でもあるかもしれない。そういった機能性を活かすような取組にも、是非連携協定推進してもらいたいと思うんですが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

教授陣の中には、先ほど村長の答弁でもありましたように、こういった未利用資源を活用して、その成分分析を行うことによって新たな製品開発に活かすということをテーマに研究をしていらっ

しゃる先生方もいらっしゃいます。もちろん我々もそういう先生方に対しましては、大和村としてどのような今、品物というか、そういった未利用資源があるのかというのをお示しをさせていただいて、その中でやはり教授陣の方々が自分たちの研究で行いたいというものを選んでいただいて、そういった中で研究を進める中で商品化に活かせるというふうになってきたら、段階的に機能性の研究ですね、そういったものを行っていければというふうには考えております。

○7番（勝山浩平君）

子供たちとの交流ですね、奄美大島は残念ながら大学がないもので、本村の子供たち、大学という存在がなかなかあまり感じられないと思うんですよね。大学生との交流が深まっていくにしたがって、自分の進路の選択も広がるでしょうし、人生に幅が出てくると思うんですよね。是非これも同じように推進をしてもらいたいと思いますが、同じく、施政方針にもありますけれども、連携協定を結んでいる鹿児島国際大学の学生が、本村に1回、年に1回、フィールドワークで訪れてますよね。鹿児島国際大学とのそういった子供たちとの交流の場、是非設けていただいてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、東京農工大学の学生、そして教授陣との子供たちとの交流についてでございますが、まず今年度中には、まず児童生徒へ向けて教授陣による講話の場ですね、そういったものを設けることを、今大学側のほうと調整を図っているところでございます。また、学生のほうにつきましても、連携協定式の際にも教授陣のほうからお話がありましたが、東京農工大学のほうに東京オリンピック、ボクシング女子フェザー級金メダリストの入江聖奈さんが在学をされているということで、カエルの研究をされているということで、奄美大島にも何度か調査のために訪れていると、是非彼女を連れて来て、子供たちのその交流の場を持ちたいというお話も、ありがたいお話をいただきましたので、やはり特に大学生というだけでなく、オリンピック出場選手、しかも金メダリスト、そういった方と児童生徒、子供たちが交流を持つというのは、非常に貴重な機会であるというふうに考えておりますので、こちらのほうも実現できるように大学側と今調整を行っているところでございます。

○保健福祉課長（早川理恵君）

鹿児島国際大学との交流というところでございますけれども、主にそちらの大学生、学生さんたちは主に高齢者福祉というところでこちらでフィールドワークをされておりますけれども、以前、保育所のほうに行っていただいて、一緒に過ごしていただくというような取組もさせていただきましたので、福祉というのは、もう高齢者、子供から高齢者までということで幅広いものでございますので、そういった面でも取組がなされていけるものと考えております。

○7番（勝山浩平君）

大和村の恩恵ですばらしい環境に育った子供たちは、将来、村に恩返しをしてくれると思うので、それが高齢者の方にもつながっていくと思いますから、ひとつ力強く推進をしてもらいたいと

思います。

店がない集落、今、5集落にありませんが、鹿児島県も新規事業等で買い物支援策、力を入れてまいります。県の調査では買い物弱者といわれる方々が、県内に約17万人、2,000人ほど、本村ではどれぐらいいると見ていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

実際、買い物弱者になる方というのは、高齢者の方が中心だというふうに解釈をしております。高齢者という枠組みで申し上げれば、65歳以上が高齢者にあたるわけですが、約42%の方が村民で65歳以上ですので、全員が全員というわけではないですので、30%半ばぐらいではないかなというふうには推察されるところです。

○7番（勝山浩平君）

鹿児島県の基準はですね、65歳以上で500m以内にお店がない方々、移動手段がない方々が買い物弱者ということでこの数値が出ておりましたが、先ほどの鹿児島国際大学ですね、本村でフィールドワークを行っていて、その課題を村政に反映させるために、こういった場を設けていますよね。今年も1月、成果発表会がありました。その中で、商店が少なく買い物に困る高齢者が多いとの課題が出されてありますが、せっかくいただいた課題、先ほできびきび号で何らかの支援ということでありましたが、この課題をいただいてどのような取組、解決策、考えておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり我々行政でできる部分というのは、限られてくる部分がございます。3月議会の際にも答弁をいたしました、移動販売車両の運行であるとか、そういった御質問が出ましたが、やはりそこまで行政が立ち入ると民業の圧迫につながる恐れがあるというところで、我々としては民業を圧迫せず、どのように買い物弱者の方々に利便性を向上させていくかというところで、昨年4月からのきびきび号の運行を行っているところでございます。中にはもちろん買い物で御利用されていらっしゃる方もおりますので、少なからずとも効果は得られているものというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

きびきび号の利用者がたくさん、600人実績があり、大変よろこばしいことですが、3月前田議員が質問された答弁で、確かにきびきび号を利用する方、増えている。ですが、商店で商店の利用の数は少ないと答弁されているんですよ。きびきび号を運行していますけど、これ、買い物支援につながっているとは言い難い。今回質問させてもらいますけれども、以前も蔵議員がしている、前田議員、よくされますけど、私もしますけど、きびきび号が運行されたその後も、買い物支援、困っている高齢者がいて、移動販売、以前ありましたよね、まるごと大和村がやっていた、あれを再開させてもらえないかというような声が多いので、質問を今回もしているんですけど、その購入した220万ほどでしたかね、2020年、2年前の2月に納品されている、保冷機付の移動販売車、現在どのように使用されていますか。またどこで保管をしていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

各種イベントにおきまして物産販売を行うときなどに、今現在は利用している状況にあります。
車両の保管につきましては、役場駐車場のほうで車両保管を行っております。

○7番（勝山浩平君）

その移動販売車ですね、購入した、本来でしたら、買い物、夕御飯販売車でしたかね、そういった集落を週に2回、3回回ってお届をするという目的で購入をしておりますが、その目的に沿った使い方を再検討するべきではありませんか。民間力、民間事業者、または村民にこういった車があるので、これで移動販売をしませんかとか、そういった提案とかはできるんじゃないですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、冷蔵車の購入にあたった経緯についてなんですが、当時、購入した当時でございますが、コロナ禍の影響を受けましてまるごと集落体験、まるごと協議会の事業者の方々が大変疲弊をしている状況にあったというところでありまして、そういった中で、会員の方々が自らのアイデアで、自分たちでこういった移動販売を行うことによって、少しでも仕事を得たいという思いの中からスタートをしたものでございます。その際に課題になったのが、やはり惣菜を販売することということで、夏場、暑い時期になりますと、やはりその温度管理が非常に厳しい状況にあると。もう夏場になりますと、夕方ぐらいにちょっと痛んでいる食材があったりとかしたということでございまして、我々としてもそういったものを改善をするため、またその時点ではコロナの影響がどこまで続くのか、見通しが立たないような状況でございましたので、次年度以降も継続するものというふうと考えて販売が安全にしやすいようにということで、冷蔵車のほうを導入させていただきました。しかしながらその後、コロナも明けて、観光事業者のほうも本来の業務においてお客様がいらっしゃるような状況になったということで、これからは本業のほうに力を入れていきたいということで、この夕御飯販売車については、一旦休止をしたいという申し出がありまして、夕御飯販売のほうは途切れている状況にございます。また、この車両を利用をして、民間の方が移動販売を行いたいという場合についてでございますが、これにつきましては、やはり我々村の財産を用いて移動販売を行うということは、少なからず民業の圧迫にあたる恐れがあるのではないかと懸念はございますので、それについては慎重に判断をさせていただきたいと考えております。

○7番（勝山浩平君）

民業の圧迫というのは分かりますけれども、でも現実には困っている高齢者がいるというのが、まず念頭に置いてもらいたい。ですから、今ある商店を支援するために、何らかの電気料金、ガス料金の支援をしたらどうかという提案、次の提案ですけれどね。店がない集落は移動販売で回ってもらって、店がある集落に対しては経営を維持するための支援金を出す。今実際、やっぱり困っている方がいるというのを、本当に思ってくださいね。

また、同じ会の前田議員が今年の3月質問していますよね。そしたら答弁で、今後老人クラブなどの、移動販売に関してですよ、今後老人クラブなどの意見を聞いて、支援の在り方を検討、また

同じく嘱託員の意見を聞く場を設けるとありましたが、その後、そのような機会、意見交換等を行っていますか。行っていれば、どのような声がありましたか。

○産業振興課長（福本新平君）

今年度より商工関係、産業振興課に移りまして、4月に事務嘱託員会のほうで、もしそういう村民からの声があったら産業振興課までお知らせくださいというふうにお話のほうはしております。また、老人クラブのほうに対しては、実際にはそういったまだ声を聞いていないんですけれども、実際に今後、また聞く場を設けて進めていけばいいのかなというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

令和4年の決算委員会の質疑でさせてもらったときに、再開を、移動販売ですよ、夕御飯販売車、再開を望んでいる方もいると思われるので、福祉の観点から移動販売車の運行や体制など、庁内で協議をする必要があるという答弁をいただいておりますが、協議の結果はいかがでしたか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはりこの夕御飯販売車を再開するのにあたって、以前行っていたまるごと協議会の皆さんの御協力は欠かせないというところでございまして、協議会の会議の中で、我々のほうからどうされますかと相談をしたところ、先ほど申し上げましたように、コロナが落ち着いたと、お客さんが戻っている状況にある。今、本業のほうに力を入れていきたいという御意見をいただきましたので、今現在、休止をしているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

細かいですけど、福祉の観点から庁内で協議をしたいという答弁だったんですよね。庁内で協議がされましたか。その結果はどうだったんですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

庁内で諮る前に、やはり我々がお願いをする方々が動けるのかどうなのか、まずそちらが先でございまして、協議会の方々からそのような御意見を伺いました。我々としても実際に動いていただける方に動いていただけないということは、これ以上ちょっと進めるのにあたって、体制をどのようにすべきなのか、これはもう経費の係ることでございますので、どこまでを踏み込んでいくのかというところは、課題にあるというふうには認識しております。その今現時点では、庁内での詳細な協議というものは行われておりません。

○7番（勝山浩平君）

先ほど嘱託員会、こういった話を提案をしたということでありましたが、じゃ、今後ですね、嘱託員会の中、また老人クラブの中から買い物支援、移動販売車の再開を望みたいという声が上がってきたら、どのようにしますか。

○産業振興課長（福本新平君）

今後、話し合いの場をもって意見を聞く、その中でもし出てくれば、それはまた庁舎内、また協議会で再度検討は進めていくべきかなというふうには思っております。

○7番（勝山浩平君）

民間事業者でとくしまるとか有名ですけども、奄美大島5市町村の中で、官民含めて移動販売を行っている自治体はどれぐらい、何自治体ありますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

とくしまるが何台走っているかという、島内での台数につきましては、我々はそのような調査は行っておりません。しかしながら、近隣自治体の状況を聞いた事例といたしましては、隣の宇検村で1台、村民の方が運営をされているという情報は得ております。

○7番（勝山浩平君）

先ほど申し上げましたように、鹿児島県も力を入れていくということになってはいますが、去年の10月、大島支庁管内で移動販売や宅配サービスに取り組む自治体、本村も出席されていると思いますが、大島5市町村内で、こういった意見交換会というんですかね、会議がありましたけれども、取り組んでいるとくしまるだけじゃないんですよ、ほかの民間事業者がやっているところもある。そういった事例を参考にして、今後必要という、ほしいという声が上がってきたら、本村も検討していくべきではないですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

その方のやりたいとおっしゃる方の生業、なりわいとして行うというのであれば、我々も支援の在り方があるというふうに考えております。それは企業創業ステップアップ助成金でございまして、その方が自分は移動販売の仕事を生業、なりわいとして起業をしたい、そういった思いをお持ちでしたら、是非とも企業創業ステップアップ助成金のほうに申請をしていただきたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

民間の力を借りて行くことも大変重要だと思いますので、今後、住民、村民からそういった声があるいろんな団体から等、上がって来ましたら、鹿児島県も新規事業で3,700万、今年度が予算を付けて取り組んでいるようですので、そういった事業を活用しながら推進検討を図ってもらいたいと思います。

商店の経営維持ですね、大棚商店、中にベンチがあって、とても買い物に行くといい雰囲気、高齢者の方々が談笑している姿をながめて、心が温かくなるんですけども、豪雨災害、豪雨水害2010年、このときに大棚商店、備蓄品としての機能を発揮をして、商店の在庫で炊き出しをしたと聞きましたが、行政は把握をしておりますか。

○総務課長（政村勇二君）

災害における備蓄品に関しましては、大棚商店のみならずですね、前回22年災害のときにも戸円集落、そしてまた消防団が待機している避難所におきまして、各商店、村内にある商店を利用した実績があるというふうには伺っております。

○7番（勝山浩平君）

集落の商店というのは、本当、おっしゃるとおり買い物だけじゃないんですよ。買い物であつて、交流の場であつたり、また災害時の対応もできる。第6次総合振興計画、本村の最上位計画ですよ。基本目標の3に集落商店の活性化に取り組むとあるが、あります。具体的な内容はどのようなものですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

集落商店の活性化という部分についてでございますが、先ほど村長の答弁からもありましたように、地域商品券というものが正にそれであるというふうに考えております。地域商品券、これまで今現在第6弾を実施中でございます。第5弾までの利用実績を見ましても、44.4%が集落商店で利用されている。この地域商品券については、しっかりと商店の売上げにもつながります。そして商品券を受け取った村民の方々の生活支援にもなります。両方ウィンウィンの効果が得られる事業だというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

先ほど村長の答弁の中で、電気代とかガスの高騰があるとありましたが、また7月から電気代上がるんですよ。報道等では43.8%上がるとありますが、九州電力が一番安い単価でやっているの、実質6.3%ほどの、去年の7月と比べたら上がる。でも先ほど村長、6.3%とおっしゃいましたので、12.6%上がってくる、電気代。特に商店は家庭とは違って大きな冷蔵庫、冷凍庫設置をしており、電気代の負担12%、13%、かなり大きなものになると思いますが、経営を続けていく上で大変厳しい状況に陥ると思いますが、どのように考えますか。

○産業振興課長（福本新平君）

今現在、先ほど村長の答弁にありましたように、商品券で支援を行っております。ただ、あまみ商工会さんのほうも、いろいろな店舗を回っている上で、困っていることとか、いろいろな面を相談に乗っているところでもあります。ただ高騰については、極端な高騰ではなく、やっぱりじわりじわりきています。ただ、それに応じて経費は、それはかかるんですけども、売上げの面も上がっている常態でありますので、掛かっている経費だけではなく、収入の面も上がっていますので、それに応じて支援につながっているものだというふうに思っております。

○7番（勝山浩平君）

集落の商店の売上げが上がっているというのは、何らかの調査をされた結果でおっしゃっているんですか。

○産業振興課長（福本新平君）

はい、あまみ商工会さんのほうから聞き取りや、そういった形で確認はしております。

○7番（勝山浩平君）

商品券、国の臨時交付金活用していますよね。この臨時交付金、いつまで続くか分かりませんが、これがなくなったあとの対応、なくなったあとどのように集落商店を支えていこうと考えていますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

今現在、地域商品券につきましては、国の地方創生臨時交付金、物価高騰対策交付金などを活用させていただいて実施をしているところでございます。今回、今年度我々が本村独自で取り組みますプレミアム商品券、このような形での商店支援、そして村民の生活支援というふうに行っていきたいと、実施をしていきたいというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

独自で取り組むプレミアム商品券、これはもう100%自主財源からということですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

村単独経費での事業となっております。

○7番（勝山浩平君）

今年度1回目、行いますけれども、今後も毎年続けていく計画がありますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはりこれは単純にお配りをするというものではなくて、5,000円で7,000円分の商品券が購入できるというものになりますので、5,000円は我々の収入、村への収入というような形で入ってきますので、これについては継続的な実施は可能ではないかというふうに考えております。

○7番（勝山浩平君）

繰り返しますけど、令和2年蔵議長が質問していて、そのときの答弁、商店がない集落は4集落、そのときの答弁でもこの1年間で商店が2戸なくなっていると答弁されています。今年の3月、前田議員副議長をされて、商店がない集落5集落と答弁されています。この4年間で店がない集落が1個また出てしまう。しかも今、店を頑張っている商店主の方でさえ、もう続けるのは厳しいというような声も出ております。電気代やガス代等での支援は考えていないということであれば、是非このプレミアム商品券だけでも継続してできる可能性があるとおっしゃいましたが、続けてもらいたいと思いますし、また集落、商工会からの話だったということでありましたけれども、今8店舗、そんなに多い数ではないので、直接現状を聞いていただいて、経営状況を、何らかの支援策を考えていくべきではありませんか。数字が物語っていますから、4年間で1戸減っている。ですからですね、考えていくべきではないですか。

○村長（伊集院 幼君）

議員のおっしゃるとおり、地域の商店は大事だということで、これまでも私たちは商工会様といろんな意見を交わさせていただきましたけれども、やっぱり日頃からの商店の指導がなっていないんじゃないかと、私はきついことも商工会に言いました。やっぱり苦しいなら苦しいなりに、何かの手立てがあったんじゃないかということまで申し上げましたけれども、やっぱり高齢化になっていくお店もあり、そういうところで行政としてどこが支援できるのかということで、我々もちょっとやきもきしているところは、確かにございました。ありがたいことに、この国の交付金が使える制度があった関係で、我々としましては第6弾まで、この地域振興券を発券することができて、ちょっとよ

かったのかなと思っておりますけれども、このままじゃいけないというのが、今回プレミアム商品券を独自でやっていこうと、でもこれだけじゃ多分足りないんだけど、一応まずやってみて、どういう形で我々が支援ができていくかということは、担当課長も考えてないわけじゃございませんので、我々もしっかり商店の維持存続に向けた取組は、行政としてしっかり考えていきたいというふうに思います。

○7番（勝山浩平君）

ありがとうございます。危険な廃屋ですね、先ほど答弁、2年に1回、午前中の答弁、調査をしているとありましたが、平成30年廃屋と本村が見なしているのは56件、令和2年度65件、先ほどの令和5年度末、5年末、12月でしたか、77件。調査のたびに増えているんですね。実際、皆さんも御案内でしょうけれども、集落によっては本当に危険じゃないかと思われるような物件もあって、そういったことを地域の方から言われて、今回質問しておりますが、集落内、特に近隣の方々の不安というのは計り知れないものがあると思います。これまでですね、危険な空き家に対する村民からの直接の相談等ありましたか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

これまで我々のほうに危険な廃屋の件について御相談があったのは、すみません、正確な数字は私も今断言ができませんが、数件あったということは記憶しております。

○7番（勝山浩平君）

去年の12月に空き家対策特別措置法が改正されましたけれども、それ以前も特定空き家、とても危ない空き家ですね、指導、勧告、命令、行政代執行、また固定資産税の優遇措置の解除を行うことができました、改正前であっても。本村の実績としては、何かありますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

1件、危険な廃屋であるというふうに認識をされる物件につきまして、令和2年度に実際所有者の方はおりませんので、関係する親族の方に解体除却をお願いできないでしょうかという、お願いの文書は送った実績はございます。

○7番（勝山浩平君）

お願いの文書ではなくてですね、できることをなぜやらないのかなと思ってて、指導、勧告、命令、代執行、できますよと。その特例措置、住宅用地解除もできますよと、なぜ取り組まなかったんですか。危険な空き家があるという声を聞いていて。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

指導勧告を行わなかったということについてですが、指導勧告の前に、我々としてはできることがあるのではないかとこのところでございます。そういった取組が令和4年度から制度を創設しました廃屋等対策助成金事業でございます。こういったものを活用して、まずは所有者の方々にお願いベースではございますが、こういった助成金を活用をしていただいて除却をしていただきたいと、まずはそこからスタートではないかとこのところでございます。

○7番（勝山浩平君）

危険な空き家があるんですね。奄美市が県内で初めてだったらしいんですけど、去年、改正前ですよ、危険性の排除を優先をして、特定空き家と奄美市が指定した物件を行政代執行で解体をして実証しております。本村、空き家解体助成金等をおこなっておりますが、今でさえ本当に危険な空き家が集落に存在します。奄美市のこういった事例を参考に、本村でも代執行等、取り組んでいくべきではありませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

奄美市で行われた代執行につきましては、略式代執行というものだというふうに、我々は聞いております。この略式代執行につきましては、もうこちら側が指導勧告、そういったものが行える人がいない状況、誰に連絡をしていいのか、もう不明な状況の場合に略式代執行という形で実施をされるものだというふうに聞いております。我々もその廃屋につきまして調査をいたしました、その家屋に金融機関の抵当権が設定されておまして、この抵当権の設定を解除しないと、そういった処分といいますか、そういった部分に踏み込んでいくことは困難な状況ではないかというところでございます。

○7番（勝山浩平君）

改正前の特措法でも空き家適正管理計画を策定をして対策を推進するというので、2年前の数字で申し訳ないんですけど、全国8割の自治体がこの計画を策定しておりますが、本村は空き家適正管理計画を策定しておりますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

空き家等対策計画のほうは、現在、策定はされておられません。

○7番（勝山浩平君）

こういった計画を策定をしてですね、改正された法律を活用して、空き家、危険な廃屋の除去、また利活用、危険なのはもう利活用できないかもしれませんが、推進をしていくべきではありませんか。そういった計画ができていないから動けないのではありませんか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

まず、空き家対策特別措置法に基づいた執行を行うのにあたって、計画の策定というのは必須事項ではございません。計画ができていないから我々がやるべきことができていないんじゃないかというような御意見ではないかと思うんですが、我々としてはしっかり空き家に対する制度というものは、実施してきてまいっております。それが廃屋等対策助成金でございますし、そういったものとはまた別で、空き家の活用ということで、空き家サブリースのほうの取組も今現在、展開をしているところでございます。

○7番（勝山浩平君）

NPO法人奄美空き家ラボさんのサブリースですね、あれは本当にすごい取組だなと思って、実際、地元の名産品ですね、1件、そういった物件が出てきて、行政に持ち主が買ってく

れとか、借りてくれとお願いをしたんですけど、もう状態が悪くてだめだったのを、サブリースに回してもらって、今、もう入居する方も決まっているという話を聞いて、大変喜んでおります。このサブリース方式はもううんと推進してもらいたいと思います。サブリース方式の成功事例ですね、本村で私も名音で5件目か4件目だと伺いましたけど、成功方式を期待をしたものも、空き家の所有者に渡して、こういったことで地域が活性化するし、お得ですよというのを周知をするべきではないかと思うんですが、いかがですか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

サブリースの実施したあとの事例というものについては、やはりそういったものを見せていくことによって、広報物件の掘り起しにつながることも考えられますので、そのような方式をこれから取っていききたいというふうに考えます。

○7番（勝山浩平君）

お願いします。午前中もでました固定資産税の納税通知、あの中に4月からの3年以内に相続した登記をしないとペナルティがありますよというのが、4月からなっていますが、いろんな制度の紹介はあったんですけど、ペナルティの記載はなかったんですよね。10万円以内の過料がありますよと、そういったペナルティもしっかりと周知をして推進してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○住民税務課長（池田浩二君）

確かに6年度の課税通知の中には、こういった短冊のようなものが入ってまして、ペナルティというのは記載されておませんでした。特に、4月1日から施行されている制度ですので、これがもう3年間の間、要するに令和9年3月31日までの間に相続登記を完了しなさいということがあります。その中で、ペナルティも当然あります。また、国庫に帰属とかする場合もあるんですけど、そういった詳しい内容をですね、また今後検討しながら村民の方にも詳しく周知をしていきたいと考えております。

○7番（勝山浩平君）

地域おこし協力隊の活用ですね、自治体においては空き家とか、廃屋対策で地域おこし協力隊をそこに専従をさせて取り組んでいる自治体もありますが、以前、前田議員の答弁で、集落から協力隊配置の要望があれば検討するという話がありました、答弁がありましたが、集落から例えば空き家とか家の改修、そういった専門の協力隊を配置をしてもらいたいという要請があれば、検討していただけますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり協力隊を採用するのにあたって、一番課題となるのは、業務とその隊員とのマッチング性でございます。やはり協力隊を採用するということは、それなりの業務量があるというふうに解さなければいけませんので、集落のほうから実際にこういった人材がいなくてできないんだ、そういったものをしっかりとまとめていただいて、要望として上げていただく必要はあるかというふうに

考えます。

○7番（勝山浩平君）

補正予算にあった移住支援サイトにも取り組んでいますよね。今5万5,000円で何件でも応募ができる、募集ができるということでしたが、もし集落が要望がきたら、そういったのを活用してもらってですね、推進してもらいたいと思います。

最後に確認ですね、改正されました特措法、管理不全空き家、特定空き家に至る前のちょっと壊れている住宅ですね、そこへも行政が指導、行政代執行、命令できるようになり、また住宅用地特例の解除もできるようになったとありますが、こういった制度の活用は本村も取り組んでいきますか。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

やはり今回、特措法の改正の中で、一番大きなポイントというのは、特定空き家に加えて管理が不十分な常態の空き家である管理不全空き家、こちらの対象の家屋というふうに入ったものが一番大きな変更点ではないかというふうには考えております。我々としても、この管理不全空き家を長年放置することによって、廃屋につながってまいりますので、我々としても管理不全空き家と見られる物件については、調査などを行った上で指導勧告というのを行っていくのが当然ではないかというふうに考えます。

○7番（勝山浩平君）

ごめんなさい、最後じゃないかった、聞き忘れていました。本村独自の減免行うと答弁ありましたが、更地になったら固定資産税が上がるんですよね。ですが、自治外によっては何年か上げませんよという独自の制度で、廃屋対策を推進をしているところもありますが、村長がおっしゃった独自の減免とはどのようなものですか。

○村長（伊集院 幼君）

今、建物が立っている場合は6分の1の特例措置が該当しているということでありまして、それが解体することによって更地になると、その特例がもうなくなってくると。それで課税が増えてくるといふことがあるようでありますけれども、これは評価額がそれなりの額に達しているところは逆転して税金が上がる場合があるようございまして、村内ではそう大きく課税が増えるところはないんじゃないかなというふうに、我々は見ております。しかしながら、税が増える場合は村独自の特例措置に沿った対応できるような措置をしていきたいというふうに考えておりますので、それはそれに沿った形ですね、いくらとかじゃないくて、もう課税が増えないような特例措置を村としても作っていきたいということでございます。

○議長（藏 正君）

これで、7番、勝山浩平君の一般質問を終わります。

次に、9番、奥田忠廣君に発言を許可いたします。

○9番（奥田忠廣君）

5月19日の選挙では多くの御支援御協力を賜りましたことに、この場をお借りいたしまして、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございます。議会議員としての職責をしっかりと果たしてまいりますので、今後とも御支援、御協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、通告をいたしてあります順に質問をいたします。

一般質問を4年ぶりにいたしますが、久しぶりの質問に、どのような答弁が返ってくるのか、期待感があり、一步でも村政が前進することがあればと思っております。村長並びに担当課長の忌憚のない答弁を期待いたします。

1件目の福祉事務所について質問をいたします。令和5年4月1日、役場において大和村福祉事務所の開所式が新川泰江大島支庁長や村職員、民生委員など、関係者多くの方が主席紙、新川大島支庁長と早川理恵大和村福祉事務所所長との署名を交わし、県から権限移譲が行われ、奄美群島町村で初めての福祉事務所開設であります。これまで、大島支庁の地域保健福祉課保護係が担っていました生活保護などの業務を、村で一元的に行うことになりました。開設1年を迎えた福祉事務所は、村福祉行政にどのようなメリットをもたらしたのか。これまでは大島支庁地域保健福祉課保護係のもと、生活保護行政を担っていましたし、職員も研修派遣し、大和村独自の福祉事務所開設により、村民の身近な福祉事務所として開設されることは、福祉行政が隅々まで届けることのできるものと期待しておりますが、事務所開設によりどのようなことが、今までよりスムーズに進められることになったのか。当事者、福祉事務所との協議などにどのような変化があったのか。生活苦にある村民に十分な対応ができていると考えているのか、答弁を求めます。

福祉事務所は令和5年4月1日に開設していますが、広報大和に生活困窮者に対する相談窓口の広報を行い、個人情報が出れないための窓口を設けるべきではないか。一人で悩まず電話くださいなど、広報大和で啓発すべきではないでしょうか。開設以来、一度もそのようなことがなされないのはなぜですか。答弁を求めます。

福祉事務所開設時点では、村民へのお困りごとなど、相談窓口などの案内を広報大和で啓発し、村民の生活相談などが受けられるのが福祉事務所ではないでしょうか。令和5年5月号に広報大和に、令和5年4月1日に福祉事務所開設広報があるだけで、開設後の福祉事務所に関する広報は一度もありません。福祉事務所の村民に対する目的、目標は何だと思いますか、答弁を求めます。

個人情報保護条例により、個人の情報は把握できなくなっております。生活保護受給者よりも少ない金額で生活している村民がいることを福祉事務所は把握していますか。国民が享受されるべき最低限の生活のできない村民のいることを知ろうとする努力をしておりますか。村民に対し、福祉事務所が窓口となり、村民生活相談を受けたことがありますか。答弁を求めます。

村民が住んで良かったと思うことのできることは、福祉行政から始まるものと思っています。福祉の充実こそが人口減少問題も全てのものを解決できる行政の一丁目一番地と思っています。生活相談窓口を広め、秘密裏に本当に生活苦にある村民の方の手助けができる福祉事務所ではなくならないんじゃないかと思いますが、そのような福祉事務所になっているといえるのか、答弁を求

めます。

以上、5項目の質問に対し、答弁後に自席より再質問をいたします。

次に、スモモ出荷体制について、質問をいたします。本村は14年前、2010年6月に奄美大島の共同選果場整備計画から脱退いたしました。理由は選果場整備計画が当初は奄美市長浜町埋立地に建設予定が、生産者の反対などで名瀬朝戸地区に決定したなど、本村にとっては距離的に遠距離であること、また湯湾釜選果場を整備することとし、共同選果場建設負担金1,600万円の支払いが難しいことなどであったと記憶しております。また、推進協議会において日程の関係で協議会の場で判断を迫られ離脱した経緯と記憶しております。現在、村単独での果樹選果を行っておりますが、村の共同選果場脱会の当初計画とは違ったように思っております。計画では独自に販売販路開拓も視野に入れていたと思いますが、現在も14年前の販路と同じJAへの全面販売になっています。今後とも現体制での販売を維持していくのか。ここらあたりで新たに販路開拓に舵を切るべきではないか。答弁を求めます。

本村のスモモはガラリ種といわれ、他の地域にない種であると思います。言ってみれば、希少種の部類に入ると考えられます。日本各地にスモモとか、プラムとかいわれる果樹があり、プラム生産地の山梨県、塩山産などを食べてみましたが、本村のスモモのような独特な酸味や甘味、糖度、食べてこれほどバランスの良いスモモはありません。どうしてこのことに気付いていながら、JAを通じて安売りをしていたのではないのか。私たちは反省すべきであります。この特殊な果樹の販路開拓はできるものではないかと思ひますし、急ぐべきではないかと思ひます。答弁を求めます。

5月初め頃から生産農家の畑を訪れ、スモモを売ってください、買いますと、見知らぬ人々が訪れ、それなりに高価な価格で買っていますが、スモモ出荷前の多くをその人たちが買い付けたのではないかと思ひます。生産者にとってはその場で現金取引であることから、魅力的であります。現在のような体制ではスモモは共販選果前に生産農家からの買い取り業者が増えるのではないかと予想されますが、何らかの対策を講じる必要があるのではないかと思ひます。答弁を求めます。

5月31日、湯湾釜選果場で奄美プラム出荷開始を祝った出発式が行われ、JAとの共販目標は、新聞報道では前年度比実績より16.9t減の9.8tに設定されましたが、近年では最少の共販目標ではないのか。これでは果樹の村大和と言えるのか。昨年、令和5年度実績が広報大和7月号では、生産量57t、販売量47tとあるが、本年度の総量は間違っていないのか。実際、大和村では前年度並みとなくとも、30tほどは生産できていたのではないのか。今年度の本村だけの共販は何tであったのか、答弁を求めます。

以上、壇上から質問し、4項目の答弁後に自席より再質問をいたします。

○村長（伊集院 幼君）

それでは、奥田議員の御質問にお答えいたします。

1点目の大和村福祉事務所についての御質問でございますが、大和村福祉事務所は令和5年4月に鹿児島県内では6カ所目、奄美群島内の町村では初めての福祉事務所として開設をされました。

県からの権限委譲事務である生活保護や児童扶養手当、特別障害者手当などの事業をはじめ、その他福祉関連事業である成年後見事業等の業務について、3名の職員を中心に運営をさせていただいております。福祉事務所設置にあたりましては、身近な相談窓口としての対応、相談から給付までの一元的対応による迅速化、関係機関との連携強化によるきめ細かい対応を主なメリットとして掲げ、村民の生活支援及び利便性向上につながる機関として機能することを目標としてまいりました。開設後1年が経過いたしましたして、経済的理由による相談申請件数を見てもみると、令和4年度までの対応窓口であった大島支庁へは、令和2年度2件、令和3年度4件、令和4年度7件でありましたが、本村が窓口になったことによりまして、令和5年度は10件と増加しており、窓口が身近になったことにより相談しやすくなったのではないかとというふうに考えております。また、相談者につきましては、経済的理由だけでなく、介護や障害など、複数の困りごとを抱えている方が多いことから、地域包括支援センターや障害担当者、社会福祉協議会、学校などの関係機関との連携が必要とされますが、そういった関係機関との連携がより図りやすくなったことで、迅速かつきめ細かい対応にもつながっているのではないかとというふうに考えております。

2点目の民生委員との協議に変化はあったのか。生活苦にある住民に十分な対応ができていないのかという質問につきましては、民生委員によりまして、福祉事務所開設以前から毎月1回の定例会を行っており、その中で関係者との情報共有を図っているほか、随時の相談対応も日常的に行っているところでありますが、福祉事務所開設後も相談者につき添った来所相談や、必要な協議への参画など、福祉事務所と民生委員との連携が密になされ、孤立の防止や見守り等にもつながっているところでございます。また、生活苦への対応でございますが、相談の多くは生活保護対応となり、手続にしたがって処理を進めてまいりますが、中には収入や資産保有などの理由によりまして、生活保護には至らない場合もございます。そういった場合でも、個別状況を把握し、さまざまなシミュレーションを行った上で、家計支援によるサポートや他の制度を紹介するなど、何らかの生活支援につながるよう努めているところでもございます。しかしながら、生活苦につきましては、相談しづらいことから、必要な支援につながっていない世帯もあると思われますので、民生委員さんや関係機関との連携も図り、訪問等も積極的に行いながら、生活の状況把握に努め、適切な対応ができるよう今後も努めてまいりたいと考えております。また、議員から御指摘いただきました広報紙での周知につきましては、我々も福祉事務所が開設になったということの情報発信はしたところではございますが、窓口が役場にあるというのは、それぞれ村民に対して保健福祉課を通じて我々も周知を図っているところでもございますが、細かい相談の内容につきましては、今後広報紙等で周知を図っていききたいというふうに思っています。福祉事務所は生活苦難者だけでなく、やっぱり我々としてはほかの業務も、やっぱり一緒に窓口の中で相談が受けれることが、私は大きな効果ではないかというふうに考えているところでもございます。

次に、2点目のスモモ出荷体制についての、共同選果離脱ということがございました。我々はJ Aとの共販をなくしたわけじゃございません。あくまでも湯湾釜選果場においては、朝戸の選果場

も議会の皆さんの御理解をいただいて、朝戸選果場も加入する、さらには湯湾釜選果場でスモモの選果をさせてほしいということで、改めて湯湾釜選果場もスモモ選果に限って、我々も改修もさせていただいたところでもございます。また、選果にあたりましては、やはり村民のスモモにやっぱり愛着のある方が選果作業をしたほうがいいだろうということで、JAさんから選果作業だけは村に任せてくださいということで、湯湾釜の選果場の運営については、村が責任を持ってやっていくということで、今現在、ひらとみのほうが窓口として選果をさせていただいているところでもございます。これまでの共同選果場につきましては、やはりタンカンを主にした選果で、農家の方が利用されておりますので、我々もこの朝戸選果場、そして湯湾釜の選果場に果樹の区分けをしながら、農家の支援につながっていければというふうに考えているところでもございます。

販売につきましては、やはりなかなか村独自におけるイベント等のPRや、こうして販売を努めておりますけれども、なかなかその販売先については量の確保等に、いろいろ生産量が落ちていく中では、やっぱり確約できない部分もございまして、安定した販売をするためにも、JAさんの共販に乗って、我々もしっかり今後もやって行くことが重要じゃないかなということで、この湯湾釜選果場を集荷場と位置づける中で、JA奄美大和村果樹振興会による県の農業生産の認証制度でありますK-GAPを取得しながら、スモモの付加価値感を高めながら、共販も努めているところでもございます。これは、共販だけでなく、ちゃんとした品質保証がされているということで、スモモの果樹としての知名度の、私はアップにもつながっているものだというふうに考えております。また、共販は集荷した全ての果実を販売できるなどのメリットがあることから、これからもJA奄美さんとの連携を維持しながら、販売強化に努めてまいりたいというふうに思っているところでもございます。また、村独自の販売の取組といたしましては、スモモの成分につきましては、議員の質問にありましたように、制度上、なかなか体に効くとかいうようなことは、あまり大げさには言えない部分もございますけれども、やはり料理をされている方は、スモモの成分をよく御理解をされていて、実は6月の5日にある大手企業さんとの商談をさせていただきました。その方々は、もう既に私たちが2月にJAさんとディスカバリーというタンカンを使った料理を一流シェフが料理に使って、東京のほうで我々もPRをさせていただきましたけれども、その際に、大和村でスモモのドライフルーツをお買い求めになり、それが何か料理に使えるということで、その打ち合わせをさせていただきということで、実際、スモモを料理に使っていただいて、我々もそのときに意見交換もさせていただきました。これから、料理にこのスモモを使いたいということもございましたので、もう早速相手方は来年度の計画も進めているようでございまして、我々としても販路として量を確保するためには、もう農家を契約をしながら栽培を確立していかないといけないんじゃないかなという、一応我々も考えを今持っているところでもございます。そういうことで、民間との販路拡大もありますけれども、やっぱり生産量を確保していく取組も、今後、農家の皆さんと協議をさせていただきながら、この村独自の販売、またJAとの共販の両面で、スモモの果樹振興に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

次の一昨年からの生産者の販売方法に変化が見られているが、承知しているかとの御質問でございますが、昨年より外部企業によるスモモの買い取りを確認をしており、昨年は1社でございましたけれども、今年は3社ほどの参入が確認をさせていただきました。企業による買い取りの内容としましては、大小及び着色を問わず、直接現地や店舗での現金取引が行われているようでございます。外部企業につきましては、農地の貸借について、担当課への来庁もあり、確認をしております。企業には本村との販売方針が異なることを理解していただきましたが、今後も継続した買い取りが行われるのではないかというふうに思っているところでもございます。しかしながら、農家と企業との個人間の取引きであることから、直接指摘や指導はできませんが、摘果や施肥などの適正な管理がなされずに、スモモの樹勢が弱る恐れがありますので、こうした現状については5月20日にJA奄美さんと危機感を共有したところでもございまして、大和村果樹振興会におきましても、スモモ出荷反省会等で、今後の出荷方針や適正な栽培管理をお願いすることとしております。

以上、壇上からお答え申し上げましたが、あとは関連の御質問等により関係課長あるいは自席のほうから答弁をさせていただきます。

○9番（奥田忠廣君）

この福祉行政というのは、非常に大切な行政でありまして、そしてね、本当に生活困窮者というのは我慢強いんです。相談したほうがいいんじゃないのと思うような方でも相談しない。そして周りからですね、相談しなさいということも言えないんですね、こういう方に。この本当にお金がなくて病院にも行けないということは言うんだけど、話も聞きますけども、だったらどうする、あなた方は生活保護をもらう、そういうことは言えないんですね、こっちからね。そしたらそうしたほうがいいんじゃないですか、言いたいんだけど、失礼にあたるかも分からない。そういうこと等がありましてね、なかなか難しい。それでその本当に困っている方々は、先ほども申したように我慢強くて、相談に来ない。そしてね、また役場に相談に来るということはやらない。私はね、福祉事務所の職員というのは、机に座ってるだけじゃなくて、やはり集落あたりを回って、何か困りごとはありませんか、言って回るのも一つの仕事じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○福祉事務所所長（早川理恵君）

生活困窮というされている方々について、相談が気軽に来れるわけでないということは十分に理解しているところです。

訪問させていただいたりする中で、生活保護をすすめるというのは、ちょっと法的にという部分がございますけれども、何らかの支援策を申し出ておすすめしたりすることも、よくございます。しかし、要らないということでお断りをなさったりということがあつたというのは多々ありますので、そういった状況というのも非常に理解をしているところです。そういった中で、福祉事務所の職員につきましても、昨年度の訪問の件数というのが、主に2名で234件ということで、担当ケース以外にも訪問させていただいておりますし、あと福祉事務所以外の保健福祉課にあります地域包括支援センターなども含めると、相当件数、外に自ら出向いて相談、アプローチしていくという

ことも大事にしているところでございます。それで全員を把握できて対応できているかというところ、それはなかなか難しいところもございますけれども、1件でも多く対応ができるようにということで、させていただいているところでございます。

○9番（奥田忠廣君）

あのですね、国民年金満額で7万なんです。しかし、国民年金を納めてなくて、国民年金が2カ月で4万とか、3万5,000円とか、そういう方もいらっしゃる。その方々は生活保護、生活保護の金額より少ない。そういう方々を支援するという方法はないんですか。

○福祉事務所所長（早川理恵君）

生活保護におきましては、最低生活費という計算がございまして、それは世帯の数であったり、体の状況であったり、いろんな条件がありまして、世帯によって違って来るわけでございますけれども、それに最低生活費に1月の生活が外貨を超えるか超えないかという観点で、まず該当するかどうかということを判定させていただいております。その中で、少額の年金の方々も、実際生活保護を受給されている中で、年金を受け取りながら生活保護も受給されてということで、最低生活費を満たしているという方もおられますので、一つには生活保護という仕組みが少額な年金生活者に対応する仕組みの一つではないかと思っております。

○9番（奥田忠廣君）

あのですね、年金をいくらもらっているかわからないわけですよ、個人情報で。そのあたりは非常に難しいところで、知っていても言わない、言えない、ひょっとしたら住民税務課で分かるかもわからない。しかし、そういう方々が救えるのであれば、そういう方々を救ってほしい。いろいろこの生活保護というのは条件が非常にきつくて、子供がいたり、同居していたり、そういうことがあればできない。しかしですね、子供がね、親の生活を面倒見れるほどの収入がある子供だったらいいんです。こういう方は、やはり職員がですね、何かお困りごとにはございませんかとか、行って言って聞いて回る以外にないと思うんですよ。相談があったら役場に来なさい、困りごとがあったら役場に来なさい。絶対誰も来ません。どうでしょうか。そういう誰でも、集落、各集落で何か困りごと相談ありませんかと、歩きながら聞いて歩いてもいいんですよ。そういうことができるような福祉事務所であってほしいと思うんです。どうでしょう。その職員の福祉事務所の職員は4人か5人いますけれども、そういうことをやる、回って行く、週に1度ぐらいは回って行く職員を確保、決めたほうがいい、そういうことが決めますか、そういう職員を。

○福祉事務所所長（早川理恵君）

実際に生活保護を申請の御相談と見える方は、もうかなり窮迫している状態で、生活が、ということで、多くの方は審査の結果、ほぼ該当される方がほとんどであるという印象を受けております。ただ中には1件、年金が少なくということであっても、やはり預貯金があったりすることで、資産の調査などもしっかりいたしますので、そういった中で今は保護の該当にはならないけれども、数カ月後、預貯金を先に使用していただいて、保護の申請に至るといような形もございま

すので、本当にお一人お一人のケースに応じていろんなパターンがあるんですけども、できるだけその生活実態をよく確認させていただいた上で、シミュレーションなども行って対応させていただいているというところがございます。また、訪問に出て、できるだけ困ったことはございませんかという御質問でございますけれども、福祉事務所の職員も主に出回る職員というのがケースワーカーで2名という体制でしておりますけれども、その2名だけではなくて、大和村の場合は保健福祉課の中にいろんな業務を持った職員がほかにもおりますので、先ほど申し上げました地域包括支援センターの看護師あるいは保健師というのが一番の中心にはなりますけれども、あるいは保健福祉課以外の社会福祉協議会であったり、暮らしサポートセンターであったりということで、関係機関もいろいろと持っておりますので、そういった方々のメンバーの数も合わせながら、困りごと情報を共有してつないでいくというところは、非常に日頃から連携の体制としてできているのではないかと考えておりますので、そういった工夫をしながら1人でも、こちらのほうから出向いてでも、対応させていただきたいという姿勢でやってまいりたいというふうに考えております。

○9番（奥田忠廣君）

所長の答弁でね、本当にあなたがおっしゃるとおりです。あなた方のその福祉事務所以外の保健福祉課職員、たくさんいますから、その方々にですね、やはり注意をしていただく。ですから、この大和村に、その福祉事務所ができたメリットというのは、ある程度県から権限を委譲されている。委譲されているのであれば、それぞれのその権限をフルに活用して、本当にね、日本人が享受されるべき最低限の生活に満たないという金額で生活している方がいる。しかし、その方々を、あなたがおっしゃるように預貯金があった、何かあったということになると、できないんです。だから、そういうことをきちっと、こういうことがあれば、こういうことであれば、あなた方もこういうことができますよという、説明というのをしっかりやらないと、恐らくそういう方は高齢者と思う。理解をしにくいと思う。そういう方々がしっかり理解をできるような指導というよりも、その生活苦にある方々の支援というのをしっかりやっていただきたいと思うんですが、どうですか。

○福祉事務所所長（早川理恵君）

実際、福祉事務所のメイン業務というので、やはり生活保護業務というので6割から7割を占めておりますけれども、それ以外にそこにかからない生活困窮者への支援、あるいは児童扶養手当の支給であったりと、子供の部門から高齢者の部門までと、あるいは特別障害者手当といった障害者部門であったり、そういったものも幅広く持っている業務でございます。その中で、生活保護以外のサポート策というの、支援策というの、我々の福祉事務所の範囲では持っていない部分でありましても、ほかの機関との連携によって何かお示しできることがあるかと思います。実際に生活保護にはならなかったけれども、例えば一時的な住宅支援金であったり、そういった制度を活用していただいて、また就労に戻っていただくような支援なども、この1年間でそういったケースも見られておりますので、より丁寧に、生活保護だからだめよということは一切、1件もそういった事例はないと考えておりますけれども、できるだけ何らかの対応をさせていただけるように努めてま

いりたいというふうに考えております。

○9番（奥田忠廣君）

大和村は広報大和というのが2カ月に1回ですか、あれが発行されるのは。この福祉事務所のことが書かれたのは、福祉事務所4月1日に福祉事務所ができた。そしたらですね、この広報大和5月号、これにね、この福祉事務所ができたのは、1年経つんだけど、福祉事務所がオープンと、これだけなんです。これでどういうことをするかも書いてない。大島支庁長と大和村の福祉事務所長が事務権限を県から委譲されて署名をした。このね、福祉事務所がどういう、何をなすところなのか。そういうことも書かれてない。ただ、福祉事務所ができましたよ。県からの福祉、生活保護、児童扶養手当等の権限を委譲されましたよ。やはりこういう福祉行政というのは、広報をしないと、是非ね、この広報をしっかりとやってもらいたい。どういうことの相談を受けられますよ、相談があったら電話ください、1人で悩まずに電話ください、そういうことを福祉事務所としてやはり広報すべきじゃないか。これ、今年は何月号が出た、5月号が出たのかな。まだ出てない。是非ですね、広報大和に福祉事務所ができた、どういうところで、どういうことを村民にしてあげられるんだということを、しっかり書いていただきたいんですけど、いかがですか。

○福祉事務所所長（早川理恵君）

広報につきましては、確かに議員のおっしゃるとおり、昨年令和5年の5月号にて発行いたしました。福祉事務所ができましたということで、また御活用くださいという、簡単な意味合いの掲載だったかと記憶しておりますけれども、その後、今6年、その発行が5月号ということで、実際は6月ぐらいに配布をされたかと思っておりますけれども、それから1年経過する中で、確かに広報に福祉事務所関係の記事を載せるということはございませんでした。相談窓口の周知、あるいは是非気軽に相談をとということを、是非お伝えしたいと思いますので、また今後、広報大和の掲載もさせていただきたいというふうに思っております。また併せまして、先ほど申し上げましたように、職員、関係職員も直接、広報大和も読むけれども、ちょっと読みそびれてしまうという方もおられるかと思っておりますので、できるだけそういった媒体プラス直接、やはりお困りの方はお声掛けができるようにという体制も取ってまいりたいというふうに考えております。

○9番（奥田忠廣君）

ぜひ掲載していただきたいと思うんですよ。このね、福祉行政というのは、本当に福祉が充実しているところというのは、人も住むんです。私は福祉行政がしっかりしているところは、人が住める、あそこは福祉が充実してますよ、子供にもちゃんとした手当がありますよ、行政の一丁目一番地だと、私は思いますから、是非ね、福祉事務所だけじゃなくて、あなたたちの保健福祉課、ほかの課もですよ、職員みんな、この人大分困っているんじゃないかという人には、いろんな相談があります、相談できますよという、声掛けをしていただきたい。是非そうしていただきたいと思います。

次移りますが、このスモモ、今ね、私は先ほど申し上げましたけれども、このガラリ種という

スモモ、独特の日本にない、大和村にしかない。私たちはそれを知りながらですね、安売りをして
おったんじゃないかな、こういう感じがするんです。そしてね、今、農家はね、ある程度、値段も
よくなっている、スモモの値段。これはね、ベトナム効果ですよ。ところが、さっき村長がおっし
やったように、量的な確保ができなければ、販売を促進してやれない。量を確保するために、私た
ちはね、苗木の助成、肥料の助成、いろんな助成をして、この果実は、何か、どこから来たか分か
らないような人たちが、何tも持って行くと。現金で買い付けていくと。農家はありがたいです
よ。熟度が上がってないのがいいと言ったから。本当にそれでいいのか。もう少し販売に力を入れ
て、この買い付けに来る業者よりもいい値段で販売できるようになれば、売らないと思う。あの
方々もある程度の値段までですから、それ以上になったら買えないんです。苗木、肥料、みんな助成
しています。スモモの生産を上げようとしたら、横からかつさったというような感じですよ。何
か対策を講じるべきじゃないですか、これ。

○産業振興課長（福本新平君）

今年度の湯湾釜選果場のスモモの共販量としまして、A品のほうが5t、B品のほうが4.2t、
実際には9.2tの共販の実績でした。額とかについては、今奄美農協さんと調整をしながらやって
いるところなんですけども、私どももJA奄美、5月20日にちょっとその危機感を持って共有した
というのは、実際には、今回は更に収穫がちょっと早まった部分もあって、湯湾釜選果場の稼働が
ちょっと遅れた部分もあります。そういうのもやはり今後の反省を活かしながら、どのタイミング
で開けていくのかというのもしっかり協議をして、対策を今後は打っていかないといけないのかな
というふうに思っています。また、村長の答弁でもありましたように、果樹振興会、こちらのほう
でもやはり今後の販売の対策、在り方についても農家さんをお願い等をする方向でありますので、
そういった形で周知をしながら進めていきたいと思っております。

○9番（奥田忠廣君）

共販前にですね、スモモが買われているから、村は加工品を作って、その加工品の商品、製品を
確保する。今年は何のくらいの確保をしたか分かりませんが、2tぐらい確保したという話
は聞いていますが、その苗木を助成し、肥料を助成し、そして加工品を確保しようとしたら、あち
こちをお願いして加工品を集めるような、このような状態になっているんですよ。ですから、その
買い求めている方々、私は聞いたところでは、去年は800円ぐらいだったと、そして今年は1,000円
超しているんですよ。それがB品どころじゃない、C品ぐらいの安物を買っている。ほったらかし
で作った人も、お金になるような状況になっているんですよ、今。ですから、これをどうするか。
あの方々はどういう商品を作って販売しているのか。私たち研究すべきですよ。彼らより先に商品
を作って販売したほうがいいんじゃないかという感じもするんです。農家をあなたがたがこの農家
にいくらお願いしますと。生産前から、花が咲いたぐらいの前から契約していくべきじゃないの、
あなた方が。あなた方がいくらお願いします、いくらお願いします、そうしないと、みんなベトナム
に持って行かれる。何か方法はありますか。考えています。

○産業振興課長（福本新平君）

企業については、やはり産業振興課のほうにも2社、来ております。今後、スモモ、青いスモモでもいいんで、管理して活用していきたいと、内地の業者で、わざわざ奄美まで来て、そういう形で現地を回っておりました。その方なんかについては、農家さんから聞けば、2月ぐらいからやはり回られているという話もお聞きしています。なので、村としても先ほど村長が答弁したとおり、やはり販路を拡大していく、村の独自の販売方法も進めていく中で、やはり農家さんと、こちらもお願いしながら、村のほうに回してもらえないかというふうな、今後検討していきたいと思います。またその企業についての取組も、やはり果樹振興会の中で使い分けをしていただくとか、摘果したものをそちらの企業にお願いする、そういったふうなやり方もできないかというような考え方も協議していこうかなというふうには思っております。

○9番（奥田忠廣君）

共販でいくらでしたか。

○産業振興課長（福本新平君）

今年度においては共販A品、B品合わせて9.2t、A品が5t、B品が4.2tです。

○9番（奥田忠廣君）

そのぐらいの量は買われていますよ、連中に。であれば、絶対この連中は来年も来ます、来年も恐らく。今年は3社だったのが4社になるか分かん。これね、抱え込んだらどうです、大和村に、この連中。抱え込んで、あんたなんかいくらで売るからということで、抱え込んだほうがまだましですよ、これ。だから、村民に対して製品、まだ青いのを買うんだから、彼らは。ちょっと色がついたのを買うんです。抱え込んで、そういうのを大和村がみんな買って、この連中に販売したほうがいいんじゃないのかなと、そんな感じもするんですが、いかがですか、村長、逆に。

○村長（伊集院 幼君）

いろんな販売のやり方があろうかと思います。我々も農家さんの少しでも売上げが上がってくればということで、JAのさっき共販も言いましたけれども、やはりでだしの頃は、我々が運行しています市場集出荷便で市場にまず出して、1,000円以上で2,000円近くの値段でいいものがこうして販売されていますので、そういう農家の支援を、我々がどういう形でしていくかということが、これまでやってきました。しかしながら、外部からの企業が今度買取りに来ましたので、その中では摘果されたものが外部企業に販売して、いいものは自分たちで高値で売れる場所で販売ができれば、そういう中では、やはり共販の単価がなかなか上がっていきませんが、若干ではございますけれども、JAさんも共販単価が上がっているようでございますので、もう上がらないと共販に出す人はいなくなるよとまで、私は先ほど答弁の中でも5月20日にJAさんとの話し合いの中では、そういう話もさせていただきました。やっぱりこれからはこの貴重なものをどう付加価値を付けて売るかということもありますので、我々としては来年に向けてですね、販売展開は年内には方針がこうして決まるんじゃないかなと思っております。農家さんの支援をいただきながら、これは契約裁

培するかどうかは、はっきり言えませんが、量をまずは確保しながら農家さんの向上につながっていければというふうに思います。

○9番（奥田忠廣君）

復帰70周年記念でね、スモモを皇室にも献上した。それだけ名があるわけですよ。売る販売をする、村が販売をするということで、私は大和市でタンカンを販売しているじゃないですか。これ、スモモというのはちょっと期間が短くて、長持ちしない品物ですから、なかなか難しいところがあるんですけども、一度はね、スモモも大和市でやったらどうですか。一度も大和市ではタンカンはやっていますけども、スモモをやっていませんけれども、いかがですか。

○村長（伊集院 幼君）

一度だけ大和市でスモモのPRをさせていただきました。やはり関東方面の方は酸っぱさは余り好まなく、甘さを好んでいるというのが、我々がその当時感じたところでもございます。しかしながら、関東まで送りますと、約4日間ぐらいかかるということで、日持ち的にどうかなということで、我々はその後、挑戦はしておりませんでした。しかしながら、先ほど話しました、この民間の方が大玉を3L以上であれば高値で買い取ってくれるんじゃないかという期待も持っております。それと併せて、加工品も含めて、両方でこのスモモの付加価値を付けながら販売展開ができればというふうに考えておりますので、我々も大和市はもうしないんじゃないかと、いろんな展開をしなければならぬと思っておりますので、もう一度大和市でしっかりまた販売展開ができればということも、また検討させていただきたいと思います。

○9番（奥田忠廣君）

ちょっと古い話ですけどもね、島根県の隠岐の島にある海士町、皆さんも御案内だと思うんですが、この海士町というのは、トップセールスによって鮮魚、きっちり売って、行政を立て直したという経緯があるんです。私たちスモモは少ない、今、昔からすればもうみんな高齢化になって、スモモのあの重たいのを持てないということでやっているんですけど、このスモモをせめて50tぐらいは生産できるような体制を取る方法を、みんなで考えていかなければ、これ果樹の村というのがへこんでしまいます。これはね、あなた方だけじゃなくて、議会もみんな責任があるんですよ。全部で考えていきたい。よろしくお願ひしたいと思うんですが、最後に村長、答弁を。

○村長（伊集院 幼君）

大変ありがたい御意見を賜りました。本当にこれは村の、大和村の一大産地でございますので、我々もしっかりこのPRの仕方、販路拡大について、しっかり我々も取組をさせていただきたいと思っておりますので、また議会の皆さんからも御意見を、またいろんな取組が参考になるのがあれば、また情報提供いただければありがたいと思います。また、近いうちにスモモ反省会も開催されますので、農家さんともしっかり我々も連携を図りながら、果樹の村の振興に取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○議長（藏 正君）

よろしいですか。これで、9 番、奥田忠廣君の一般質問を終わります。

-----○-----

**日程第 2 議案第38号 アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2 工区）請負変更契約
の締結について**

○議長（藏 正君）

日程第 2、議案第38号、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2 工区）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案の理由と内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2 工区）の請負変更契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2 工区）につきまして、請負変更契約の締結にあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（2 工区）の請負変更契約の締結について、内容を御説明申し上げます。

変更しようとする項目は、契約金額でございます。当初請負金額 2 億3,864万5,000円を567万5,000円増額して、請負変更金額を 2 億4,432万円にしようとするものでございます。

内容を御説明いたします。2 工区の工事概要でございますが、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）の建物本体を施工しております。今回の変更請負契約の増額につきまして、主な要因でございますが、展示工事との調整による内装仕上げ関連工事の変更が生じたことと、今後設置を計画しているソーラーパネル用基礎の追加などが生じたことにより増額変更しようとするものであります。

以上で、内容の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第39号 アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）請負変更契約の締結について

○議長（藏 正君）

日程第3、議案第39号、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案の理由と内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）の請負変更契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）につきまして、請負変更契約の締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）建設工事（3工区）の請負変更契約の締結について、内容を御説明申し上げます。

変更しようとする項目は、契約金額でございます。当初請負金額2億2,693万円を180万2,000円増額して、請負変更金額を2億2,873万2,000円にしようとするものでございます。

主な内容を御説明いたします。3工区の工事概要でございますが、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）の建物の本体を除く建設工事及び外構工事、機械設備工事、電気設備工事などを施工しております。今回の変更請負契約の増額につきましての主な要因でございますが、本施設の電気

設備におけるLANケーブル及びOA機器などの調整が生じたことと、展示工事との調整による照明器具などの追加が生じたことにより増額変更しようとするものであります。

以上で、内容の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（蔵 正君）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（蔵 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第40号 アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）展示設備等設置工事請負契約の締結について

○議長（蔵 正君）

日程第4、議案第40号、アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）展示設備等設置工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者に提案の理由と内容の説明を求めます。

○村長（伊集院 幼君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）展示設備等設置工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）展示設備等設置工事の請負契約の締結にあたりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、御提案申し上げます。

内容につきましては、企画観光課長に説明をさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）展示設備等設置工事請負契約の締結について、内容を御説明申し上げます。

アマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）展示設備等工事の概要について御説明いたします。

本施設は、アマミノクロウサギの調査、研究、傷病個体の治療、生態展示などを目的とし整備するものであります。主要建物の延べ床面積約789㎡のうち約361㎡の展示室内に施す内装工事となっております。

アマミノクロウサギの基本的な生体情報や大和小中学校での飼育の歴史、ロードキル問題など、本種に関わる内容について楽しみながら学習もできる展示物を施工するものです。

それでは、契約の内容でございますが、契約工事名はアマミノクロウサギ研究飼育施設（仮称）展示設備等工事、契約金額は1億6,830万円、契約の相手方は住所、東京都港区台場2丁目3番4号、氏名、株式会社乃村工藝社、代表取締役社長執行役員、奥本清孝です。

以上で、内容の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（藏 正君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（前田清和君）

ただいま議案第38号から39、40と聞かせていただいて、このクロウサギ飼育施設、当初かかる予算と、今回第1工区が終わって第2工区、第3工区の増額、そしてこの展示設備の1億6,830万円ですか、これで一応この本クロウサギ飼育施設に係る建設費と展示施設は大体ほぼ決まると思うんですが、当初の予算からこの1億6,830万まで合わせて、その差額といいますか、どれだけこの事業に対しての増減が出たのか。全員協議会で聞かせていただければよかったんですけど、ちょっと確認の意味でお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

当初計画しておりました予定の事業費からの増額分ということでございますが、今、詳細な資料を手元に持っておりませんが、近年における物価高騰、資材等における価格の高騰などによる影響を受けまして、すみません、これは正確なパーセントは今申し上げられないんですが、約20から30%程度は資材の高騰の影響を受けたものというふうには考えております。

○議長（藏 正君）

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○5番（重信安男君）

随意契約とかになっていますし、私も全員協議会で、この金額はもうこれで変更はないですよと確認しましたが、ありませんということだったんですけど、これにまたプラス、第1回目のこの金額ですよ随意契約。それでまたやり始めて、また追加が出るとか、そういうことはないということですよ。

○企画観光課長（大瀬幸一君）

我々のほうといたしましても、契約の相手方であります乃村工藝社のほうに、これ以上の事業費の増額の見込みはないですよということで、確認はしております。しかしながら、社会事情の情勢などにより、不測の事態が発生する恐れというものも、また完全には言い切れませんので、そういった社会事情の動きによっては、また価格の上昇というものが考えられる場合はあるというふうには考えております。

○5番（重信安男君）

いつ変わるか分からないと言いますけど、そんなのは最初でやっぱり決まって入札とか取り決めることじゃないんですかね。価格高騰でどうのこうのって、そうやって契約して、また変更で2,000万プラスしたら、納得いかないと思いますよ、村民は。はっきり決めたほうがいいんじゃないですか、これ以上無理ですよと。そういうことは出来ないんですか。

○建設課長（早川勝志君）

建設工事におきましては、物価が非常に高騰、契約しましてから物価が非常に高騰した場合はですね、それに対する物価高騰した分はですね、請負者が証明した形で、ある程度物価高騰の額が認められた場合には、変更契約するということが決まっておりますので、逆にそれを認めてしまわないとですね、業者さんが赤字になったりとか、その辺がありますので、それは契約書に基づいてですね、変更契約という形になるかと思います。以上です。

○5番（重信安男君）

こういう契約をする場合は、業者というのは全部見積りをするんじゃないですか。見積りをして、出た数字に何%上乗せして金額を出すんですよ。違いますか。

○建設課長（早川勝志君）

通常、建設工事の発注につきましては、まず数量を決めまして、設計図書がありまして、それに対する数量、例えばこれが必要だ、こういった作業が必要だというのを積み上げていきまして、直接工事費というのを計算いたします。それに関わる諸経費が発生しますので、例えば現場管理費、一般管理費等々の諸経費が発生しますので、それを加味して、それを加算した上でですね、設計額というのが決まってまいりますので、ただその材料とかですね、その辺が非常に物価が高騰するという可能性もありますので、必ずしもこれが施行中にですね、大きな物価高騰とかありましたら、それは見直さないといけないというふうな形になっているというふうに認識しております。

○5番（重信安男君）

それでは、その1億6,830万ですね、これ契約し終わった時点で、材料さんと、その材料を確保

させれば、高騰しないですよ、材料費。

○建設課長（早川勝志君）

これはですね、材料は私どもは、例えば設計書を作るにあたってですね、見積りを取ったり、公共単価というのがありまして、それを基に積算していくんですけど、公共単価が非常に上がっている場合もございますし、例えば見積額が非常に多くなった、物が入らなくて非常に入手困難という可能性もありますので、その辺はやはり契約書に基づいて執行していく形になろうかというふうに考えております。

○議長（藏 正君）

ほかに質問はありませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 陳情第1号 義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請について

○議長（藏 正君）

日程第5、陳情第1号、義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第92条2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、採択することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択について

○議長（藏 正君）

日程第6、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の引き上げをはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択についてを議題といたします。

なお、本件に対して趣旨説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議員派遣の件について

○議長（藏 正君）

日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合は、議長に一任していただきたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（藏 正君）

日程第8、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程など、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

○議長（藏 正君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上をもちまして、令和6年度第2回大和村議会例例会を閉会いたします。

閉会 午後 3時44分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

大和村議会議長 藏 正

大和村議会議員 前 田 清 和

大和村議会議員 重 信 安 男